

第百八十九回国会

参議院厚生労働委員会会議録第六号

平成二十七年四月十四日(火曜日)
午前十一時一分開会

委員の異動

四月八日

辞任

石橋 通宏君
辰巳孝太郎君

補欠選任

福山 哲郎君
小池 晃君

四月九日

辞任

福山 哲郎君

補欠選任

石橋 通宏君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

丸川 珠代君

大沼みずほ君

羽生田 俊君

福岡 資麿君

津田弥太郎君

長沢 広明君

委員

赤石 清美君

石井みどり君

木村 義雄君

島村 大君

高階恵美子君

滝沢 求君

武見 敬三君

三原じゅん子君

石橋 通宏君

西村まさみ君

羽田雄一郎君

白 眞勲君

牧山ひろえ君

山本 香苗君

国務大臣

厚生労働大臣

川田 龍平君
小池 晃君
行田 邦子君
薬師寺みちよ君
福島みずほ君

副大臣

内閣府副大臣

法務副大臣

厚生労働副大臣

大臣政務官

総務大臣政務官

外務大臣政務官

厚生労働大臣政務官

厚生労働大臣政務官

厚生労働大臣政務官

厚生労働大臣政務官

厚生労働大臣政務官

厚生労働大臣政務官

厚生労働大臣政務官

厚生労働大臣政務官

厚生労働大臣政務官

厚生労働大臣政務官

厚生労働大臣政務官

厚生労働大臣政務官

厚生労働大臣政務官

厚生労働大臣政務官

厚生労働大臣政務官

厚生労働大臣政務官

厚生労働大臣政務官

厚生労働大臣政務官

厚生労働大臣政務官

厚生労働大臣政務官

厚生労働大臣政務官

厚生労働大臣官
房技術総括審議
官
厚生労働大臣官
房審議官
厚生労働省医政
局長
厚生労働省健康
局長
厚生労働省労働
基準局長
厚生労働省労働
基準局安全衛生
部長
厚生労働省職業
安定局長
厚生労働省職業
安定局派遣・有
期労働対策部長
厚生労働省職業
能力開発局長
厚生労働省雇用
均等・児童家庭
局長
厚生労働省社
会・援護局長
厚生労働省老健
局長
厚生労働省保険
局長
厚生労働省政策
統括官

鈴木 康裕君

谷内 繁君

二川 一男君

新村 和哉君

岡崎 淳一君

土屋 喜久君

生田 正之君

坂口 卓君

宮川 晃君

安藤よし子君

鈴木 俊彦君

三浦 公嗣君

唐澤 剛君

今別府敏雄君

参考人

日本赤十字社副
社長

大塚 義治君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○参考人の出席要求に関する件

○社会保障及び労働問題等に関する調査
(アツツ島における遺骨収集帰還事業に関する

件)

(北朝鮮帰還事業における日本人妻への意思確
認に関する件)

(医療現場の過重労働の現状及び対策に関する
件)

(外国人技能実習制度の適正化及び拡充に係る
見直しに関する件)

(臨床研究の倫理審査委員会認定制度の在り方
に関する件)

(被災地における介護保険の補足給付の在り方
に関する件)

(子どものいる低所得世帯の可処分所得を増や
す取組の重要性に関する件)

(データヘルス計画の推進における経済産業省
との連携の必要性に関する件)

(高度プロフェッショナル制度の問題に関する
件)

○勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律案
(内閣提出)

○委員長(丸川珠代君) ただいまから厚生労働委
員会を開会いたします。

委員の異動について御報告をいたします。

去る八日、辰巳孝太郎君が委員を辞任され、そ
の補欠として小池晃君が選任されました。

○委員長(丸川珠代君) 政府参考人の出席要求に
関する件についてお諮りをいたします。

社会保障及び労働問題等に関する調査のため、
本日の委員会に、理事会協議のとおり、厚生労働
大臣官房審議官谷内繁君外二十一名を政府参考人
として出席を求め、その説明を聴取することに御
異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(丸川珠代君) 御異議ないと認め、さよ

しっかりこれは調整を進めなければならぬ

ないと思うんですね。今、今日は例を挙げてアツツ島ということで言いましたけれども。

ここで委員長、理事会の皆さんにちよつと理事会でお諮り願いたいと思うんですけれども、ちよつとこれ、厚生労働省として、このいわゆる南方の島の今の遺骨の収容数とか、そういった記録について、一度全部出してもらいたいなというふうに思うんですね。

これ、ちよつと理事会でお諮りいただきたいと思っています。

○委員長(丸川珠代君) 後刻理事会において協議をさせていただきます。

○白眞勲君 是非、厚生大臣、アツツ島のみならず、遺骨の収容というものは、これは非常に重要だと私は思っておりますので、継続して御尽力のほどお願いしたいというふうに私からもお願い申し上げます。

続きまして、一九五九年、昭和三十四年から始まった日本から北朝鮮への帰還事業についてお聞きしたいというふうに思います。

まず、厚生労働省にお聞きいたしますけれども、この帰還事業で九万三千三百四十人が北朝鮮に渡航して、そのうち日本国籍所有者数は六千八百三十六人ということでしょうか。この辺りの事実関係についてお願いいたします。

○政府参考人(佐々木聖子君) 法務省からお答え申し上げます。

昭和三十四年十二月から昭和五十九年七月までの間に実施されました北朝鮮への帰還事業によりまして帰還をされた方、合計九万三千三百四十人。うち、日本人と判明しております者、今委員御指摘のとおり六千八百三十六名となっております。

○委員長(丸川珠代君) それでは、佐々木審議官におかれましては、その前の席にお座りをください。

○白眞勲君 ちよつとお聞きしたいんですけど、日本妻はそのうち何人いるんでしょうか。

○政府参考人(佐々木聖子君) お答え申し上げます。

す。そのうち、在日朝鮮人等に随伴して北朝鮮へ出国しましたいわゆる日本人妻につきましては、推定ではございますけれども、約千八百三十人であつたと承知しております。

○白眞勲君 たしか予算委員会でも麻生総理、麻生外務大臣だったかな、答弁したとき、千八百三十一名と聞いているんですけど、どうなんでしょうか。

○政府参考人(佐々木聖子君) 私どもがこの名簿を保有をしておりますけれども、記載内容、十全なものではございませんで、真に日本人妻であつたかどうかということにつきましては推定の域を超えないところがございまして、ただいま約千八百三十と御報告したものでございます。

○白眞勲君 日本赤十字さんにお聞きいたします。当然、この方々というのは、当時の厚生省、外務省から委託を受けた日本赤十字が渡航直前に帰還希望者の意思を確認したということですから、その確認の内容と内容というのはどのようなものだったんだろうかと思うんですね。つまり、北朝鮮という国交がない国に行くわけですから、当然、自由往来はできないということを確認したということなんですけど、その辺りいかがでしょうか。

○参考人(大塚義治君) 当時、日本赤十字社は、居住地を選ぶ権利と申しましたか、が重要なものだという認識の下に、いわゆる帰還事業をお手伝いし、また自らも実施したわけでございますけれども、その中で最も心を砕いた点が御本人の意思の確認ということでございます。したがって、様々な手続を経て最終的に確認をいたしましたかという手順を取ったわけでございますけれども。

かいつままで申し上げれば、まず市町村に設けられました日赤の窓口で、そこで本人が、個人が北朝鮮へ帰りたいという意思を表明していただ

く、署名、捺印をして表明していただくということに始まりまして、最終的には、何度かの意思確認を経ながら、言わば帰国、乗船直前に、赤十字国際委員会、ICRCのメンバーの立会いの下に最終的に確認をして御乗船いただいたと、こういうことになっているわけでございます。

○白眞勲君 意思確認をしたということ、直接日本赤十字さん意思確認をしたということですけど、これは世帯で確認したのか、それとも個人に對して行われたのか、お聞きしたいと思うんですね。

ほとんどの日本人妻が帰れるものと思つていたという証言もあるわけなんですけれども、その辺り、まずちよつとお話聞かせていただきたいと思つています。

○参考人(大塚義治君) ただいま申し上げましたように、基本は個人お一人お一人の意思を確認してということでございますが、当然、家族という単位もございまして、最終的に、乗船の前に、ICRC立会いの下に、確認する場合には御家族一つの部屋で最終的に確認をしたと聞いております。

また、その際に、一度いわゆる北朝鮮に御帰国されると、なかなか、特別の政府の許可がないと帰れませんよということにつきましては、特別のしおり、パンフレットでございまして、パンフレットを作つて、その中にも明示をして、繰返し注意を喚起して、その上で意思表示をしていただく意思の確認をしたと、こういうことになっております。

○白眞勲君 今のパンフレットということですけども、そのパンフレット、多分あるかと思つたんですけど、是非またこれは委員会の方に提出願いたいと思うんですけども、いかがでございますでしょうか。

○参考人(大塚義治君) 理事会のお許しがあれば、提出をいたします。

○白眞勲君 じゃ、委員長、理事会の方でお諮りいただきたいと思います。

○委員長(丸川珠代君) 後刻理事会で協議をさせていただきます。

○白眞勲君 今、赤十字さんから、基本は個人だけれども、実際には世帯で確認しているんだというお話がありました。本来はこれ個人に對して行われなければならないものだと思いますけど、その辺はいかがでしょうか。

○参考人(大塚義治君) 私の説明がちよつと不十分だったかもしれませんけれども、先ほど申し上げましたように、まず最初の帰国意思につきましては、お一人お一人、個人個人の署名捺印の上で確認をして言わば手続がスタートいたします。したがって、原則は個人の御判断でございます。現に、同一の家族でもその御意見が分かれて、家族の一部は北朝鮮に渡り、家族の一部は残られたというケースも多数ございます。

したがって、基本は個人個人の意思でございますけれども、最終的な、今度は家族のまとまりというのでも大事なものでございまして、家族を言わば分断するような形で最終意思確認をしたわけではないと、そういう意味で申し上げたつもりでございます。

○白眞勲君 あと、今、二度と帰れなくなる可能性もありますよということをあのパンフレット等で明示をしたということですけども、本人に對して、今不動産とか何かだと、例えば重要事項説明といって、お互いに言葉で言つて、不動産屋さんが言ったものをお互いに聞いた上でサインということですけども、そういった了解のサインというものはもらっているんでしょうか。つまり、二度と帰れなくなるということを明示した文書に對してサインをしているとか、そういうことはあるんでしょうか。

帰国の意思のサインは分かりました。しかし、二度と帰れなくなる、これは非常に重要な僕はポイントだと思つているんですけども、それについてサインとか、本人がきちつとそれに対して意思の表明というのをしたのかどうか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○参考人(大塚義治君) 帰国される場合に様々な条件がございます。

もちろん、もう一度日本に戻りたいという可能性がどうかということも重要な要素ではございませんけれども、その他財産の問題でありますとか、日本におきます関係者との関係でありますとか、様々な問題がございますので、後ほどもしお許しをいただければ提出をいたしますパンフレットといえますのは、表題は帰還案内と書いてございますけれども、その中に様々なことが書いてございます。特に強調しておりますのは、どういう選択をするか、日本に残るか、北朝鮮に渡るか、あるいは許されれば他の国に出国するか、いずれも本人の自由です。というのは非常に重要なポイントとして書いてございまして、他方、いわゆる北朝鮮にお帰りになりますと、日本政府の特別な許可がないとお戻りになれません、そのことは十分注意していただきたいということが表示をされまして、繰り返し説明されたと聞いておりますけれども、その点に絞って意思確認の例えばフォーマットを作って確認印を押すというような、そういう手続はございません。

先ほど申し上げましたように、基本的には、帰りたいという方が御登録をいただき、その過程で、乗船するまでの過程でもし意思が変更されればいつでも自由に撤回できます、変更できますという点も、これも繰り返し御説明をしているわけでございますから、途中で意思が変わったという点であれば、言わば乗船の候補者名簿から削除されると、こういう手続になっております。

○白眞勲君 その後、北に渡った日本人妻が戻ってきたり、いろいろな証言があるわけですけど、ほとんどの方が、帰れるかと思っていたという方がほとんどですね。帰れないと思っていたという人はほとんどいないんですね、証言の中に。だから、私そこをよく聞いています。つまり、その辺のそこがちょっとあるんですね。だから、私思うんですけど、帰れないですよ、もしかしたら本当に帰れなくなりますよというこ

とがあつたら、相当な方々というのは私ちゅうちよすると思います。ところが、その辺りがどうもあやふやなんです。私はそこをよく調べたいなと思っているんですけども。

その部分非常に重要なんです、その辺り、十分に周知していたというのと、今御発言のあつたところとの兼ね合いをどういうふうに思われま

すか。

○参考人(大塚義治君) 具体的な数字で残っているわけはございませんので、一つの例ということでお聞きいただかなければなりませんけれども、私も当時の業務に関連をしました複数の人たちの話を聞いたことがございます。

例えば、今の、一度渡りますと日本政府の特別の許可がないと戻ることがなかなか難しいですよというところは御説明をした。そのときに、数で言うわけにはまいりませんが、かなりの方々は、分かつている、分かつていると、そのうちちゃんと、何といましようか、日本に堂々と帰ってこられる道が必ず開けるといつて自信を持って帰られた方も少なかつたというように聞こえております。ちゃんと御説明をしたという事例ももちろんございます、それが原則でございます。

私どもとしては、どう受け止めていただいたかというのを数字であるいは資料で示すことはできませんけれども、言わばマニュアルに従いまして誠実に事務が執行されたものというふう

に認識をいたしております。

○白眞勲君 今、度重なつてお話しされているのが、日本側から特別な許可がないと帰れませんよというお話をされましたけれども、要は、日本人ですから、日本に帰るのに特別な許可が必要なのかというのを私今ちょっと感じたんですね、疑問に。世界のどこに行こうと、日本人が日本の国に帰るのに特別な許可が必要なんですか。

○参考人(大塚義治君) 私の方からお答えするべき事案かどうか必ずしも自信がございませんけれども、ただいま申し上げました帰還案内にはどう

いう表現になっているかといえますと、当時の文献ですが、そのまま読み上げますと、朝鮮人がその祖国に帰った後においては、日本政府の特別の許可のない限り、彼は再び日本へ戻ることはできません、したがって、その点をよく認識を、この点はくれぐれも注意していただきますというようにことが表示をされてございます。

○白眞勲君 日本赤十字さん、ちょっと私、認識が間違っているような感じがするんですね。

私は朝鮮人のことを言っているんじゃないんです。日本国籍所有者です。日本国籍所有者について、あなたは日本人なんですけれども帰ってこられなくなる可能性があるんですよということを聞いたかどうかなんです、私が最初から言っているのは、今は、朝鮮人の人たちが自分の祖国、まあ祖国と言えらるかどうかはそれはまた別の議論になるんですけども、に帰るときに、あなたたちは今の日本側が、特別な許可を得ない限り、またこつちに帰ってこれませんよというのは分かりました。

しかし、今私が言っているのは日本人の方がです、日本人の方が海外から戻ってくる際にそういうことを言っているんですかということ。それを聞いています。

○参考人(大塚義治君) ただいまの先生の御質問のようにストレートに御説明したかどうか、これはちよつと正直はつきり分かりませんが、そもそも日本人、いわゆる日本人妻でございますが、日本人の方で朝鮮人の奥様になられている方ににつきましては、帰国するときに、特別にといましようか、朝鮮人の妻であるということが事由で、なおかつ本人が希望すればお帰りになれるという扱いをしておるわけでございますから、通常ですと、旦那さんであります、御主人であります朝鮮人の方がそう簡単に帰国できませんよということ

は、その奥様であります日本人妻の方も同様な条件にあるというふうには御理解をいただいております。

○白眞勲君 それ、ちよつと間違っているんじゃない

ないでしょうか。同様じゃないですよ。国籍違えば違いますよ、それは。これは、私の父親と母親は国籍が違いますからよく分かります、私。

法務省さん、いらつしやっていますよね。これ、質問通告していませんけど、ちよつとこれ非常に大きな問題なんです。日本人がどの国にいうとも、帰ってくるときに特別な許可は必要でしょうか。

○政府参考人(佐々木聖子君) 入管法の規定について御説明を申し上げます。

日本人が帰国をする場合、その方が有効な旅券を所持し、必要な手続を取った場合に、入国審査官が帰国の確認をする、帰国の確認を受けなければならぬということが入管法に定められております。

○白眞勲君 日本人だったら帰れるということですよ。

○政府参考人(佐々木聖子君) 入管法の手続上、日本の国籍を有する方がお帰りになられたとき、渡航文書の定めはございますけれども、入国管理局として手続をするということを定めてございます。

○白眞勲君 入国管理局が手続をするのは、日本人かどうかをきちつと見定める人的確認をしたいということを手続をするということですよ。

つまり、どういうことかといえ、日本人だったら帰ることはできるということではないですか。

○政府参考人(佐々木聖子君) お答え申し上げます。

出入国管理の役目といたしまして、全ての方の出入国の公正な管理を行うということになっておりますので、外国人のどなた、日本人のどなたが国境を越えて行き来をされたということを確かめるといふ役目を持っているものでございます。

○白眞勲君 ちゃんと答えてもらいたいんですけど、要は日本人は帰ってこれるということではない

○政府参考人佐々木聖子君 日本人の方が御帰国になられたときにはきちつと手続をするということでございます。

○白眞勲君 つまり、今、日本赤十字さんがおっしゃっているのは、在日朝鮮人の方のことをずっと言っていたような気がしたんですね。それは、日本人が帰ってくるときに特別な手続は必要ないと思ひます。日本人であるならば帰ってくるのは当たり前。

○参考人(大塚義治君) お示しのようなケースにつきまして、そこを言わばビックアップして御説明をしたかと。した、しないという明確な資料は、資料としては残っておりません。

ただ、私も、先ほど申しましたように、当然、家族として行動されるということが基本的な前提でございますから、あるいは社会の通常でございましょうから、そういう前提で御理解をいただきたいという御説明は多分、まあ多分というのも変ですが、しておたはずだというふうに理解をいたしております。

○白眞勲君 それはちよつとおかしい話でして、家族は家族として、もう分かれます、それは血のつながりのある家族です。しかし、国籍が違うと、それは当然対応が国として違ってくる、これも当たり前の話なんですね。国籍とは関係ないんです。だから、私は個人が世帯かということも聞いているわけです。

つまり、今までの話を聞いていますと、私はどうもそこに、日本人妻の皆さんがいつでも帰れると思つていたら、私は当たり前だと思ひます、日本人である以上は。それを、きちつとそこは、帰れなくりますよというの、どうも今までの件ですとあやふやだということが分かるかと思ひます。

それで、そこでちよつとお手元の資料、皆さん

にお配りした資料一枚目、在日朝鮮人帰還業務実施状況ということで、日本赤十字社が外務省の資料で出てきているわけなんですけれども、これは情報公開請求で川島高峰明治大学准教授が手に入れた資料なんですけれども、ここにある、外務省さんにお聞きします、申請無効者って何ですか。

○政府参考人(下川眞樹太君) お答え申し上げます。先ほど、帰還の申請についての手続について赤十字社の方から説明がございましたが、その申請書類、手続等において何らかの不備があつたものというふうに理解しております。

○白眞勲君 これ、申請者が十二万人のうちの申請無効が二万人もいるんですね。どういうことなんですか。ちよつとよく分からないんですかね、これ。意思変更者は分かれます、気が変わったということだと思ひます、簡単に言えば。

この申請無効というのは、書類上不備があるということなので、例えばどういう書類上の不備をここにに入れてあるんでしょうか、カテゴリーに。そこ座つていてくださいよ。

○委員長(丸川珠代君) それでは、下川審議官は前の席にお進みください。

○政府参考人(下川眞樹太君) お答え申し上げます。ちよつと具体的に、どういう項目が落ちると無効になるかという、具体的にお答えする材料は持ち合わせておらないんですが、先ほど来御説明がございましたように、本人の意思の確認ですとか、それから居住地域それから家族関係等々いろいろ事実関係、そういったようなものについて何らかの不備があつた場合ないしは確認できない事項があつた場合というふうに理解しているところでございます。

○白眞勲君 それにしても多いんですね。これ、もう一回やります、ちよつと先に進みたいのでこで止めますけれども、ちよつとこれ全然理解できないんですね、これだけの申請無効がある

というのは。それに、意思の変更者というのは上にありますからね、今ちよつとお答えの中にそんな意思の変更っぽいような話もしましたけれども。それは別に、要は書類上の不備ということではないわけですか。もう一回、そこだけ確認します。書類上の不備なんですか。

○政府参考人(下川眞樹太君) 書類、手続等の不備というふうに考えております。

○白眞勲君 安否調査の嘆願書、これ二ページ目以降なんですけれども、皆様、黒塗りややつです。これ相当な数あるんですね。この安否調査の嘆願書、相当外務大臣に来ていますけれども、今まで一体何通来ているんでしょうか。そして、何人の北朝鮮に行つた方から安否調査、そして帰国の嘆願書、そういったものが出てくるんでしょうか。お答えください。

○政府参考人(下川眞樹太君) ただいまお尋ねございました嘆願書や安否調査依頼といひますのは、過去長年にわたり様々なものがございまして、包括的にお答えすることは困難でございます。ただし、例えば昭和四十九年には、外務大臣宛てということに限つて申し上げれば百件以上の安否調査依頼があつたというふうに考えられます、それらも踏まえまして、昭和五十年代前半には日本赤十字社を通じて北朝鮮に對しまして二百十人の日本人配偶者についての安否照会を行つたところでございます。

○白眞勲君 これ、一通一通つて物すごい重い私は嘆願書だと思ひますね。命が懸かっているんですよ。僕は、別に黒塗りのところを攻撃するつもりもありません。それは個人のいろいろな状況が書いてある部分だと思ひますから、それについて私は何も思ひませんけれども、この字を見るだけで、やっぱり私ちよつと胸が締め付けられるような思ひがするわけですよ。

ちよつとお聞きします。二ページ目の、「主人名(不名)」と書いてあるんですね。これ普通、夫の名前は分かれますよね。この「主人名(不名)」というのはどういう意味なんですか。

○政府参考人(下川眞樹太君) 帰還事業によりまして北朝鮮に帰還された在日朝鮮人、こういった方に随伴して北朝鮮に渡航したいわゆる日本人配偶者の個別の背景事情はそれぞれいろいろあつたかと思ひます。したがって、一概にお答えすることは困難でございますが、日本人配偶者の家族が必ずしも朝鮮人配偶者の名前を把握していない事例等、そういうこともあつたのではないかとこのように考えております。

○白眞勲君 もちろん、あり得ないとは思ひますよ。しかし、この不明という数が物すごい数なんです。やっぱり何か御主人の名前の書いたものが、それはこの日本にあるはずですよ、私は。必死になつて皆さんこれ安否調査をお願いしているのに、不明ということはなるべくやめようと思ひのが普通ですよ。できる限りの資料を出していきたいというのは、これは当たり前話なんです。それについてちよつと不明というのが多いと思ひますね。

もう一つお聞きします。この三ページ目、渡つたところ、昭和三十五年から三十六年頃、山口県からとなつていられるんですね。これ新潟からしか船出ていませんよ。何で山口県なんですか、これ。これは、黒塗りのところにどういふ事情が書いてあつたか私分かりません。それから、手前のもう一回二ページ目、出発した場所、これも真っ黒に塗られているわけですね。これ新潟県ですよ、普通は。これ何ですか、どうしてですか。

○大臣政務官(宇都隆史君) お答え申し上げます。白委員がお示しされている二枚目の資料に関しては、このいわゆる日本人妻と言われる御家族の方から宮沢外務大臣宛てに提出された資料ということで、恐らく、この渡つたとき、ところ、昭和三十五年から六年頃、山口県からというの、実際にそこから船が出たという意味ではなく、恐らく山口県辺りにその時代について、新潟の方に移動して出港したというような、そういうことを書かれています。これは、恐らく、そういうことを書か

これ行政文書ではないので、これ以上我々行政側からこの山口県という意味についてお答えすることは少し困難かと思われます。

○白眞勲君 でも、普通こういうものが来たときにあれっと思わなきゃ駄目ですよ。だから、この事情は何を書いてもあるか分かりませんけれども、黒塗りの部分で、やっぱりこういったものについてきちっと調査をするとか、そういうことというのは過去にやられたんでしょうか、外務省としては、これ、山口県からというのはどういうことなんでしょうかということは聞いたんですか。

推察は分かりました。聞いたのかどうか。事実関係聞けばいいじゃないですか、この人という人だか分かってるんだから。その辺についてはどうなんでしょうか。

○政府参考人(下川眞樹太君) 先ほど申し上げましたとおり、昭和四十九年に受け取りました安否調査依頼なども踏まえまして、昭和五十年から五十四年までの間に、計十四回にわたり二百十人の日本人妻について安否照会及び緊急を要する者についての里帰りの依頼というものを日本赤十字社を通じて行ったところでございます。

若干の反応があったものについては、昭和五十……

○白眞勲君 そんなこと聞いていないよ。答えてよ、これについて。

○政府参考人(下川眞樹太君) はい。

さらに、そういう国交等がない中で、日本赤十字社を通じての照会というものを過去にも累次にわたってやってきたわけでございますけれども、加えまして、日朝のいろいろな協議の過程におきまして、日本人妻の動向について照会をしてまいりました。

さらには、今行われております日朝間の協議におきましても、いわゆる日本人配偶者に関する問題については照会しているところでございまして、昨年十月二十八日、二十九日の二日間にはわたり平壤において行われました特別調査委員会との協議でも様々な質疑を行いまして、残留日本人・

日本人配偶者分科会については、先方より、資料を分析するとともに、現地調査によつて証言を聴取し、人定事項等の確認に努めるとの説明がございました。ただし、残念ながら、具体的な情報を含む調査結果の通報はなかったところでございます。

○白眞勲君 外務省さん、余り時間を長々と、質問したことに答えていただければいいんですよ。そのストックホルムの話まで持つていく必要はないじゃないですか、これ。

じゃ、ちよつとお聞きしますけれども、これは外務省というか拉致対策関係かもしれないけれども、拉致被害者の有本恵子さん、石岡亨さん、さらに松木薫さんとの違いをちよつと聞きたいと思うんです。

これらの拉致被害者の方々は、昭和五十年代に欧州において失踪とされ、その後、北朝鮮に拉致されたこととです。いまだに帰ってきていないらしい。ただ、横田めぐみさんのような強制的にボートに乗せられたという、嫌々乗せられたというふうなケースとはちよつと違って、いわゆる自分の足で入ったのではないかといい点で、また、手紙が北朝鮮にいくという点も伝えてきているわけですよ、この拉致の被害者の皆さんは。

これらの被害者と、今、日本人妻の話を赤十字さんからいろいろ話を聞いていると、帰ってこれるかと思つていたらけれども帰ってこないんだと、だまされたと言っている。これ、私、何か共通項あるような気がするんですけども、これ、日本人妻の関係も、拉致と言えんじやないでしようかね。この辺どうですか。

○副大臣(赤澤亮正君) まず、拉致担当からお答えをいたします。捜査等については、これ警察の方にも聞いていただかないといけないかもしれない。本恵子さんと石岡亨さんなどの拉致被害者については、関係省庁・機関による捜査、調査の結果に基づいて、北朝鮮当局によつて実行された拉

致行為の有無を判断して拉致被害者として認定をしております。そういう意味で、北朝鮮による拉致です。当局による国家的犯罪行為として本人の意思に反して行われたものだという認定を政府としてしていることとあります。

先ほどから御議論ありますように、北朝鮮への帰還事業については、赤十字国際委員会による必要な仲介を依頼するとの方針の下に、政府としては、日本赤十字社などが帰還の意思確認等を行い実施されたものであるというふうに認識をしております。この点を捉えて、北朝鮮への帰還事業で在日朝鮮人とともに北朝鮮に行つた日本人配偶者については拉致行為があつたとは言えないというふうに考えております。

○白眞勲君 赤澤副大臣、今、日本赤十字社さんからの話をずっと聞いていらつたと思つたんですよ。本人の意思の確認が非常にあやふやなんです。日本人妻が、私は、されていないと見てるんですけど、これ、本人の意思の確認、つまり帰つてこれないんだという意思の確認もしないまま出ているという部分においては、これ、日本人妻の問題も拉致と認定したつていいんではないのか。帰つてきたくたつて帰れない状況になつてしまつていくんですよ、今。

それについて、赤澤さん、今までの政府の立場は私も知つております。知つているつもりでおります。しかし、その辺りについてどうなんだというふうに私は思ふんです。

ちよつと、警察庁さん来ていらつしやいます。が、拉致の判断、これをどのようにしているんでしょうか。

○政府参考人(高橋清孝君) お答えします。

北朝鮮による拉致行為とは、国内外において本人の意思に反して北朝鮮当局により行われた、主として国外移送目的の拐取、その他の刑法上の略取及び誘拐に相当する行為と考へているところであります。

警察では、これまで捜査活動を通じて積み上げた客観的な証拠や関連情報を総合的に判断して、

十三件十九名を北朝鮮による拉致容疑事案と判断してきたところであり、それ以外の方については、これまでのところ北朝鮮による拉致容疑事案と判断するには至っておりません。

○白眞勲君 警察庁さん、今のお話ですと、本人の意思に反してということが重要だということですよ。ですから、そういう面をいうと、日本人妻の方々も本人の意思に反して外に出れないわけですよ。

有本さんの場合の本人の意思に反してというのはどういう意味を持っているんでしょうか、警察庁さん、お答えください。

○政府参考人(高橋清孝君) その本人の意思につきましても、捜査活動を通じて積み上げました客観的な証拠とか関連情報を判断して、総合的に拉致行為に該当するかどうかということとを判断しております。

○白眞勲君 ちよつと私の質問の仕方が悪かったかもしれないんですけど、つまり、出れないという意思に反してなんですか。つまり、本人が北に入境した可能性があるわけですよ。それは、意思で入っている可能性もある。出れないところで意思に反してというところなのか、それを聞きたいんです、私は。

○政府参考人(高橋清孝君) 出れないということよりも、現在いるところから北朝鮮に入城することに関して意思に反してということだというふうに考へております。

○白眞勲君 ちよつとその辺もう一回、だつて出なければそれはあれでしょう、意思に反してにならないんですか、出れないときも。出れないときも意思に反してでしょう、これは。

○政府参考人(高橋清孝君) お答えします。

個別の事案について具体的に判断しなければお答えしにくいんですけども、それぞれの方についてその意思を捜査としてはしっかりと確認しないと、拉致行為に該当するかどうかというのはなかなかお答えしにくいということです。

○白眞勲君 ちよつとこの辺りもう一回やりたい

と思います。

要は、私が言っているのは、例えば、もう簡単に言えば、私の家に誰か入ってきてくれて、キーキおしいよとか言って入って、それ出さなければこれは拉致ですよ。帰りたいです、駄目と言って、鍵閉めちゃって出さないようにしちゃった。警備局長さん、そうですね、これ拉致になりますよね。もちろん、それは法と証拠に基づいてということになるかもしれないけど、基本的にはそうでしょう、本人の意思に反して出さなければ。どうなんですか、それは。

○政府参考人(高橋清孝君) 繰り返しになりますけど、具体的な事案について判断していかなければならぬんですけど、結果としてそういう出られない状態ということとは、判断すれば、何らかの犯罪行為に該当する可能性はあるかもしれません。

○白眞勲君 それを言ってくればいいんですよ。要はそういうことです。つまり、今回のケースも、私は、この日本人妻というのは帰れるかと思ったら帰れない、出してくれない。そういう面では、赤澤副大臣、どうですか、日本人妻というの、これも私は拉致の、大きなカテゴリーでいえばそういう可能性も否定できないのではないかと、そういうふうには思いませんか。これ、政治家として御判断願いたいと思う。

○副大臣(赤澤亮正君) 本日の議論は聞かせていただきました。あわせて、白委員の問題意識も理解はいたしますが、私どもが取り扱っている拉致について言うと、やっぱり捜査当局の認定の下に非常に厳格な判断をしております。これと条文も御紹介をすれば、刑法の二百二十五条で、やっぱり、「営利、わいせつ、結婚又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、人を略取し、又は誘拐」ということ。あるいは、今回の有本さんや石岡さんの場合でいうと、北朝鮮の国家的な意思としては、二百二十五条で結婚目的で、朝鮮の方と結婚させようというんで連れてきたという略取・誘拐の例でありますし、通常の拉致で

あれば、「所在国外に移送する目的で、人を略取し、又は誘拐」ということで、先ほどの委員御指摘の、連れてきて、そこまでは意思はあったんだけれども、帰さないような場合というのは、むしろ逮捕とか監禁とかの方に当たるのかもしれない。私どもが通常、拉致の認定を捜査当局にいたっている方の条文とは適用条文が若干違っているんじゃないかという感じが私自身はいたしております。

そういう意味で、私どもが捜査当局と協力しながら拉致の認定をしている事案と事実関係とかもうちよつと整理する必要があるように感じております。

○白眞勲君 ありがとうございます。

今おっしゃいました逮捕・監禁、可能性あり、そして、もう一回この辺りは精査する必要性あり、そのとおりだと私は思っております。是非それを私はお願いを申し上げたいというふうに思います。

日本赤十字社さんに最後にちよつとだけお聞きいたします。

今非常に、北に渡った、これは朝鮮人の方もそうです。日本人の方ももちろんです。赤十字社として、今のこの現状をどういうふうにお伺いでしょうか。

○参考人(大塚義治君) 当時の帰国事業につきましては先ほど来御説明申したとおりでございますが、私どもの活動の、言わば人道的団体としての活動の一つの主要な事業の一つに、例えば離散家族の方々を引き合わせるというような活動も重要な活動の一つとして考えております。

したがって、事の事情はともかくといたしまして、互いに会いたい、会って話をしたいというような御家族がある場合に、なかなか様々な事情でそれが実現できないということに對しまして、人道的な見地から、また客観的な事情が許せば、我々ができる範囲あるいはできる方法で様々のお手伝いをして御希望に沿うように支援をするということには我々の大事な役割だと思っております。

して、そういう観点から今後とも可能な努力を続けていきたいとは考えているところでございます。

○白眞勲君 塩崎大臣にお聞きいたします。今まずと議論聞いていらつしやったと思うんですが、日本人妻、非常に厳しい環境の中に置かれている。意思に反してと言つて私はいいいと思います。もう出られない人たちがいっぱいいるわけです。帰れない人たちがいっぱいいる。そういう中で、今の話で、今、赤澤副大臣からも逮捕・監禁と言つたけれども、そういった可能性についても検討していきたいという話もあった。

厚生労働行政をつかさどる大臣としてはどういうふうにお考えでしょうか。

○国務大臣(塩崎恭久君) 今、特に外務省から、日本人配偶者で北朝鮮に渡つていらつしやる方々についての話を今聞いておつたわけでありますけれども、これは、やはり北朝鮮側に対して、人道的な観点から実態はどうなのかということを含めて安否確認を外務省の方からしているというふうに理解をしているわけでありまして、これについては、厚生労働省というよりは、外務省がまず中心となつて北朝鮮側に対して調査結果をしっかりと通報を受けるようにしていただいている方向で動いているのではないかとこのように理解をしております。

○副大臣(赤澤亮正君) 今の白委員の御質問で一つだけちよつと私、申し上げておきたいのは、犯罪の、刑法の条文に当たるかどうかというのは本当に厳格な認定が必要ということで、私が今日挙げたあれでいうと、略取・誘拐と併せて逮捕・監禁ということを申し上げましたが、これに当たるかどうかの認定というのは非常に厳格な認定が必要ということで、私どもとしては、今、日本人妻の問題については拉致行為があったというふうには認定をしていない、意思に反していたとは認定していないということも重ねて申し上げておきたいと思ひます。

○白眞勲君 一点、拉致の判断をするのが警察庁

で、認定するのが拉致の方ですから、そこだけは今答弁の中にちよつとそこがあつたような気がしましたので、それも私の方からも御指摘したいと思ひますけれども、今の段階ではということろがポイントだと私思つておりますから、これからは是非御検討いただきたいという、先ほどの答弁、非常に重要な答弁だと私は思つております。それで、ちよつと時間がもうほとんど一分、二分しかなくなつちやつたので、ちよつとどこまでできるか分かりませんが、最後の質問にさせていただきますたいというふうに思います。

資料の最後のページをお願いいたします。

これを見ると、これ、いわゆるおれおれ詐欺とかいわゆる特殊詐欺の関係、ちよつと全然話が違つて大変に恐縮なんですけれども、見ると、本人からの相談、今日は消費者庁さんも来て、本当は答弁していただくかと思つたんですけど、もうちよつとしゃべつていただく時間がないので私が言ひますけれども、ホームヘルパー等が、団体等からの相談が、認知症等高齢者では八割以上を、何というんでしょうかね、全国の消費生活センターにトラブルのことにについての相談があるということになつていふんですね。

結局、厚生労働省さん、これどうなんですか。このトラブルというのを厚生労働省はちゃんと確認しているんでしょうか。その辺ちよつとお聞きしたいと思ひます。

○政府参考人(三浦公嗣君) このような消費者被害を未然に防止するという観点から、高齢者の相談窓口でございます各市町村に置かれる地域包括支援センターが消費生活センターなどと定期的に情報交換を行うとともに、地域包括支援センターに高齢者から消費者被害についての相談があった場合には、消費生活センターなどと連携して対応するというふうな取組をしているところでございます。

○白眞勲君 その連携、重要なんですけど、ちよつと警察庁さんに最後の事実関係だけ簡単に御説明願ひたいんですけど、今この状況どうなっている

んですか。

○政府参考人(露木康浩君) お答えいたします。

振り込め詐欺を始めとした特殊詐欺につきましては、昨年中の認知件数が一万三千三百七十一件、被害総額が五百五十九・四億円と、過去最高を更新をいたしております。また、特殊詐欺の被害者のうち六十五歳以上の高齢者が占める割合は、平成二十三年には約六割でございましたけれども、その後年々増加をいたしまして、昨年には約八割となっております。大変被害は深刻でございます。

○白眞勲君 そうなんです。つまり、約一万人の被害者が毎年発生して、それで一人当たり五百万円被害を受けているんですね。その多くが高齢者である。これ、やっぱり厚生労働省としても非常に重要なポイントだと私思っているんですね。お年寄りの皆さんが大変な嫌な思いをしているという事。

これについて、今日はもう時間がないのでこれでやめます。あと、次の機会にこの件についてまたじっくりとやりたいと思っておりますので、今日はここまでとします。

ありがとうございます。

○石橋通宏君 民主党・新緑風会の石橋通宏です。

今日は、最初に、この間統けて大臣に長時間労働、過重労働対策、現状認識と取組について幾つかお伺いをしてまいりましたけれども、まず、とりわけ今日は医療現場の過重労働問題について大臣の認識、それから具体的な提案も含めて、まず質疑をさせていただきたいと思います。

最初に、塩崎厚生労働大臣にお伺いします。

現状、医療現場、勤務医さん、そして看護師さん、多々過重労働問題についてこの間いろんな場で問題指摘をされているわけでありますけれども、まず大臣として、この医療現場における過重労働問題について御見解、御認識いかがか、お伺いさせていただきたいと思います。

○国務大臣(塩崎恭久君) この医療の現場での勤務

務の状態については、もちろん私も地元で随分いろいろなお話を聞きますし、全般的な話も聞いてもかなりタイトであり、また被災地などで医療機関に行っても、これまますもってなかなか大変な状況だということを感じることが多いわけでありまして、例えば医師について、週の労働時間が六十時間以上の雇用者の割合が三八・一％に及ぶといった実態があつて、その勤務環境を改善することは今申し上げたように大変重要であつて、時間外労働の上限問題などいろいろ議論はされてきておりますけれども、なかなか、やはり様々なことを考えながらこの問題について考えていかなきゃいけないなど、そういう認識を持っております。

○石橋通宏君 まず、大臣も厳しい現場の状況があると、改善が必要だという認識を示していただいたこと、確認をさせていただきたいと思います。

一点、大臣でもいいし、参考人でも構いません、ちょっと確認ですが、労働基準法上、これ労働時間規制、休日規制、様々なわけですが、これお医者さん、看護師さんに対してこの労働基準法上何らかの適用除外、つまり一般の労働者と比較して専門職であるがために適用除外になっている、そういう扱いがあるんでしょうか、ないんでしょうか、確認まで。お願いします。

○政府参考人(岡崎淳一君) 医師、看護師を特定してということはないと。管理監督者とか、いろんな、同じように普通の労働者の方と掛かっているということでございます。

○石橋通宏君 基本的にないんですね。一般労働者と同じ扱いなんです。大臣。ですから、当然、残業する際には三六協定の締結、登録が必要で、これは当たり前なことですけども、大臣、先ほど厳しい環境、まさにその当たり前のことが、じゃ現場でどうなっているのかというのがやっぱり問題なわけです。

それでは、大臣、厚生労働省として、この医療

現場、勤務医さん、とりわけ、そして看護師さん、この過重労働の実態についてきちんとした調査を最近されたことはあるでしょうか。

○国務大臣(塩崎恭久君) 医師、看護師などは、医療に限定をしてそれだけということとは、今日先生がお配りをしていただいている資料、若干ありますけれども、基本的にはないというふうに聞いております。

○石橋通宏君 医師、看護師に特化して調査をやったことが最近、最近なのか過去に遡ってなのか分かりませんが、ないという説明だったんですね。

先ほど大臣、医療現場厳しいとおっしゃった。でも、厚生労働省として調査をしたことがないと、このことがまず大変重要な問題ではないかという事なんです。

資料一でお配りしておりますが、今回、何か資料、データ、調査結果がないのかというふうにお伺いしたところ、このお配りをしているところ、これ抜粋してまとめてありますが、しかし、この一番、例えば労使協定がどうなっているのか、これ保健衛生業で出ているんですけども、医師、看護師では出てこないのが病院の現状が分からないんです。二のところで、さはさりながら保健衛生業で、じゃ労使協定の締結の状況がどうなっているかというところ、三六協定締結をしていないというのが過半数に上っているんですね。じゃ、締結をしていない理由が何かというと、時間外・休日労働がないというのが四二％、プラス三六協定の存在を知らなかったというのが三八・七％と、これも信じられませんが、大臣、そもそも、一般の病院で、一定の規模を持った病院で残業が一切生じないというのが、僕は素人考えでも余りイメージがでないわけなんです。なので、これやっぱり、実態がきちんと把握をされていないかという状況をについては大変問題ではないかということをお大臣も御認識をいただけるんだと思います。

それで、これちょっと済みません、事前通告を

していないので、参考人で結構です、分かたら教えてください。三六協定について、これだけ協定そのものを締結していないというのがあるわけですが、自治体病院なんかでいわゆる医師、看護師が公務員扱いになっている病院というのは、三六協定の締結というのはこれは病院単位でやられるんでしょうか、それとも自治体が締結をしている三六協定、これが病院にも適用されるという理解でよろしいでしょうか。

○政府参考人(岡崎淳一君) 基本的には、三六協定は事業場単位で結んでいただく。したがって、自治体全体ということではなくて、病院であればその病院として締結するというのが考え方になっております。

○石橋通宏君 これもちょっと是非調査をしていただけないかと思うわけです。現場では、どうも自治体病院なんかでも、三六協定が締結されていないと、自治体の三六協定がそのまま締結されているような事例があるやに聞いております。

大臣、これ大臣御存じであれば、若しくはこれも参考人でも構いません、これまで医療機関に集中して監督指導、調査、労働基準監督署、調査、指導をやったことがあるでしょうか。あつたらその結果を教えてください。

○政府参考人(岡崎淳一君) 今手元に資料がないんですが、最近そういう形でまとめたということはないのではないかとこのように思っております。

○石橋通宏君 大臣、これが今の状況です。医療現場の労働時間、過重労働の実態調査もしないければ、そこに集中して監督指導、調査入ったということもないと。先ほど大臣に認識を示していただきましたね、でも、これが実態なんです。大臣、是非調査をしっかりとやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(塩崎恭久君) 私も、大臣になる前からいろんな方々、医療関係者から聞いてみて、特に看護師の皆さん方の夜勤とか、それから特に救

急救命の先生の勤務状況とか、二十四時間の小児

科とか、いろいろ聞いてみて、なかなか大変だなというふうに出ておりました。

一方で、命と健康を守るために頑張っていたというふうなことも事実であって、そういうことになると、やはりその先生方や医療関係者の健康を守るということもこれ大変なことでありますので、今先生から御指摘のとおり、いわゆるこの労働規制に關しての在り方がよく分らないというところであれば、何ができるのか、調査について、私も考えてみたいというふうに思います。

○石橋通宏君 まさに大臣言っていたとおり、命と健康を守るために本当に現場で頑張っていたに違いない。だからこそ、本当に心身に健康な状態でやっぱり患者さんに対していただきたいということから含めても、是非、大臣、今約束をしていただいたと理解をします、具体的にどのような調査、若しくは監督指導、セツトでやっていただくのがあると思いますが、しっかりと検討して、検討結果を委員会に報告をいただきたいと思ひます。それ、確認でよろしいですね。

○国務大臣(塩崎恭久君) どういうことができるか、考えたいと思ひます。

○石橋通宏君 是非しっかりと実行していただきたいと思ひます。

その上で、若干ちよつと二点について、具体的に提案も含めて、大臣、見解をお伺いしたいんですが、まず病院等の医療機関における産業医の選任について確認をさせていただきたいと思ひます。

当然、病院でも、五十人以上常時雇われているところでは産業医の選任が必要なんだということ、理解をしておりますけれども、その病院の産業医で、何と病院長が産業医に選任をされている事例が現場であるというふうな理解をしておりますが、大臣、これどうなんでしょう。病院長が産業医に選任をされて、病院長が自分のところのお医者さんなり看護師さんの健康、これって適任、適切だと思ひられますか。

○国務大臣(塩崎恭久君) 恐らくこれは利益相反、つまり経営側と健康を守る側の二つの役をやること自体をどう考えるかという先生の今の御尋ねだと思ひますが、働く方の健康を確保する、つまり医療機関で働いていらっしゃる方々の健康を守ることは経営にもプラスになるといふ考え方もある、必ずしも経営と健康管理が矛盾するということはないのではないかと、院長と産業医を兼務することの結果として働く方の健康の確保に立脚した判断ができないという実態がある場合にはこれはやはり問題だろうというふうに思ひます。

であつて、仮にそうした実態があるというところで確認されれば、産業医による働く方の健康維持などがこれは適切に遂行されるように、他の産業医の選任も含めて必要な指導を行うような適切な対応を取らなさいいけないんじゃないかというふうに思ひます。

なかなか悩ましいところで、先生御指摘のとおり、つまり健康のプロたる医師がどう考えるかという問題だろうというふうに思ひます。

○石橋通宏君 現場では、まさにその健康のプロたる医師が、これは問題だというふうに思ひま

大臣、過重労働が蔓延をしようとするような病院で、医療機関ですよ、そういうところで、なぜ過重労働が蔓延をしようとしているのかという、それはやっぱり経営側、管理者たる病院長も含めて、それがなかなかそういう実態を強いてしまつてい

が自ら産業医に選任をして、いや、あなたは先月百時間を超えて働き過ぎで大丈夫なのか、いやいや、病院長、大丈夫です、それ、ちゃんとできるわけないですよ。

それ考えたら、大臣、経営にプラス、いや、そういう話じゃないというふうに思ひますので、大臣、ここは是非これもちゃんと実態調査をしていただきながら、これせめて経営側、管理者側に立つ者が産業医に選任されることはやっぱり原則

あつてはいけないということは指導すべきだと思いますが、大臣、これちゃんとこれもしっかりと検討していただけないでしょうか。

○国務大臣(塩崎恭久君) プラスと言っているのは、健康で頑張ってくれることが病院としてもプラスだということを申し上げているので、先ほどおっしゃっていることは必ずしも、何というか、経営者たる医師がやるのがプラスだと私は言っているわけではございませんので、申し上げておきたいと思ひます。

働く方の健康確保に立脚した判断ができないかと、それから産業医の職務を行う時間が十分確保できないような、そういう院長がおられたりということが多く見られる場合は、やはり対応を検討すべきだというふうに私も思ひますので、実態を把握することが重要だというふうに思ひます。

そこで、御指摘の院長による産業医の兼務の状況を含めて、産業医の実態について何らかの調査を行う方向で検討させていただきたいというふうに思ひます。

○石橋通宏君 これも是非検討し、速やかに委員会に報告をいただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。これまでもやるやるといつて一向に進んでいないという実態があると理解をしておりますので、これちゃんと大臣、今答弁いただきましたので、大臣の責任でしっかりと前に進めていただければと思ひます。

加えてもう一点、これも委員会でもこれまでにも議論されてきたことだと思ひますが、医師、看護師、とりわけ看護師さんの夜勤の回数についてちよつと確認をさせていただきませんが、現状でこれ看護師さん、まあ医師もそうなんだと思ひますけれども、夜勤の回数、それから夜勤交代を含めて連続勤務、これについて法令上の規制があるんでしょうか。

○国務大臣(塩崎恭久君) まず第一に、いわゆる時間規制という労働規制については、先ほど局長から答弁したように、他の働く方々と同じように掛かるということでございます。医師や看護師

を対象とした夜勤の回数あるいは連続勤務時間、これについての法令上の制限は特にないというふうに理解をしております。

ないというのは、先ほどの一般的な労働時間規制は掛かるという前提の下での話でありまして、しかし、他の働く方と同様に、時間外とか休日労働とかに關する三六協定の締結や届出、それから割増し賃金の支払、深夜労働等に関する法令違反が認められる場合には、当然当局としては是正を指導しなければならぬということと、一

か月の四十五時間、一年三百六十時間といった限度を定めた限度基準告示に基づく指導を現場でも努めているところでございまして、さらに、労働者の健康を確保する観点から、労使の自主的な取組を促進するための労働時間等設定改善指針を見直す方針でございまして、具体的には深夜業の回数の制限とか、あるいは終業時刻から始業時刻までの間に一定時間以上を確保するいわゆるインターバル、勤務間のインターバルの措置について、労使が自主的に取り組むための参考として新たに指針に加えることとしておりまして、これらに新たに加える内容については都道府県の労働局に配置をするコンサルタントなどを通じて周知を図らなければならないというふうに思ひま

す。

特に、医療機関につきましては、勤務環境改善に向けた取組を行う医療機関に対し総合的な支援を行います医療勤務環境改善支援センターというのがございまして、この活用を含めて、都道府県と協議、連携しながら重点的な周知啓発に努めなければならないというふうに考えております。

○石橋通宏君 大臣、今御説明をいただいた取組で確実に夜勤、連続勤務、これ抑制されるんではないか。自主的な取組、でも自主的な取組をこの間もずっと現場では恐らくやつてこられたんだらうと思ひます。でも、現状、残念ながら大きな改善が見られない。これも、やつぱり法的な措置をとるべきではないんでしょうか。

かつて二〇〇七年に参議院でも国会請願決議が

行われて、これも夜勤日数については月八日以内に規制すべきだということで確認をされており、その後、今に至っても法令上の規制がないという現実です。大臣、もう既に法制度上の改正をすべき時期に来ているのではないかと思います、その検討はしていただけないですか。

○国務大臣(塩崎恭久君) 今お話があるございましたとおり、看護職員を始めとして医療従事者のまず確保は勤務環境が良くならないとかなかなか定着あるいは離職を防ぐということができにくいわけでございます。これは、日本看護協会の調査がございまして、平成十九年の看護職員の夜勤回数は月八・三回、今、それが二十五年には八・一回ということ、若干の改善は見られていますけれども、まだ八回以上ということでもございまして、さらに、去年の六月の医療法改正の、さつき申し上げたような医療勤務環境改善支援センターを設置したり、あるいは医療機関がP D C Aサイクルを活用して勤務環境改善を取り組む仕組みを導入しているわけでありましてけれども、今お話ございましたように、新たな指針に加える項目をやつて、やつぱりこれが確実に勤務環境の改善に向けて歩みが進むようにしなければいけないと思いますし、私どももそれに努めなければならぬというふうに考えておるところでございます。

○石橋通宏君 対策しっかりやっていたくのはもちろんのことですが、やはりもうここまで来たときには法令上の法改正等を含めた検討が必要なんだろうなというふうに思います。是非そのことも含めて今後また検討していただければと思いますし、私もまた今後質疑をさせていただきたいと思っております。

○石橋通宏君 対策しっかりやっていたくのはもちろんのことですが、やはりもうここまで来たときには法令上の法改正等を含めた検討が必要なんだろうなというふうに思います。是非そのことも含めて今後また検討していただければと思いますし、私もまた今後質疑をさせていただきたいと思っております。

この問題も、この間、我が党の津田委員からの御質問もありましたし、いろんな各党からの御質問もございました。私は、今日は若干違う観点で

も質問をしていきたいと思いますが、まず塩崎大臣に、今回法案提出され、これから議論されていくわけですが、今回は特に技能実習制度の適正化ということが大変強く強調されておりまして、なぜ適正化が必要なのか。大臣、その現状について、改めて、細々としたことはないですか、なげ適正化をやらなければならないのか、そのことについて御認識を端的にお聞かせください。

○国務大臣(塩崎恭久君) 今回、私も与党の中でも議論をし、また政府でも議論した結果が今回の法律になっていくわけで、今、適正化ということに関しては、数々事案もあって、海外からも批判を受けていた人道上の扱い、あるいは労働条件の問題などが多々ございました。

この技能実習の制度の中で、それらの問題を解決する、言ってみれば自律的な仕組みや法的な構えというものが十分ではないんじゃないかということ、私どもは、この趣旨は、やはり日本の多々ある技能を学んでもらうてそれぞれの母国で活用してもらうということで国際貢献を果たすというところは何か変わらないわけでありましてけれども、やはり失効するとかそういうようなことが結果としても起きているわけでありまして、そういうことのない健全な技能実習ができるような形で、それも実効あるものとして制度をつくり、強化をするというふうにするというのが今回の適正化の目的であつたかというふうに私は理解をしているところであります。

○石橋通宏君 実習制度については、本場に深刻な問題、人権侵害、労働基準法違反を含めて多々今なおおぼろげに感じているという状況です。海外からの強い批判も受けているところですが、

先日、当委員会でも、津田委員の質問に対して高階政務官から、監督指導の結果で約八割事業場で違反がやつぱり認められるんだということも答弁がございました。私たちは、これやつぱりもう制度上の根本的な欠陥だと思っているわけですが、今回も、これ制度上の、言い方は悪いかもしれませんが、付け焼き刃の改善で制度を存続させて拡

充させようとしているのが政府の考えですけれども、我々はこれじゃ駄目だと思っているわけですが、そういうなし崩しの拡大には我々はやつぱり断固反対であるということを改めて申し上げた上で質問させていただきます。

大臣、先ほど御認識を示された現状の問題、だからまず今回、いろいろな適正化の具体策が提案をされています。やつぱり、まずこれ適正化、しっかりと取組をいただいて、その適正化、これが本場にその問題の解決に向けて具体的な効果を示すのかどうか、そのことを確認をいただかないと、今後この制度の存続含めて、いわんや拡充なんかあり得ないと思っているわけですが、まずは適正化策をしっかりと実行し、その効果を検証いただくと、そうでなければ拡充、拡大はあり得ないという、これは大臣もそのとおりだと思いますけれども、そういう御見解でよろしいですか。

○国務大臣(塩崎恭久君) これまでは、制度に中心的に関わってきたいわゆるJ I T C Oと呼ばれている団体があつたわけでございますが、ここが言ってみれば推進と規制と両方やっているような格好になつていったというふうに私たちは理解をしております。したがって、先ほど申し上げたような、規律が行き届かないということがしばしばあつたわけでありまして、私どもとしては、やはり今回この法改正によって管理団体を許可制にする、それから実習実施者の届出制、それから技能実習計画の認定制を導入をして技能実習のチェック体制というものを強化をするというのがまず第一。

それから、それをちゃんと報告を求めて実地に検査をする新たな外国人技能実習機構というのをつくるということで、これを実効あらしめるというところが二つ目であり、また、機構に実習生からの通報とかそれから申告窓口を整備をして実習生の保護自体も図らなければならぬということ、それを強化するという、こういう法案を今回出しているわけでございます。

○石橋通宏君 大臣、答弁書間違われていますか。その質問、中身の質問していませんよ。適正化をしっかりとやった上でなければ拡大、拡充なんかあり得ませんよねという話をさせていただいているわけですが、今、現状で多々問題があるんです。だから、大臣先ほど言われたとおり、今回しっかりと適正化をしていかなければいけないんだと。だから、適正化をして、効果を見て、問題解決がされたのか、それを検証いただいた上でなければ拡充なんかあり得ませんよねと、大臣、そういう見解でよろしいですねと、確認です。

○国務大臣(塩崎恭久君) いや、我々の問題意識は先ほど申し上げたとおりであつて、今の現状のままでは適正化をするといつてもそれはなかなか難しいなど。だからこそ、法律を変えて、仕組みを変えて実効ある規制ができるようにしていこうじゃないかということで今回この法律を出させていただいているわけであつて、今までと違ってみれば様相を変えて、実効ある規制ができる外国人技能実習機構というものが規制機関として明確に位置付けると、そこに権限も与えるということをやつていくわけでありまして、まさにこれをやらないと適正化はなかなか図れないということで、私たちは法律を今回出して、これを通していただいた上で、これを実施することが適正化につながるんだというふうに思っております。

○石橋通宏君 大臣とコミュニケーション取るのが非常に難しいです。今回の法案のことを言っているわけですね。今回の法案で適正化策が提案をされていますね。でも、同時に拡充策も提案をされていますね。しかし、今回の法案提出の法律、なぜこれが出てきたのか。まさに大臣が言われた、現行の制度では駄目だと、いろんな問題がやつぱりなくならないんだと。だから、今回法案提出をされて、今大臣の説明を聞いていないけども、具体的な改善策、適正化策を提案されているわけですよ。だから、まずこの法案で書かれている適正化策、これをしっかりと実行した上でなければ拡充

策に行っちゃいけませんよねと、そのことを聞いているわけです。そういう理解で、じゃ、よろしいですね、大臣。

○国務大臣(塩崎恭久君) 先ほど申し上げたように、現行制度は規制と推進が言ってみれば一つの組織の中に入っているような、そういうことで実効性ある規制ができない、適正化ができない仕組みだという認識を持って、いろいろ試みはしましたけれどもなかなか難しいと。だったら、ここはこの仕組みを変えて、ちゃんと規制は規制ということをやれるものをもっと明確にしていこうじゃないかということで、ですから、新制度の施行と、それから、そうはいっても時代の、国内、国外のいろいろな条件が変わってきておりますから、そのニーズにも応えるということで、両方のこの拡充と適正化を同時に達成しようじゃないかということで御提案を申し上げているということでございます。

○石橋通宏君 今の最後の部分を最初に言っていたら、それだけで終わっていただけたんですが、要は、これ同時にやるわけでしょう。要は拡充策で、改善されたのかどうか分からないけれども、政府の本音は拡充策をやりたいから拡充策はとっととやります、規制強化の方はおいおいやっていけばいいですねと。これで本当に、海外からの先ほど言われた批判、現場での人権侵害、これが一体どうなるのかも分からないうちに拡充して本当に大丈夫なんですか。だから、そういう話だと我々としては到底今回は賛成できないというふうに申し上げているわけです。

そこで、ちょっとなかなかコミュニケーション難しいので、具体的な話で、課題、ちょっと二点だけ確認をさせていただきたいと思いますが、今日は、法務副大臣、済みません、葉梨副大臣、おいでいただきましたありがとうございます。確認をさせていただきたいと思いますが、現行の問題点、とりわけ民間ブローカーの介在ですとか送り出し国側の様々な問題についてなかなか、こちら側で幾ら改善しようとしても、現行制度上では対応

できないという問題がやっぱり現に存在するのではないかとこのように思っておりますけれども、まず葉梨副大臣、その送り出し国側の問題について、やっぱりそれが現行制度の大きな問題だという御認識がどうか、まず確認をさせていただきたい。端的にお願いします。

○副大臣(葉梨康弘君) 送り出し国側の送り出し機関、これが不適正な行為を働くということ、これは技能実習制度の適正化を図る上では問題があるというふうに考えています。

○石橋通宏君 そこで、今日資料でもお示ししております。私も現状についていろいろとまた調べているわけでありまして、これ資料の二の上のところ、送り出し国側で上位十か国、派遣をいただいている国々、数の推移を示しておりますのと、一番上の右側に認定送り出し機関数というのを示しております。

葉梨副大臣、現行の実習生の中で認定送り出し機関以外のいわゆる非認定送り出し機関からどれくらいの実習生が送り込まれてきているのかどうか、数と割合を教えてください。

○副大臣(葉梨康弘君) その数、割合については、私も把握しておりません。

○石橋通宏君 把握されていないそうです。なので、分からないですね。認定送り出し機関といいますが、でもそれ以外のところからどれくらい来ているのか。それ以外の要は非認定機関から来ても構わないわけですね。なので、それも実数も把握をされていないので、非認定送り出し機関からの受入れがどれくらいあるのかということが分からないというのが現状であるという問題をまず指摘をさせていただきたいと思っています。

で、もう一つ。じゃ、送り出し機関、認定であれば大丈夫なのかという、いや、認定であつても大丈夫でないというのが現状なんだと思います。僕も今回見てちょっと驚いたのは、例えばミャンマー御覧ください。ミャンマーが今非常に人数が増えてきているというのは御存じのとおりで、今年に入ってからミャンマーがすごく増え

ておられます。ミャンマーは、認定送り出し機関が、でも全体から見ればまだ六百九十人しかおられないのに、百四十七も認定機関があるんですね。これ、本当にミャンマー政府が百四十七もの認定送り出し機関をきちんと指導監督をしているのかどうか、正直大変疑問ですが、葉梨副大臣、これ、送り出し国側で政府機関がこの百四十七もの認定送り出し機関、ちゃんと監督指導しているのかどうか、そういう把握はできているんでしょうか。

○副大臣(葉梨康弘君) 今、もう委員も御承知のとおりかと思いますが、この認定送り出し機関というのは、いわゆるJITCOが相手国の政府の窓口とRDという討議合意書というのを結びまして、それで相手国がそれぞれの相手国の基準に基づきまして送り出し機関を認定するというところでございます。私も政府としてのま

ず関与もございませんし、またJITCOとしても個々の認定送り出し機関についての指導監督という、そういうような類のものではないということ、我々法務省としましては、まず省令で送り出し機関、これはそういったRDの取り交わしの有無、認定の有無にかかわらず、不適正な行為というのを禁止して、そしてそれぞれ送り出し機関と技能実習生や監理団体との間に締結された技能実習実施に係る書面の写しを求めるなどして、私どもの入管当局としては監督を、個々の受入れの段階で管理をしておるといような実情でございます。

○石橋通宏君 それが実態なんですね、現状制度の。だから、制度的な欠陥があるというのは、まさにその点を示しているわけです。

そこで、今、葉梨副大臣から御説明がありましたように、現行はJITCOがRDを結んでやっているわけですが、現実的には認定送り出し機関の認定もその指導監督も送り出し国側に基本的に委ねられているわけです。じゃ、その様々な発生する問題についてどのように二国間で、若しくはJITCOと送り出し国政府側との

定期協議なりでやられているのかなと思つて、これまた資料請求をさせていただいたところ、ホームページに載っていますという定期協議の一覧を出していただいて、それが資料二の下のところに書いてありますが、これ見て驚くわけです、こんなものなのか。例えば、二〇一四年には一度も定期協議がやられていなかったということになる。主要国でも二〇一三年もやられていないところもあります。

葉梨副大臣、お答えは分かっているんですが、これについて、定期協議がこういう状況だということについて、これは法務省として何らかの指導をJITCOにはされるんでしょうか。

○副大臣(葉梨康弘君) まず冒頭、先ほどRD、討議合意書と申しましたが、討議議事録でございますので、訂正をさせていただきます。

先ほどお答えをさせていただきましたとおり、私も入管当局といたしましては、個々の技能実習生の受入れの段階での審査、管理というのを行わせていただいております。そして、まさにこの資料にありますとおりのJITCOにおける定期協議の一覧ということでございますが、今回、先ほど厚生労働大臣からも御答弁ございましたように、まず制度の見直しということで、送り出し機関による不当な金銭の徴収の不適正な行為、これは、現在、通常外国で行われているもので、なかなか私どもとしてもその実態を把握することは困難である、このことはもう認めざるを得ないだろうと思います。

そこで、厚生省と一緒にしまして、技能実習制度の見直しについての、先ほども御答弁ありました関係法案を国会に提出をさせていただいております。そして、新制度では……

○石橋通宏君 聞いていないことはいいです、副大臣。

○副大臣(葉梨康弘君) まあ今度は政府がしっかりと行っていくということで、新しい制度において、今度はちゃんと二国間の当局同士の取決めというのを順次進めていくということを考えてお

ります。

○石橋通宏君 端的に、要は定期協議については現行制度上は政府あずかり知らぬということですね。なので、塩崎大臣、こういう実態なんです。現行では、RDといってもこれはあくまで議事録です。向こうの送り出し機関側、これのコントロールが全然利いていない。そして、定期協議、JITCOがやっているといっても、現状はほとんど実質的にはやられていないと。この状況を御覧になって、塩崎大臣、どうですか。

今、副大臣から若干言及がございました。今回の法案、出てきておりますが、そもそもの改善策、適正化の柱のイの一番に政府間取決めと、二国間で政府間取決めをするんだということがうたわれています。これは、まさに今御指摘があったように、現行の制度上の欠陥をこの二国間取決め、政府間の公的な取決めでしっかりと政府のコントロールを利かせていくんだということだと思えます。

では、塩崎大臣、この政府間取決め、これをしつかりやられて制度の改善ができてから拡充策に進んでいくという、順序はそういう順序でよろしいでしょうか。

○国務大臣(塩崎恭久君) 今、葉梨副大臣からも答弁申し上げたように、私もとしては、これまでの言ってみれば技能実習制度の管理監督体制の不十分さというのを感じて、だからこそ、今回、それを適正化するために法律を提出させていただいているということをお願いしたとおりであって、それと同時に新たなニーズにも応えていくということをやろうとしているわけでございます。

今申し上げたように、この政府間での取決めというものを今後は重視をして、相手国政府と協力をして適正な送り出し機関を排除するとともに、日本の側でも有能なところを優先的にして、優秀でない結果を出していないところはやはり排除していくという格好も、監理団体としてあるいは実習実施者についても要件を満たすというこ

とを課していくということにしているわけであって、我々は、今申し上げたように、受入れ枠の拡大などの制度拡充については、政府間取決めを結んでいない国からの実習生であっても、制度をより適正に活用するインセンティブになるように、今申し上げたような監理団体及び実習実施者に限って、要件を満たす場合に限って優良なところに認めていく、あるいは外国人技能実習機構による監理団体に対する実地の検査などの管理監督体制の強化を併せてやるということ、新制度の施行と同時に実施をしていくというふうに先ほど御答弁申し上げたとおりでございます。これを今の体制のままで適正化を図るというのはなかなか難しいだろうというのを私たちは考えたからこそ、実効性のある管理監督体制をつくるということにしているわけでありまして、この仕組みなくして適正化だけを先に図るといっても、なかなかこれは難しいのではないかとこのように思っています。

あるんですね、これやらないままにやったら大変なことになりますよということを申し上げているんですが、大臣、全く答弁をいただけませんけれども、これ政府間取決め、速やかに取決めをして、とりわけ主要国十か国あるわけですが、こういった国々では速やかに政府間取決めをして、その上で拡充をしていく、そういう理解で、改めてそこだけお聞かせください。それやらないままに拡充策を進めるのか、それやってから拡充策を進めるのか、それだけお答えください。

今回の労働基準法改正案について、いわゆる、我々は過労死促進法案、残業代ゼロ法案、定額働かせ放題法案、様々な呼称でこれ攻撃をさせていただいておりますけれども、大臣、この基準法改正案のいわゆる高度プロフェッショナル制度、これについて一点、事実確認をさせていただきたいと思いますが。

先般閣議決定をされましたときに、各メディアが様々な法案について報道をしました。そのときに、多くのメディアは、今回の法案、働いた時間ではなく成果で報酬を決める新たな労働制度、働く時間ではなく成果に対して賃金を払う脱時間給制度などなど、報道があったわけですね。

大臣、このメディアの報道、今回の法案、これ正しいかどうかだけ、これ正しい報道なんですか。

○国務大臣(塩崎恭久君) 様々な報道がございましたので、我々の考えに近いものもあれば、そうでないものもあったというふうに思ったところでございます。

成果で報酬が支払われるということに関しては、これは法律の中にもありますけれども、従事した時間と従事して得られた成果との関連性が通常高いと認められるもので、なおかつ高度の専門的知識等を必要としているというのが対象業務の要件というふうに私たちは考えてございますので、時間だけで測るということではない、成果をやはり見ていくというのが一義的に重要になってくるかなということでございます。もちろんそれら以外に健康確保というのは大前提ということでございます。

○石橋通宏君 またこれから法案審議が始まっていく段階でこれ改めてしっかりと確認させていただきます。今大臣、最後に、これやっぱり政府間取決めもしながらということでしたので、この辺の今後の取組の確認をしていきながら、我々としては、これ政府間取決めちゃんとやって、その上でなければその先に行くことは決してあってはいけないと考えていることをこの場では申し上げておきたいと思えます。

それで、済みません、時間がなくなっちゃいましたのでちょっと幾つか飛ばさせていただきます。ここで葉梨副大臣はもう結構ですが、委員長のお許しをいただければ退席いただいて結構です。

○委員長(丸川珠代君) 葉梨法務副大臣、御退席ください。

○石橋通宏君 それでは、済みません、飛ばして、ちょっと最後に一点だけ。

○石橋通宏君 ちょっと、今メディアの報道ぶりとして若干大臣答弁変わられたのをもう一回確認しますが、働いた時間ではなく成果で報酬を決める新たな労働制度、これは報道間違っていますか。

○国務大臣(塩崎恭久君) これまで私も委員会等で答弁をした中で、この制度については時間ではなく成果で評価されるというふうに説明をしてまいりました。

○石橋通宏君 ということは、メディアの報道、これ、メディアの報道は恐らくレクで厚労省なりの話をそのまま報道されたんでしょから正しいんだと思いますが。

今回の法案、大臣、では、働いた時間ではなく成果で賃金が支払われる、法案のどこにそれが書いてあるでしょうか。

○国務大臣(塩崎恭久君) 先ほども申し上げたように、今国会に提出したこの法案においては、高度プロフェッショナル制度の対象業務の要件の中で、高度の専門的知識等を必要とし、その性質上従事した時間と従事して得られた成果との関連性が通常高くないと認められるものとして厚生労働省令で定める業務のうち、労働者に就かせることとする業務というふうに規定をしているところでございます。

○石橋通宏君 それ全然説明になっていませんよ。法案のどこに働いた時間ではなく成果で賃金が支払われなければならない、つまり、今回対象になった労働者について必ず成果で賃金が支払われなければならないというのは条文のどこに書いてあるか、最後にそれだけ確認させてください。

○委員長(丸川珠代君) 塩崎大臣、時間でございますので、簡潔に御答弁ください。

○国務大臣(塩崎恭久君) 条文には書いてございませんが、趣旨は今申し上げたとおりのことです。

○石橋通宏君 条文には書いていないということをお大臣今確認をいただきましたので、これは明らかに誤報ですから、それを是非周知をしていただくことをお願いして、質問を終わりにさせていただきます。

ありがとうございます。

○川田龍平君 先日の質疑で時間が足りませんでした。その続きから入らせていただきます。

全国に千三百以上もある臨床研究の倫理審査委員会の質の向上を目指す認定制度が開始され、九つの委員会が認定されなかったこと、また、法定化されていないためにこのメリット、デメリット

トがほとんどないという議論をさせていただきました。この認定申請時に提出すべき書類を見ると、実際の研究計画が倫理審査委員会に申請され、どのように審査され計画が改善されたか、また同様の問題のある計画を修正なしに承認したりしていないかどうかといった審査の質に関する調査は行っていないのではないかと思われませんが、九つの委員会を認定するに当たり、審査の質についてはどのような評価項目で判断され、何をもってほかの二百二十五の委員会より審査能力、審査実績が優れていると判断したのでしょうか。

また、書類審査において質問項目ごとに点数化し足切りをしたと聞いていますが、その基準は公表されるのでしょうか。

○政府参考人(二川一男君) 御指摘の倫理審査委員会認定制度構築事業でございますが、この事業におきましての倫理審査委員会認定につきましては、臨床研究に精通した専門家、厚生労働科学研究所を組織してございますけれども、その専門家が検討した基準に基づいて今回認定をしたということでございます。

その基準でございますが、審査の質に関連する事項といたしましては、まず、活発、継続的に活動している実績を見るということでございます。それから、審査委員会に入っておられる方の委員としての経験年数。それから、一件当たりの審査の所要時間、内容をきちっと審査いただいているかどうかということでございます。それから、議事録における審査内容の記載、こういったところを確認の上で認定をしたというものでございます。

また、認定されなかった機関につきましては、個別に不認定になった理由、どの部分が足りなかったかというところを個別にお知らせをしておるわけでございますけれども、足切りの項目あるいは点数の基準につきましては、今後この制度をより良い制度に向けて引き続き検討を行っているところでございますので、現時点におきましてはこの基準を公表するといったことは考えていない

ところでございます。

○川田龍平君 そのような外形的な項目では、ある程度の審査の質は予測はできるかもしれませんが、それをもつて質が高いとは断言できないのではないのでしょうか。今後この認定制度を続けていくのであれば、研究計画に対する審査の内容に踏み込んで評価をするべきと考えますので、是非御検討ください。

そして、この認定制度は予算事業ということでありますが、実は認定作業の実務を六千万円で三菱総研に委託しています。さらに、実地調査についてはパソナメディカルという会社に孫請をしているようですが、公開入札ということで毎年委託企業が替わり、業務の一貫性、継続性に疑問も感じますし、今年度分からは、さらにその間にAMED、日本医療研究開発機構、先日、理事長来ていただきましたが、そのAMEDが厚労省との間に入っている入札業務を行うことになるんですが、このような体制で果たしてこの国の被験者保護の質の向上を本当に図ることができのでしょうか。医政局長、お願いします。

○政府参考人(二川一男君) 御指摘のとおり、この倫理審査委員会の認定事業でございますけれども、先ほど申し上げましたように、厚生労働省におきまして倫理審査委員会を認定する具体的な基準を整理するというところでございますけれども、書面審査とか実地調査などの実際の認定に伴う調査業務、これにつきましては外部機関に委託をして実施をしているところでございます。

また、今年度、二十七年分からは、御指摘のとおり日本医療研究開発機構、いわゆるAMEDでございまして、AMEDに医療分野の研究開発関連予算を集約すると、こういった方針でございます。研究支援を一体的に行うということに基づきまして、今年度はこのAMEDを通じて調査業務を実施するというふうに行っているところでございます。

しかしながら、今年度におきましても引き続き認定そのものは厚生労働省において行うというこ

とでございます。被験者保護の質は確保されるものというふうに考えているところでござい

○川田龍平君 この審査内容を評価する専門家の議のメンバーは、昨年度分は厚労省と三菱総研が相談して決めたということですが、今年度は厚労省が決めるのか、それともAMEDなのか、どの民間事業者と相談してメンバーを決めるのかも分らない状態です。大丈夫なんでしょうか。

私は、この事業はきちんと法制化して国の責任で行っていただきたいと考えています。私どもの維新の党で提出を三月四日にしました法案では、第五条において、医学又は法律学の専門家その他の学識経験者等から構成される臨床研究に関する委員会を法定化しているところで

他方、厚労省でもこの認定臨床研究審査委員会という名称の制度の法制化を検討しているようですが、この認定臨床研究審査委員会は、この始まったばかりの認定倫理審査委員会と何が違うのか、それとも認定倫理審査委員会を法定化するという意味なのか。現場も様々な指針に基づくたくさんさんの倫理審査の委員会が乱立し、大変混乱をしているところかと思えますので、その辺り分かります。御説明いただきたいと思

○国務大臣(塩崎恭久君) 先生今御指摘の臨床研究の法制化につきましては、昨年十二月に取りまとめられました検討会の報告書の内容を踏まえて現在作業中でございます。

平成二十六年分度から実施をしております認定事業、今お話がありましたように、ここにおいては委員構成等の要件を審査して一定の要件を満たす倫理審査委員会を認定するというものとして行っているわけでございます。法制化に当たっても、審査の質を確保できるように、この事業も参考にしながら一定の基準を満たす倫理審査委員会を認定する仕組みについて今検討を進めているということでございます。

○川田龍平君 それ、分かっている答弁されてい

るんだと思うんですけども、この認定臨床研究審査委員会というものと、それから認定倫理審査委員会と何が違うのか、分かりますでしょうか。
○政府参考人(二川一男君) 現在は、臨床研究につきましても、指針というものに基づきまして倫理審査委員会の認定を受けて研究を進めていただくとこのようになっているわけでございます。

その中から、特に現在時点で優れていると思われるところを倫理審査委員会の中から九つ認定をしたといったところでございます。ルールといったしましては、認定を受けた倫理審査委員会でも、審査委員会を受ければ臨床研究を進めることができるわけでございますけれども、特に優れたところを指定したということでございます。

一方、今後法制化を検討するわけでございますけれども、法制化をする場合には、臨床研究そのものについての審査を行う、そういった委員会が必要であろうというふうに考えているところでございまして、倫理ということに限らず、臨床研究につきましても十分審査をしながら進めていくものというふうな考えているところでございます。

○川田龍平君 私は、地域ごとに中核的な委員会を整備して、科学的、倫理的妥当性、実施施設要件などを審査し、施設ごとの委員会では、当該臨床試験を自分の施設で実施可能か否か、また責任医師や分担医師としての適格性などの個別事情を審査する体制も一案として検討すべきと考えています。

二〇一三年度に製薬企業が医療機関や医師に提供した資金が四千七百六十八億円に上ることが厚生省の集計で明らかになりました。この認定臨床研究審査委員会では、製薬企業からの資金提供、つまり利益相反関係や被験者への説明も含めて、臨床研究の公正さを審査するというところでよろしいでしょうか。

これによって、例えばデジオン事件におけるノバルティス社の関与の実態は被験者にあらかじめ知らされ、世間一般にも公表されると理解して

よろしいでしょうか。

○国務大臣(塩崎恭久君) 今御指摘の資金提供などについての状況については、昨年の十二月に公布をされました人を対象とする医学系研究に関する倫理指針というのがございますが、ここにおいても、研究計画書に明記をし、倫理審査委員会の審査を受ける、それから被験者に対して説明をするということも既にこの倫理指針で求めているとして、この点を踏まえて法制化の作業を今やっているところでございます。

資金提供の状況の一般への公表については、先生も御案内のように、製薬企業の自主的な取組というのが既に行われて、公表も行われておるわけでありまして、検討会の報告書においては「製薬企業等の取組状況も踏まえ、法的規制も視野に対応を検討すべきである。」というふうになつておりました、この点について私どもとしても引き続きしっかり検討を進めていきたいというふうな思っております。

○川田龍平君 この製薬企業からの資金提供については、宣伝広告費や研究開発予算との関係も含め、今後しっかり議論していきたいと思えます。次に、昨年の Dengue 熱の一時流行を踏まえて、この四月中にも策定する予定の蚊の媒介の感染症に関する特定感染症予防指針について伺います。この二月二十日から約一か月間のパブコメでは、どのような意見が届いていますでしょうか。

○政府参考人(新村和哉君) お答えいたします。パブリックコメントの結果につきましては、今月末に予定している指針の告示の際に御意見の詳細等をお知らせすることとしておりますけれども、そのパブリックコメントでは、例えば具体的な殺虫剤の使用法や過剰な殺虫剤の使用に関する御懸念など様々な御意見をいただいているところでございます。

○川田龍平君 殺虫剤の散布時における薬剤弱者への配慮といった意見が提出されていると聞いています。指針に加え、自治体向けの手引も作成中とのことですが、いつ公表されるのでしょうか。

また、手引の内容についても、パブコメで届いた意見は参考にさせていただけるのでしょうか。

○政府参考人(新村和哉君) この蚊媒介感染症の対応、対策に関する自治体向けの手引につきましては、可能な限り指針と同時に提供したいと考えております。

手引の内容につきましては、主として指針を補完するための技術的な助言でございますので、パブリックコメントにおいて指針案について寄せられた御意見につきましては、これを参考にしながら、現在手引の策定を行っております。

○川田龍平君 この自治体向けの手引は、地域住民の日々の生活に直結するものです。散布時における薬剤弱者への配慮について、農水省と環境省とで出している住宅地における農薬散布についての通知並みにしてほしいとの要望がありますが、御検討いただけますでしょうか。

○国務大臣(塩崎恭久君) 昨年、 Dengue 熱が久方ぶりに発生をしたわけでございますが、国内においても Dengue 熱などの蚊が媒介する感染症が発生をした場合に、更なる蔓延を防いで国民の健康を保護するためには、ウイルスを媒介する蚊の駆除などの対策は当然欠かせないわけでありまして、一方で、今お話がありましたけれども、駆除に当たって薬剤を使用する際にはやはり安全面に万全の配慮をするということ、適切に使用するということを考えておりまして、蚊媒介感染症の対応、対策に対する自治体向けの手引の策定に当たります。今先生から御指摘のあった農水省、環境省の通知も含めて参考にしていかなければいけないと思っております。具体的にあらかじめ蚊の生息数を調査するなどして、蚊の密度が高い箇所を狙って適切な薬剤を用法、用量に従って散布するほか、周辺の住民に事前に周知することが必要であるということについて掲載する予定としておりまして、さらに、感染症の発生時の薬剤散布だけではなくて、平素からたまり水などの蚊の発生源を減らすということも対策として重要であることを強調し、そういうことで、対策は万全を期

していきいたいというふうに思っております。

○川田龍平君 防除用の殺虫剤というのは、農薬用殺虫剤に比べてその濃度が高く、住宅地で散布されると窓を開けても屋内に侵入し、生活が不可能になるとの薬剤弱者の声が届いています。是非、薬剤弱者の声も反映した指針と手引となるように、よろしく願います。

次に、アルツハイマー病の克服を目指す全国規模での臨床研究、 J-ADNI における研究不正の疑惑については、これまで何度も質問主意書を提出し、先日の予算委員会でも大臣に質問させていただきましたが、今日はこの関連で、研究不正に関するガイドライン、とりわけ告発者の権利保護について伺います。

厚生労働省は、厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインを策定していますが、文科省のガイドラインが基になつており、また内閣府は研究不正行為の実効性ある対応に向けてという文書を出しています。しかし、私は、欧米や韓国に比べ、日本は研究不正行為に対する告発を抑制しようとする姿勢がまだに色濃く残っており、告発者の権利保護の規定が不十分だと考えております。ガイドラインの対象となる不正行為の範囲が狭いのではないのでしょうか。研究成果の中に示されたデータの改ざん、捏造、盗用のみが対象で、公表データの基礎となるデータの改ざんは不正行為には当たらないのでしょうか。

○政府参考人(鈴木康裕君) お答え申し上げます。御質問の本年四月より適用しておりますガイドラインですけれども、この中におきまして、告発や調査の対象となり得る不正行為、これ特定不正行為というふうな呼んでおりますが、その定義は、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用というふうにしております。

したがって、先生御質問の公表データの基礎となるデータの改ざんでございますけれども、

これについては発表された研究成果に影響を与え得るというふうに考えておりますので、不正行為となり得るというふうに理解しております。

○川田龍平君 次に、厚労省と文科省のガイドラインでは、「告発者に対し、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。」とありますが、そのような労働契約上の不利益に限らず、一切の不利益取扱いを禁止すべきではないでしょうか。

例えば、共同研究に関わる告発者や告発者の所属機関との契約の解除や、後継の研究について契約を結ばないなどの取扱いもしてはならないと考えますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(鈴木康裕君) お答え申し上げます。

ガイドラインにおきましては、告発者に対する適切ではない不利益でございませうけれども、これは定義としましては、研究・配分機関は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に、告発者に対して解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならないというふうにしております。

しかしながら、その労働契約上、不利益行為に限定するものではなくて、これにつきましては、広く適切ではない不利益な行為についても取扱う扱いとして考えられるというふうに理解をしております。

○川田龍平君 この告発者に対して不利益な取扱いをした研究機関に対するペナルティーとして、補助金の取消しや返還などが行われるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(鈴木康裕君) ガイドラインにおきましては、告発者が適切ではない不利益な取扱いを受けたときに、補助金取消し等は直接は規定はしておりませんが、そうした取扱いを放置する研究機関ということについては体制整備が不備であるというふうに認定をいたしまして、管理条件の付与ですとか、間接経費の削減等の措置を行うことになっております。

○川田龍平君 また、この告発後に告発者に不利益な措置が行われた場合、その措置は告発したことを理由にしたものとみなすという、いわゆる推定規定も必要ではないでしょうか。いかがでしょうか。

○政府参考人(鈴木康裕君) 本ガイドラインにおきましては、先ほど来御説明いたしましたけれども、告発者が適切ではない不利益な取扱いを受けないよう配慮をしております。

ただし、告発者にこうした適切ではない不利益な取扱いがなされた否かというのは、個別な事情というのがやはりございませうので、単に不利益な行為を受けたと、取扱いを受けたということのみをもってそれが適切ではないというふうに断定するのは少しどうかということでございます。

○川田龍平君 この厚労省のガイドラインでは、研究不正を指摘された研究機関が原則として調査することとされ、中立公平な調査が確保されていませう。厚労省などの第三者的な機関による調査が必要と明記されるべきではないでしょうか。いかがですか。

○政府参考人(鈴木康裕君) 本ガイドラインでは、研究機関を挙げて研究活動に関する不正行為を防止するということを目的にしておりますので、原則として被告発者が所属する研究機関で行うということになっております。これは、原則というのとは異なる場合があるということでございます。

一方、調査委員の要件としては、半数以上を外部の有識者とするということでありませう。調査委員は告発者それから被告発者と直接の利害関係を有してはならないというふうに規定しておりますので、調査委員会の公正性については担保されるものというふうに考えております。

○川田龍平君 それでは、次の質問に移ります。子宮頸がんワクチンの副反応問題についても、前回の答弁は大変かみ合っておりませう。未知の副作用を対象とする治験薬の補償制度を

参照とすべきと申し上げたところ、大臣からは、有効性、安全性が確認された医薬品である以上、その評価が定まっている治験薬の補償制度と同様に扱うことは適当ではないとの答弁でした。

しかし、私が申し上げたのは、この子宮頸がんワクチンによる副反応とされるCRPS、複合性局所疼痛症候群は、現段階では診断基準などがまだ分かっていないのだから、同様に未知の副作用を対象とする治験薬の補償制度を参照すべきではないかとお尋ねをしたのです。

この治験薬の補償制度においては、因果関係の証明等について被験者に負担を課することがないようにするのをGCPは求めています。このため、発生した有害事象を補償しないと治験依頼者が決めるのであれば、治験依頼者側が因果関係のないことを立証しなければならぬことになっていませう。

この未知の副作用被害については、承認済みの医薬品であっても、治験薬同様に被害者側での厳密な証明が求められるべきではないと考えますが、この意見について、改めて厚労省の見解を伺います。

○政府参考人(新村和哉君) 予防接種に係る健康被害救済につきましては、予防接種と健康被害との間に因果関係は必要でございませうけれども、個々の具体的な判断につきましては被害者側に因果関係の証明を求めているものではございませう。専門家の御議論によりまして因果関係が認定されれば救済を行っていくというものでございませう。

○川田龍平君 前回、大臣は、予防接種法上の健康被害救済は過失の有無を要件にするものではないが、救済に当たっては因果関係が専門家の議論によつて認定される必要があるとの答弁でしたが、この予防接種法上、無過失補償制度の趣旨からいって被害者側での因果関係の厳密な証明は求められるべきではないのかと。つまり、因果関係が専門家の議論によつて否定されない限り救済されるべきではないかと考えますが、明確

にお答えいただけますでしょうか。

○政府参考人(新村和哉君) ただいまの御質問につきましても同様のお答えになりますけれども、健康被害救済におきましては、予防接種と健康被害との間に因果関係は必要でございませう。個々の具体的な判断につきましては専門家の御議論によりまして因果関係が認定されれば救済を行っていくものでございませうので、被害者側に因果関係の証明を求めているというものではございませう。

○川田龍平君 これはやっぱりいち早くやっていただきたいんですけれども、先日も質問したときに、やっぱり非常に時間が掛かり過ぎているという問題があります。この予防接種、特に定期接種というのは単なる医薬品とは異なり、公衆衛生、社会予防の観点から行われるものですので、万一の副反応被害については、より迅速に、より幅広い救済が行われるべきではないかという是非問いに答えていただければと思うんですが、大臣、いかがでしょうか。より早く、より幅広く救済すべきと考えるべきと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(塩崎恭久君) 定期接種化されましたワクチンにより健康被害に対しては、予防接種法に基づく予防接種健康被害救済制度というものの、それから、その他の医薬品による副作用被害に対しては、PMDA法に基づく医薬品副作用被害救済制度の対象になりますけれども、どちらの制度においても迅速に救済を行うことは極めて大事だということを制度の本旨として行っているわけでございます。

また、個々の具体的な判断については、両制度とも専門家の議論によつて、先ほど局長から答弁申し上げたように、専門家の議論によつて因果関係が認定されたものについて救済を行っていくこととして行っているわけでありませう。一方で、予防接種健康被害救済制度におきましては、定期接種が感染症の発生及び蔓延の予防のため法に基づく公的な制度として実施をされているという特殊性に

鑑みて、給付水準の面で医薬品副作用被害救済制度により充実した給付を実施をしているということをごいいます。

○川田龍平君 できるだけ早く広く救済していただけるように、大臣、これは大臣からも早くやるようにということを是非検討していただければと思いますので、よろしく願います。

○委員長(丸川珠代君) 午後三時四十五分に再開することし、休憩をいたします。

午後零時八分休憩

午後三時四十五分開会

○委員長(丸川珠代君) ただいまから厚生労働委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、社会保障及び労働問題等に関する調査を議題とし、質疑を行います。

○小池晃君 日本共産党の小池晃です。

東日本大震災の被災地で、復興事業、高台移転のために土地、家屋などを売った人が一時的な収入増のために介護施設利用料が大幅に上がるとい問題が起っています。私が行ってきた岩手県の陸前高田市ですが、奥さんが介護施設に入所している高齢男性のケースなんですが、昨年、防災集団移転事業で津波に流された宅地を売却したんです。すると、今年に入って、月三万七千九百円だった妻の施設利用料が十万四千四百五十円、三倍近くに跳ね上がった。年間八十万円もの負担増に、これではやっていけないという悲鳴が上がっています。

何でこういう事態が起こるのかというと、実はこれは介護保険制度の仕組みにそもそもの問題があります。介護保険の負担というのは、住民税が課税か非課税かで大きく変わってくるわけですが、介護保険の保険料、利用料については、これも課税か非課税かで大きく変わりますが、自治体独自に減免が可能になっています。実際、東北の被災

地では保険料、利用料の減免は行われている。

しかし、減免されないのが介護施設の食費、居住費なんです。収入が基礎年金のみで世帯非課税であれば補足給付が適用されますから、ユニット型の個室で一月食費、居住費は月三万七千円程度。ところが、これ課税扱いになると十万円を超えてしまいます。これは、本来は住民税の均等割すら掛からない低所得、低年金の人たちで、一時的に収入があったとはいえ、これは余儀なくされたわけですね、津波、震災の被害で売らざるを得なかったわけですよ。しかも、移転の後には新しい家とか土地を買わなきゃいけない。ところが、今の仕組みだと、そういうケースでも、手元にお金が残らないケースでも翌年には大幅な負担増になる。これを何とかしてほしいという声が被災地からも岩手県からも上がっております。

私、これ緊急に是正が必要だと思うんですが、介護施設のこの食費、居住費について独自減免の仕組みが必要なのではないか、これを救済することができないのか、お聞きします。

○政府参考人(三浦公嗣君) 御指摘ございましたとおり、被災地での防災集団移転促進事業を利用して宅地を売却された場合、その売却額が譲渡所得に反映されて市町村民税が課税になり、その結果、翌年度の補足給付が対象外になるというケースがあると私も承知しているところでございます。

補足給付につきましては、施設入所時の食費、居住費は入所者本人の自己負担が原則という中で、福祉的観点から市町村民税非課税世帯に該当する低所得の方のみ対象としているものでございます。基本的には、一定の所得のある方には御負担をお願いする仕組みということになってございます。

なお、本来、市町村民税が課税されていても、市町村の条例によりまして市町村民税が免除されているという場合には補足給付の対象となるものでございますけれども、市町村民税の免除自体は税のルールに従って取り扱われるということでござ

います。

○小池晃君 実は、これちょっと一月前ぐらいから、私、厚労省に何とかならないのかと言ってきたんです。最初はこれどうにもならぬという話だったんです。ところが、その後、住民税免除扱いにすれば、これは軽減されますというふうに言われたんです。昨日の質問通告の段階でもそういうことで答弁するということだったんですよ。ところが、今朝になって総務省とすり合わせをしたら、被災直後であれば免除扱いできるけれども、そういう形、一定の時間がたつた後では免除できないから、これはすぐに答えられませんか。ちょっと私は本当にあきれてしまったんですね。私は、これは本当に何とかしなきゃいけない問題じゃないかと思うんです。大臣、やっぱりこれは政治のインシニアブ必要じゃないですか。私は、これは解決しなきゃいけないと思います。

それで、総務省からは、やっぱり介護保険の問題については指摘をされていまして、これまで後期高齢者とか、あるいは国保と違って、合計所得金額というのを用いているんです、実際の算定に。そうすると、こういう土地の売却なんかは入ってきちゃうわけです。厚労省が言っている文書を見ると、こう書いてあるんですね。自宅を買い換える第一号被保険者は、第一号被保険者総数のうちごく一部に限られると想定されるから、それはいいというんです。確かに一般論ではそうでしょう。ただ、こういう津波の被災で、やっぱり余儀なくされて売却することまで私はこういう考え方であるべきではないと思うんですよ。

実際に被災地回って、陸前高田の市長から私、言われたのは、やっぱりこういう問題解決してほしい。そうしないと、もしこれから東南海、大都市部も含んだ大変な被災があったときにどうするんですかと、やっぱり制度上の不備じゃないですかと言われて、私、本当にそう思うんですよ。大臣、やっぱりこれ要するに税の世界で免除してクリアするという話が一時期あって、私はそれ

はそれでやむを得ないかなとは思ったけれども、それは総務省の方で駄目だということになるのであれば、本来でいえば、介護施設の食費、居住費というのは元々保険給付だったものを、これは二〇〇五年の制度改変で保険外負担にしたものなんです。だから、私は、やはり本来これは厚労省の範囲で介護保険制度の枠内で解決すべきではないかというふうに思うんですよ。やっぱり、税の方で対応してくれというんじゃない、介護保険の制度の中に、この補足給付についてもこういう特別な事情なんかも考慮した独自減免の仕組みが必要なんじゃないですか。保険料、利用料では一応そういうのはあるわけだから。

私は、これは大臣、震災、津波で甚大な被害を受けて、もう移転のために余儀なく土地や家を売らざるを得ないという、そういう人たちがそのことだけをもって年間数十万円もの負担がかかってくるというのは、私はこれは理不尽だと思えます。これやっぱり解決できる仕組みを私はつくるべきだと思いますが、大臣、いかがですか。

○国務大臣(塩崎恭久君) 今日お話を初めて私も先生の御質問絡みでお聞きをしまして、なかなか難しい問題だな、しかしこういうケースでありますから同情を覚えるという気持ちももちろんあるわけですが。

しかし、先生御存じのように、福祉や医療、社会保障の場合には、市町村民税の課税か非課税かということがいろいろ分けていることが多いわけでございます。今回の施設の食費、居住費の負担軽減措置は、税のルールの下で今の市町村民税の課税状態を基準としてその適用の有無を判断することになっていて、御指摘のケースについては総務省が、先ほどのお話で、これは税のルールでは担税力に基づいて公平に課税すべきと、こういう考え方だということで担当の方からそういう答えをしたんだろうと思うんですね。

したがって、今回、先生、岩手のお話をお聞きになっているようですが、津波でやられたのは岩手だけではなくて、ほかの宮城県も福島県

もあるわけでありますから、同じようなケースがあるんだろうと思うんですね。したがって、税の並びでやはり考えなきゃいけないという側面はそれはそれとしてあると思うので、そうなる、それをオーバーライドするだけの論理をどう持つてくるかということがなかなか難しいということなので、したがって、被災地全体にわたって同様の声があるのかどうかと、そういうことも含めて聞かないと分からないのかなという感じで、しかし、日本は法治国家ですから、法律の下でいくと今のようになかなか、地方税が課税されているときはそうなるというということですが、それが、じゃ、例外扱いするに値することかどうかということはまた別の論理で考えなければいけないんじゃないかなというふうに思います。

○小池晃君 ああ、横並びじゃないんです。国保とそれから後期高齢者医療制度では、総所得金額を使っているんですね、総所得金額。そうなる、譲渡所得は除外される、特別控除されるんです。だから、国保とか後期高齢者医療ではこういう問題は起こらないんです。介護保険は合計所得金額というのを設けているから、使っているから、横並びじゃないんです。だから、こういう自宅を売却したときにそれが反映されてしまうんです。そういう仕組みになっているんです。だからこういう事態が生まれるわけです。

だから、大臣、横並びだったら私言いませんよ。横並びじゃないわけだから、一方で保険料、利用料については、介護保険法のたしか百四十二条だったかな、で、自治体が、まあこれ持ち出しになるけれども減免できるという規定があるんです。しかし、補足給付についてはないわけですから、これは不備ではないかと私言っているんです。

だから、それ全部やれと、まあ何というか、普通の生活の中で売ったものまで全部やるというふうには私言っていないですよ。こういう被災地の特別な事情ということに踏まえて、これはやっぱり

何らかの手だてが必要なんじゃないかと。法治国家だからといって、やっぱりこんな事態を放置しておいていいわけじゃないですか。私は、これは何らかの手だてを取るべきだというふうに思いますよ。どうですか。

○国務大臣(塩崎恭久君) 今の介護保険法の下ではそうだとおっしゃることを申し上げて法治国家だと言っているわけですが、しかし、先生今お話しのように、国保の場合には除外をされるということでもございますので、これは、実は介護保険の保険料の算定方法について、その譲渡所得の扱いについて、先生御指摘の点については議論のあったところだというふうに聞いています。

したがって、これはもう介護制度全体の見直しの中でやはり検討をしないといけないのかなというふうに思うところがございます。今の法律ではそうだとおっしゃることでありますが、その問題が横並びでそうならないというところは先生今御指摘のとおりだと思います。

○小池晃君 全体の見直しで、もうせっせと詰まっているわけですよ。今までは三年間で買換えでこれは何とかクリアできたんです。今年からこれ問題になるわけです。だから、私は、本当に何らかの緊急的な手だてを取るべきだと思います。そういうことも考えた方がいいんじゃないですか、検討すると。そういう緊急的な手だてでいうう、やっぱり津波で高台移転で土地を売ったというだけで負担がどんと増えるようなことは緊急にやっぱり何とかクリアするような手だてを考えてくださいよ。どうですか。どちらでも。

○国務大臣(塩崎恭久君) 今申し上げたように、国保と介護保険の並びでいって整合的じゃないというところでありますし、今のような東日本大震災の下でござりますので、これは総務省とも話した中でこういうことになりましたが、何がで

いただきたいと思っています。それから、引き続き震災の問題で、現地へ何うと、やはり高齢化、それから特に仮設住宅から復興住宅に移転という中で、大変見守り支援の役割が大きくなっているという指摘がござります。

総務省に聞きますが、来ていただいています。今日、見守り支援などの事業で復興支援員制度というのを設けておられて、今資料お配りしておりますけれども、これがやはり被災地でもかなり歓迎をされていると。被災地、実績でいうと、二〇一四年四百五十二名のうち、仮設住宅等の見守り事業で岩手県で百九十四人となっています。これ、おおむね一年から最長五年ということなんです。被災地で活用され始めている制度でもあります。今後被災地の声を聞いてやはり継続、拡充していくべきではないかと思いますが、いかがですか。

○大臣政務官(あかま二郎君) お答えをいたします。復興支援員制度、今先生御指摘のとおり、二十一年団体四百五十二名の復興支援員が現在活動しております。総務省では、被災地自治体が復興支援員の活用に取り組み場合には、復興支援員の報償費など及び所要の経費、これらについて震災復興特別交付税により財政支援をしておるところでございます。そうした中、平成二十七年年度までの集中復興期間中はその財源をまず確保すること、そして、復興の動きを更に加速して、集中復興期間において被災地の一刻も早い復興を目指すこと、これが重要だと思っております。

その取組を二十八年度以降もという御指摘でございますが、現在、復興庁を中心に政府を挙げて集中復興期間の総括、それから集中復興期間後の復興支援の枠組みについて検討をしております。復興復興特別交付税の在り方についても議論していくことになろうと思っております。総務省としては、地方自治体、被災地の声を十分伺いながら、

被災地の復興に真に必要な事業、これらを支障がないように行なってまいりたいというふうに思っております。

○小池晃君 これも被災地でお話聞くと、大船渡で聞いたんですけど、仮設に入っている方にお話聞いたことないと言われている。そういう暮らしの復興住宅に入ると、これはやっぱり本当に精神的にも支え、必要だと思わなければならない、集中復興期間が終わるというけれども、これからやっぱり復興住宅に入った後のこういった方たちの支援が本当に大事になってくるというふうに思っています。

厚労省に聞きますが、社会・援護局の生活支援相談員事業、これも被災三県で昨年約六百人の相談員が奮闘されました。今年も実施されるけれども、予算は復興庁の予算五十九億円の範囲内だと聞いています。今言ったみたい、いよいよこれから大事になる事業でもあり、孤独死を絶対生まないと、これは必要なんじゃないかと思わすし、そのためには必要な相談員の増員ということも考えていく必要があると思わす。いかがですか。

○政府参考人(鈴木俊彦君) 今御指摘ございました、被災者の方々が安心して日常生活を営めますように地域の見守り体制あるいはコミュニティの形成を支援していく、これは誠に重要であるというふうに思っております。そこで、今御指摘がありましたように、被災地の社会福祉協議会などに相談員を配置いたしまして、被災者の孤立を防止するためのいろいろな取組を進めているところでございます。この事業は、仮設住宅に限らず、復興公営住宅に移られた後におきましても被災者のニーズに即して実施する、こういうことが可能になっております。

厚生労働省といたしましては、今後とも、復興庁その他の関係省庁と連携を図りながら、この事業を始めとした被災者の方々のニーズを

踏まえた取組が適切に展開されるように努めてまいりたいというふうに考えております。

○小池晃君 陸前高田市では、仮設五十三か所に加えて災害公営住宅ができて始めて、訪問する範囲も増えて、限られた相談員で訪問するのは本当に大変だということも聞いています。阪神・淡路大震災では千人を超える孤独死出ています。このやっぱり教訓をしっかり踏まえて、今後、東日本大震災で災害公営住宅へ移った後の孤独死など生まない取組を本当に全力を挙げて取り組んでいただきたいということを申し上げておきたいと思ひます。

子供の医療費の無料化の問題です。

子供の医療費の無料化を自治体が独自施策でやった場合に、国保の国庫負担を削減するいわゆる地単カット、この問題ですが、私たち、これ本来国の制度で子供の医療費を無料にすべきだとは思ひます。一昨年、我が党の議員の質問に対して当時の田村大臣も、国が政策的な判断して統一的な無料化制度をつくれ自治体間の不公平という問題はなくなるという趣旨の答弁もされてい

す。

そこでお聞きしますが、全額公費で就学前の子供医療費を無料化した場合の影響額は幾らか、その場合、医療費の波及増分は幾らと見込んでいるのか。

○政府参考人(唐澤剛君) 就学前の、未就学児の方の医療費でございますけれども、仮にこれを全額公費で無料化をするとした場合の必要な財源でございますが、平成二十四年度のベースで機械的に計算をしたところでは、二千四百億円程度となっております。

この金額でございますけれども、未就学児、就学前の児童の方については患者負担が地方単独事業により無料化されている自治体が非常に多いという実情がございます。私どもは計算に当たりましては既に医療費の波及増は発生しているというふうな前提を置いて計算をしております。したがって、既に波及増は発生しておりますのでこれ

以上の波及はないと、そういうふうに考えております。

○小池晃君 これ以上の波及増はないということなんです。同じ厚労省の試算でも、小学卒業まで、中学卒業まで、高校卒業までの無料化については波及増を織り込んでいます。すなわち、局長、就学前までについてはそういう波及増を織り込めないということですね、無料化しても。

○政府参考人(唐澤剛君) 先生御指摘ございましたように、小学校より上、就学後につきましては自治体によっていろいろな施策が違いますので、やっていくところもあるし、その水準も低いところがあるわけですが、就学前につきましてはかなり厚くなっておりますので、既に波及増は発生して、これ以上の波及増はないと、そういうふうにご考えているところでございます。

○小池晃君 要するに、今までは窓口無料化やっているとやっていないところがあって、財政調整しないと不公平が生じるからと言ってきたんだけど、要するに就学前について言えば、既にほとんどの自治体で無料化されているから新たな波及増はないという、そういう想定で厚労省も計算している。ということは、この年齢層については、就学前については、もはや地単カット続ける根拠はないということじゃないですか。それでも就学前について地単カットを続けるんだから、一体何が根拠なのかを説明してください。

○政府参考人(唐澤剛君) これは、既に波及増が発生しているわけでございますけれども、元々の医療保険制度といたしましては、二割の患者負担というものを前提にしておりますので、それに比較をいたしますと医療費が増加をしている状態にあると。そういうことで、私どもはこの調整措置を実施をしているということでございます。これ、いろいろな御意見、自治体からの御意見もいただいているところでございます。

○小池晃君 だから、新たに無料化しても、もう波及増は起こらないということであれば、自治体間の不公平という議論はもうこれは成り立たない

でしようかと、私、そう言っているわけですよ。大臣、私たちは住民の医療費負担を軽減するから不公平が生じるという、そういう議論にはくみしません。そして、その不公平を調整するからといってペナルティーを科すということも反対です。しかし、仮に自治体間の格差を調整するという政府の立場に立つても、就学前の子供の医療費についてはもはや調整の余地はないということじゃないですか。だって、計算してないわけだから、波及増を。ところが、この国庫負担削減のペナルティーあるから、一旦窓口払い無料にしたところも償還払いに戻すという自治体もあるわけですよ。

やはりこの地単カットは、先ほどもちらつと触れられましたけれども、知事会、市長会、町村長会なども、もう子育て支援、少子化対策の地方の努力の足を引く張ると、本来、国が統一的に行うべき施策を地方のみに責任を負わせるものだという、廃止を求める声も出ています。そして、与党である公明党も党首が、ペナルティーは見直すべきだと参議院の本会議でも質問されました。私は、そのとおりだというふうに思っています。

大臣、こうした知事会、町村会、市町村会、公明党党首、予算委員会でも公明党の西田さんだったかな、質問されてましたよ。この声、どう受け止めていますか。地単カットは、これはもうやめるべきじゃないですか。是非やめていただきたい。

○国務大臣(塩崎恭久君) 今、波及増があるのかどうかという話があって、それによって市町村によるばらつきというか、扱いの公平の問題がありましたが、今お話が出ましたように、実は今回のこの国保改革、医療保険改革の中で、この国保改革をまとめる際の私どもの議論の取りまとめというのを今年の二月に地方三団体と厚労省の間で合意をしたわけですが、その際にも、知事会、市長会、町村会、それぞれの代表が出てこれらでお話合いをしていたわけですが、地方単独事業に係る国庫負担調整措置の見直しとい

た提案について、現行制度の趣旨や国保財政に与える影響を考慮しながら引き続き議論ということになってございます。

今お話があったように、公明党から、山口代表から代表質問でそのことを御指摘になられたということもよく分かっておりまして、この国庫負担の調整措置の見直しについては、やはり現行制度の趣旨とか、あるいは国保財政に与える影響なども当然考慮しながら、引き続き議論をやつぱりしっかりとやっていかないといいなんだろうなというふうに考えております。

○小池晃君 いや、それでは、ちょっともう少しきつと前が見える、ちょっと明るみが見えるぐらいのこと言つてほしいんですよ。やつぱり、これは本当に党派を超えた声ですから、山本副大臣には聞きませんが、お立場もあるでしょうからあえて聞きませんが、しかしやつぱりこれは党派を超えた声ですから。

予算委員会では大臣は、少子化社会における子供の医療の在り方等を検討する場を設けると答えていますよね。この場でペナルティーの問題も検討課題に含まれるんですか。

ちよつと、大臣の答弁だから。

○国務大臣(塩崎恭久君) 子供の医療全体ですから、当然、今のよう問題意識を持つていらっしゃる方々がたくさんおられるということであるので、当然その問題も出てくるということは、私もそうだろうというふうに思っています。

○小池晃君 これは、やつぱりやめるべきです。これ本当に地方分権に反します。少子化対策に反します。やつぱり、本来は国が無料にすべきものを、地方が一生懸命やっているものを、足引つ張るようなことをやるといこと自体が破廉恥です。これは、やつぱり本当に直ちにやめていただきたいと思うし、やつぱり今日検討課題だということにおっしゃったんで、これは是非前向きに解決をしていただきたいというふうに思っています。終わります。

○行田邦子君 行田邦子です。よろしくお願ひい

たします。

私は、まず今日は労働保険特別会計の雇用勘定の雇用保険料、そしてまた失業等給付金の積立金について伺いたいと思います。

まず、お手元にお配りをしております資料一を御覧いただきたいと思ひます。予算、決算ベースで過去五年間、平成二十一年度から二十五年度の失業等給付金の予算、決算の数字に多額の乖離が生じています。例えば、平成二十二年度なんですけれども、この差引き剰余を見ていただくとお分かりになるかと思いますが、予算と決算で約一兆円弱、九千四百四十七億円の乖離が生じています。そして、過去五年間で見ても、一番乖離が少ないのが平成二十一年度ですが、それでも二千四百七十億円という乖離です。この予算と決算の多額の乖離が生じる理由についてお聞かせいただけますでしょうか。

○国務大臣(塩崎恭久君) 失業等給付についての御尋ねがございまして、それについては、雇用失業情勢が急速に悪化した場合にも対応できるように予算を編成しておいて、雇用失業情勢が予算編成時に見込んでいたときよりも改善すれば予算額と決算額に乖離が生ずることとなるということになっていくわけでございます。

景気や雇用失業情勢を予測することはなかなか難しいときがございまして、雇用失業情勢が急激に悪化した際においても失業等給付を確実に支給できるようにということで、失業等給付の予算編成に当たっては一定額の予算を確保するという一方で、やや余裕を持って準備をさせていただいているという格好でございます。

○行田邦子君 安定的な運用のために予算は常に多めに組むという御答弁だったかと思ひますけれども、それは一定程度理解はするんですけれども、それにしても九千四百四十七億円の乖離と、これかなりの開きだというふうに思っております。

そして、次に伺いたいんですけれども、それでは、平成二十六年年度終わりましたけれども、平成

二十六年年度の決算見込みの数字、収入、支出、それから差引き剰余、そしてその結果の積立金残高はどのようになるのか、見込みを教えてくださいますでしょうか。

○政府参考人(生田正之君) お答えいたします。平成二十六年年度の失業等給付の決算見込みにつきましては、本年九月頃に確定するというところでございます。

失業等給付の中で、一般求職者給付に関しましては、平成二十六年四月から平成二十七年の二月までの月平均の受給者実人員が現在でも判明しておりまして、四十七・二万人になってございまして、これは、前年同期期では五十三・五万人でございまして、約一・八%の減となっております。受給者実人員が一・八%減っておりますので、一般求職者給付についての支出額につきましては平成二十五年年度よりも下回るだろうというふうに思っております。

ただ、昨年、雇用保険法の制度の拡充をいたしまして、育児休業給付なり、あるいは教育訓練給付、あるいは再就職手当の拡充等ございまして、こういった中で、今の段階で失業等給付全体につきましては平成二十五年年度よりも下回るのはなかなか難しいという状況でございます。

○行田邦子君 今の御答弁ですと、平成二十六年年度の失業等給付については二十五年年度に比べて減っている、一・八%減ということですが、確かに、平成二十六年年度からは育児休業給付の充実や教育訓練給付金の拡充などがなされたわけでありますけれども、これは既に予算に見込まれておりわけでありまして、今の御答弁を聞きますと、恐らく平成二十六年年度は積立金残高は予算ベースの五・九兆円を上回るのではないかとというふうに私は思っております。そして、平成二十五年年度の積立金残高は過去最高と言われているように思っております。

そこで、大臣に伺いたいと思うんですけれども、平成二十五年年度末で積立金残高は六兆六千二百

十一億円と過去最高となっておりますが、この積立金残高の水準が過剰ではないでしょうか。

○国務大臣(塩崎恭久君) この点については何らかの試算委員会等々でお答えを申し上げていくところでございますけれども、先ほど、予算を算出するとき、何と申すか、予想を大きく見て余裕を持って予算を立てておくというのと同じように、やはりこの積立金というのは不況期に備えて好況期に積み立てておくということがなければ、不況期に一気に減少するというのが過去にもあつた、四兆円あつたものが五年で約四千億まで減少したということがあつたのは先生も御存じだと思います。

将来の不況期に必要な積立金水準をどのように予測するのかというのはなかなか難しいところで、一時的に積立金があることだけでそれがちよつと過大ではないかという判断は、少し時間を掛けて評価をして、ダイナミックに変わる可能性を含めて、それでも過剰かどうかということを考えていくべきなのかなというふうに考えているところでございます。

○行田邦子君 確かに経済状況の急変というのは過去にもありました。そういった事態に備えてやだというふうに思っております。これは必要だといふふうに思っておりますけれども、それにして、今、弾力倍率四・一倍、平成二十五年年度の決算で四・一倍ですから、恐らくこれを、更に積立金の水準は上がってくるだろうという予測ができる中で、やはり私はこれは積立金の水準といふことを見直すべきではないかというふうに思っております。

そこで、厚生労働省におきましては、資料二を御覧いただきたいんですけれども、失業等給付費の今後五年間の収支見込みといふものを立てています。

試算一と試算二がありますけれども、試算一については、失業等給付の受給者実人員が五十万人で推移する、つまり平成二十七年実績見込み

ベースで推移するという試算です。それから、試算二の方は、平成二十一年から二十五年実績平均ベース、つまり六十三万人で推移するケースという、この二つの試算を設けているんですけれども、試算一、試算二、それぞれ両方とも平成三十一年度見込みでも弾力倍率はまだ二倍を超える、つまり弾力条項を適用できる範囲というふうな試算になっていきます。そして、この前提というのは、雇用保険料率は今の弾力条項を適用した引下げ千分の十という前提になっていきます。

そこで、厚生労働省、政府参考人に伺いたいんですけれども、仮にこの雇用保険料の料率を千分の八に引き下げた場合、積立金残高への影響はどのような試算となりますでしょうか。

○政府参考人(生田正之君) お答えいたします。現在の雇用失業情勢が続きますと、失業等給付の基本手当の月当たりの受給者数、これが二十八年から三十一年度を通じて平成二十七年の実績見込みベースと変わらないということだと仮定いたしますと、雇用保険料率を二十八年度から千分の十から千分の八に引き下げた場合に、積立金残高が千分の十のまま推移した場合と比べまして、平成三十一年度までの間に一兆三千六百億円減少の見込みでございます。

○行田邦子君 そうすると、弾力倍率はどうなるんでしょうか。

○政府参考人(生田正之君) 五十万人の場合ですと、雇用状況がそんなに悪くないということもございまして、弾力倍率は変わらないうに行けるんじゃないかというふうに推定されます。

ただ、六十三万人のケースですと、弾力二倍を切ってしまうということで、保険料率を上げないといけなくなるということかと思ひます。

○行田邦子君 大臣に伺いたいんですけれども、今の仮に千分の八に引き下げた場合の試算一、試算二で、どのように弾力倍率が変わるのか、この試算の数字というのを見ながら、保険料率の引下げということもあり得るのではないかと検討をしていただけたらと思っております。もちろん

ん、千分の十より引き下げるということは今の法律ではできませんので法改正は必要ですけれども、御検討してもいいのではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(塩崎恭久君) 保険料率については費用負担者である労使の合意というのが、この間も申し上げましたけれども、拠出者が合意をしないといけないので、雇用保険財政の中期的な安定的運営を確保するという観点から検討し、決めているわけでありまして、今年度の雇用保険料率の設定に際して今後五年間の積立金の推移を試算したところで、この失業等給付の受給者について、二十一年度から二十五年までの実績平均の水準で推移するケース、あるいは過去の最低水準を下回る程度の水準のケースのいずれにおいても、御指摘のように積立金などの額が失業等給付費の二倍を超えるものの、積立金残高は緩やかに減少していくということを今お配りをいただいているわけでありまして。

一方で、失業等給付の在り方については、平成二十五年の十二月の労政審の報告において、基本手当の水準に関しては受給者の就職状況の動向等を踏まえて引き続き検討するというにされておりました、引き続き、この雇用保険部会で議論をいただくということになっていきます。

また、保険料率の在り方については、昨年の、先ほどお話が出ておりますような育児休業給付の引上げの見通しはつきりしてこないとなかなかうまくいかないということ、これは多分、今年の秋頃に財政状況については大体見えてくるというふうな思っておりますので、それを見届けてからどうするかということを考えるのかなというふうに思っております。

○行田邦子君 私、これだけ積立金の残高が積み上がっていると、国庫負担の在り方についての議論にも支障を来すというふうに、なかなか議論が進まないと思っておりますし、そしてまた、これだけ残高が積み上がっていると国庫に返納しろというような意見も出てきますので、そうしたこ

とが起きないように、この積立金の残高の水準ということについてはしっかりと労政審の場などにも議論の俎上にのせていただけたらなというふうに思っております。

それでは、次の質問に移りたいと思います。先日、子供の貧困対策について伺わせていただきましたが、その中で所得再分配を強化すべきではないかと質問させていただきました。ちよつと時間が足らず中途半端な質問になってしまいましたので、改めて大臣に伺いたいというふうに思っております。

資料三を御覧いただきたいと思います。先日もお示ししたものと同一のものでありますけれども、これはOECD対日審査報告書二〇一三年版なんですけれども、ここでは資料三のAのグラフを見ていただきたいと思いますけれども、日本の所得再分配効果、つまりジニ係数の低減とか所得格差の縮小は三十三か国中二十七位と低いレベルにあることを報告しています。

まず、この点について大臣の御所見を伺いたいと思います。

○国務大臣(塩崎恭久君) 前回、時間がなくてゆつくり議論ができなかったんですけれども、このお配りをいただいているOECDの対日審査の報告書で使われているジニ係数の変化については、これは生産年齢人口を見た場合ということで十八歳から六十五歳までの人口を対象としたジニ係数、この変化分を見ていて、再分配前の数値から再分配後の数値へどれだけ改善、変化をしているのかというのを見たものでございまして、日本はこの数値が小さいというのが今の御指摘だと思います。

これに対して、生産年齢人口ではなくて、全年齢を対象としたジニ係数を厚生労働省の所得再分配調査で見ると、再分配を考える前のジニ係数は高齢化や世帯の小規模化等を背景として拡大傾向にあります。平成二十三年の調査では〇・五五となっておりまして、これを今度、年金などの社会保障給付や税の効果、この再分配を

加味して見た場合のジニ係数というのを見ますと〇・三八になっておりまして、この数値は、経年で見て平成十一年で〇・三八で、二十三年でも大体〇・三八ということで、おおむね横ばいで推移をしているということでございまして、我が国の社会保障制度は高齢者への給付が手厚いということがまず第一にあつて、その一方で現役世代の給付が少ないという指摘がかねてからございまして、生産年齢人口のみを対象として作成される御指摘の数値にはこういったことが反映をされているというふうに考えるべきだろうと思っております。

したがって、単身高齢者とかあるいは母子家庭の増加といった状況にはしっかりと目配りをしなければいけない、子供の貧困と言われているわけでもございまして、そういうことで必要な対応を行っていくことが必要でありますけれども、例えば、私どもとしても、そういうことを意識しながら、平成二十七年年度には、生活保護に至る前の段階の生活困窮者、この四月から法律も施行になりましたが、相談、就労支援などの包括的な支援とか、あるいは一人親家庭の親の学び直し、子供への学習支援などを特に力を入れようということをやっております。あるいは、これは高齢者の方になりますけれども、介護保険における低所得者の保険料の軽減の強化などで再分配を補うという格好にしているということもございまして、今お配りをいただいたものは生産年齢人口における指標ということで、全体で見ると今のような景色が見えてくるのかなというふうに思います。

○行田邦子君 まさに大臣が御答弁されたように、このOECDの対日審査報告書の結果というのは、これは生産年齢人口です。六十五歳超の方というのは入っていないんです。逆にこれを返せば、日本の所得再分配というのは、いかに高年齢者には効いているけれども若年層に効かないということも言えるのかなと思っております。資料四を見ていただきたいと思いますけれども、これは厚生労働省の所得再分配調査の結果より内閣府が作成したものでありますけれども、ここで

も、やはり見てすぐに分かるとおり、若年層における再分配効果というのは非常に乏しくなっているわけでありまして。

そこで、大臣にお聞きしたいんですけれども、子供の貧困対策を考えるとき、子供のいる低所得者世帯のネット所得が増える所得再分配、例えば給付付き税額控除等を行わなければ状況は改善しないのではないかと思います、いかがでしょうか。

○国務大臣(塩崎恭久君) 先ほど申し上げたように、子供の貧困ということが最近よくクローズアップをされておりますけれども、子供のいる低所得世帯に対して、それぞれのニーズに応じて、子育て生活支援、それから就業支援、経済的な支援などを組み合わせてきめ細かな支援を行っていく必要があるというふうに認識をして、そういう手だてを予算などで打っているところがございます。

二十七年年度予算では、さつき申し上げたように、この生活困窮世帯や児童養護施設あるいは一人親家庭の子供などへの学習支援というのを特にバックアップしていかなくちゃいけないということ、あるいは児童養護施設の職員の配置というのも、これは五・五対一を四対一にするというのをこの四月から実施をいたしました。

それから、一人親家庭の親に対する自立支援というか、高校卒業程度の認定試験の合格のための講座の費用を助成するというようなこともやってきているわけでありまして、また、先般、四月二日に総理が参加をして、あと有村少子化担当大臣とそれから下村文科大臣と私と参加をいたしましたけど、子供の未来応援国民運動というものの発起人の集会というのがありました、そこで総理から、経済的に厳しい一人親家庭や多子世帯の自立を応援するために、夏をめどにその方向性を取りまとめ、年末をめどに財源確保を含めた政策パッケージを策定するようにという指示を受けたところでございまして、厚労省としては、子育て、生活、就業、経済面など一人親家庭の自立に

向けた支援の充実について幅広く意見を聞きながらやっていきたいというふうに思っているところがございますので、問題の所在は、今でございますように、お配りいただいたように、所得再分配が高齢者には有効に効いていても若い人たちは十分効いていないということを補うための政策を種々打っているところでございます。

○行田邦子君 私がお聞きしたいのは、今大臣がおっしゃったような様々な施策だけでは足りないのではないかと。ですから、給付付き税額控除等の税の所得再分配効果を強めなければいけないのではないかと。ということなんですが、大臣はどのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(塩崎恭久君) 先ほど申し上げたように、年末までに手だてを考えるとという総理の指示の中にいろんなものが当然入ってくるわけでございますが、明示的にこの給付付き税額控除についてどうかということであれば、それは私も自民党の中でもこの可能性についてはかねてより議論はあるところでありますけれども、低所得者に絞った効果的な支援が可能になるということはいくつか、所得の把握とか資産の把握、それから執行面での課題というのが残っているわけで、どういうふうになるのかというのは今、消費税の逆進性への対応の中でも議論が行われているというふうに認識をしております。

○行田邦子君 特に、日本の所得再分配は年金などの社会保障での効果は認められても、税による所得再分配の効果というのは余り認められないというふうな調査結果も出ておりますので、是非、政府内におきましても、給付付き税額控除、もちろんそれをやるには様々な課題をクリアしなければいけないと思いますが、じゃ、どういった課題をクリアしなければいけないかという点も含めて議論し、また検討していただきたいと思います。すし、また私自身も今後様々な御提案もしていきたいというふうに思っております。

それでは、最後なんですけれども、資料六を御

覧いただきたいと思うんですが、先ほど大臣がおっしゃった様々な施策の中に学習支援といったものがあります。もちろん私もこういったものは大切だと思っております。実は、埼玉県におきまして非常に成果を上げていっているのがございまして、生活保護世帯の子供への教育支援というものであります。きめ細やかな実施を行うことによりまして、埼玉県の子供の生活保護世帯の子供の高校進学率が八六・九％だったものが四年間で九七・八％に上がるなど、実績を上げています。

ところが、この事業なんですけれども、今年四月から生活困窮者自立支援制度が始まったことによりまして、これ自体はいいことだと思っております。生活困窮者世帯に対象が広がりました。そしてさらに、今まで造成された基金から財源を捻出していただんですが、補助率が二分の一となってしまうただけではなく、自治体の人口に応じた枠の上限が設けられてしまいました。非常に財源的には不安定であり、また率直なところ足りないというふうな声が上がっています。

補助率等を上げるべきではないかと思いが、いかがでしょうか。

○国務大臣(塩崎恭久君) 学習支援事業の国庫補助率が十分の十から二分の一になったわけでございますが、自治体が継続的に事業を実施できるように法律に位置付けて恒久的な制度としたものであって、御指摘の補助率も含めて立法過程から国と自治体で真剣な議論を行った結果、こういうような形になったわけでございます。

自治体において着実に事業が実施できるように、平成二十七年予算においては、生活困窮者自立支援関係予算の全体では国費四百億円、子供の学習支援事業については十九億円を確保いたしております。

自治体に事業の実施意向を私どもの方で確認をいたしました。昨年度の百八十四自治体から今年度は三百二十四自治体がやるということをやっております。自治体の数からいくとかなり増えて

いるということでございます。先ほどの補助率の問題で御心配いただいておりますが、我々の基本的な姿勢として、子供の学習支援をしようということについては変わりがないわけでございます。今後とも自治体に対して事業の意義を丁寧に説明して積極的に事業を実施していただくようにというふうに思っております。三百二十四というもまだまだでありますから、これを更に増やすということが大変大事だということに思っております。

○行田邦子君 生活支援や就労支援は三分の二と四分の三という高い補助率です。是非補助率を上げることを検討していただきたいと思いが、また、残りの部分についての、交付税措置される予定ではありますけれども、今日総務省さん来られていますが、是非、単位費用の算定に当たりましては十分なものとなるように算定していただきたいことをお願い申し上げます。

○薬師寺みちよ君 無所属クラブの薬師寺みちよでございます。

まず、ちよつと通告はいたしておきませんが、石橋委員がせっかく医療関係者の過重労働について取り上げていただきましたので、ちよつと私からも一言お願いをしたいと思いが、私は産業医でございます。いわゆる産業医の立場というものをしっかり認識していただきたいと思いが、私も、昨年の六月十三日、質問させていただきまして、産業医は、職務の実施をされているこの状況において健康上改善が必要だと思われるときには、事業者に対して健康管理について必要な助告を行うということになっているわけですが、このことは、その病院の院長が産業医である場合には自らにその助告をする。これ、大変矛盾した状況なんです。

それで、この医療機関の過重労働というものがなぜ起こっているのかということはどうも重々大臣にも御理解いただいていると思いが、医師不足ということもございまして、応招義務というものが

が私どもには課せられております。ということとは、断れないんですね。例えば、五時でその診療所というものが受付が終わりまして、でも、そこに五十人の患者さんがいたら、その五十人の患者さんが診終わるまで八時でも九時まででもやらなきゃいけない。それが私どもの義務として課せられているにもかかわらず、やはりそこで労務管理というものがなかなかできないこの実態というものが更に私としては御理解いただいた上で、これから制度設計をしていただきたいと思っております。

しっかりとその産業医の役割、そして事業主の役割というものを役割分担しながら考えるのであれば、それを義務するということはこれ法律違反ではない、前回も言っていたとおりでございます。でも、やっぱりこれはしっかりと通知か何かで出していたらかなければ、前回局長より御答弁いただきました際に、適切でないような場合があるときには自分たちも指導、助告を行いますというふうになっております。実際に、昨年からまた今年までの間も、過重労働全く変わっておりません。やはりこのような状況下におきまして、この産業医の役割というものが一番発揮できていないのが医療機関であるということを再認識していただきたいと思いが。

最近、いきサポという、いきいき働く医療機関サポートWebというものも開設されたことは私も重々承知いたしておりますけれども、やっぱりそういう中でもその産業医の役割というものをしっかりと認知していただきまして、これ義務している場合には、是非是非しっかりと注意をした上で監視をしていただく、若しくはもうこれは役割分担をすべきだということを厚労省が打ち出していたことを私からお願ひしておきたいと思いが、すけれども、大臣、一言だけ、それに關しましては、済みません、質問通告いたしておりますけれども、御感想でも結構でございます、ただでございます。

○国務大臣(塩崎恭久君) 先ほど来お話を私から

もしていますように、なかなか医療機関というのは過酷な労働条件の中で頑張っていたにいたるなというところでありますから、それを解消しながら、しかし、しっかりと医療ができるようなことのために何をしたらいいのかということを考えていきたいというふうに思います。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。

それを考えていただく意味におきましても、大変申し訳ございません、ちよつと質問の順番を入れ替えていただきたいと思います。五番目の質問、いわゆる健康経営というところから入っていききたいと思います。

資料四というものを皆様方には御覧をいただきたいと思ひます。実は、健康経営というこの概念、欧米諸国におきましても最近大きく取り上げられていて、ございまして、従業員の健康というものを経営資源と捉えまして、メンタルヘルスを含む健康管理に積極的に取り組むことで様々な疾病の予防ができ、従業員が心身共に元気で働ける企業を目指すという、事業者とそれから産業保健スタッフ共に理想的な活動ということで、更にこれから私はこの日本でもこれを広報していただきたいと思ひているものでございします。

実は、今までは疾病モデルという、病気になったら医療費を払ってそれを治療するというものに対して、今後は生産性モデルというものの転換というものが叫ばれているところでございします。これは、人的資本への投資における収益の最大化というものを指す考え方でございします。ですから、職場環境が疾病を起こす、でも、その疾病を起こすその健康状態によって生産性にも影響を与えるという、いわゆるPDCAサイクルのようなものが回っている状況です。

ですから、こういう状況に関して、健康と生産性に着目した研究というものを厚労省さんも行っているのかどうか、まずは教えていただけてますでしょうか。

○政府参考人(土屋喜久君) お答え申し上げます。

労働者の健康管理対策を促進していくためには、労働者の健康の向上によるメリット、これを事業者の方々に御理解いただく、それを促していくということは大変重要だと思ひております。先生御指摘の研究についても、これを行うことは大変有意義であるというふうに認識してございします。

このため、厚生労働科学研究におきまして、平成二十五年年度から二十七年年度までの三か年の計画で、労働者の健康状態及び産業保健活動が労働生産性に及ぼす影響に関する研究というものを実施をしております。この研究では、働く方々の健康状態や事業場等におけます産業保健活動が労働生産性に及ぼす影響について検証をするとともに、効果的な産業保健活動の在り方や生産性の観点を含み産業保健活動の評価方法の在り方について検討をしております。

先ほど申し上げましたように、二十七年年度までの研究でございしますので、この研究が順調に進捗し成果を得られるように私どもとしても取り組んでまいりたいと思ひます。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。

でも、まだまだそのベースが整っていないというところで、健康診断の結果、必要な労働者には医師、保健師による保健指導というものをを行うように努めなければならぬ、いわゆる努力義務にまだまだとどまっているというところでございします。

所見ありの労働者がどのくらい保健指導を受けているのか、教えてください。済みません、なるべく短くお願いできますでしょうか。

○政府参考人(土屋喜久君) 平成二十三年の労働災害防止対策等重点調査報告というのがございまして、これによりまして、定期健康診断の結果において異常の所見があった労働者のうち、医師又は保健師による保健指導を受けた労働者の割合は約六割となっております。

先生御指摘のとおり、安全衛生法に所定の規定

もございしますので、必要な方が適切な保健指導を受けられるように事業者に対する必要な指導を行ってまいりたいと思ひます。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。

しっかりとやっばりそこを促していただかなければ、健康というものが業績にも反映するんだ、こういう考え方というものがなかなか浸透していかないと思ひます。

これらの再検査、治療を促す取組というものはどのようなものがあるのか、教えていただけますでしょうか。

○大臣政務官(高階恵美子君) 健康診査におきまして再検査等が必要とされた労働者につきましては、必要な対応が確実に行われるように促すことは重要と考えております。厚生労働省におきましては、安衛法に基づく健康診断結果を踏まえた労働者の健康管理の取組が促進されるように、毎年九月を職場の健康診断実施強化月間と定めておりまして、健康診断結果に基づく措置の実施、保健指導の実施、そして医療保険の保険者が行う特定保健指導との連携を行うよう、事業者に対して指導を行っております。

また、安衛法に基づきます健康診断の結果、脳・心臓疾患に関連する一定の項目に異常の所見があった労働者については、労災保険の給付の一つとして、二次健康診断等給付制度を設けてございまして、これは二次健診及び特定保健指導を行うものでございしますが、平成二十三年の実績で二万八千七百二十九件、二十四年の実績で三万二千四百四十四件、そして二十五年の実績で三万一千七百二十三件と、微増の傾向で対応させていただいているところでございします。

このほか、高齢者医療確保法に基づく生活習慣病予防対策といたしまして、四十歳以上の労働者については、事業者と医療保険者との連携の下、事業者が健康診断結果を医療保険者に提供いたしました、再検査、治療を要する者には医療保険者において医療機関への受診を促しております。

今後とも、こうした取組によって、健康診断の

結果、再検査あるいは治療が必要とされた労働者に対する対応を図ってまいります。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。

いわゆる安全配慮義務に関すること、大変これは重要な問題でございします。安全配慮義務でさえも行われていないような事業所においても、次の健康経営でちよつとかなりハードルが高いのかないというふうには私は捉えております。

では、その特定健診というものを何度か私も取り上げさせていただきましたが、いわゆる予防というもので、特定健診の場合というのは、後期高齢者支援金の加算、減算という金銭的インセンティブというものがございしますけれども、事業主の健康診断の場合、もう何かしら何か仕組みをつくりながら促す、モチベーションを上げていくということも必要かと思ひます。

実は、この日本政策投資銀行の試み、大変面白いものがございします。健康経営格付というもので、その格付によって金利の優遇措置を行っているというもので、既にもうそういう業界においてもなされ始めております。健康経営の評価が高い企業にはなるべく特別な金利が適用されると、こういうような仕組みが既にそういった分野でも行われているのであれば、厚労省においても何かしら施策が必要かと思ひますけれども、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(塩崎恭久君) 今の後期高齢者支援金の加算、減算制度を保険者に設けるということ、特定健診あるいは特定保健指導の実施率によって後期高齢者医療への支援金を加算、減算してくるというところで、実際の健診をバックアップするというところでやっているわけでありまして、一方で、この労働安全衛生法は、先ほどちよつとお話があったように、労災保険給付という形でやっておりますが、労働者が働く上での健康確保の観点から、事業者には、健康診断の実施に加えて、その結果に基づく就業上の措置も義務付けているということで、そのため、再検査と

か病気の治療とかまでを事業者に求めるものではなくて、企業に対してそのインセンティブを与えるような仕組みは想定していなくて、先ほどのように、個人に対して給付で、二次健診とかそういうのでやっているという格好になっているわけであります。

厚生省としては、事業者に対して健康診断の実施を徹底するとともに、こうした制度を通じて再検査や治療が必要な労働者に適切な対応が行われるように取り組まなければならないというふう

に思っているところでございます。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。ですから、労働者の疾病というものは、これを治療することによって生産性を、日本の経済を支えるんだというような、やっぱりちよっと発想の転換が必要なのかなと思っております。

次に、じゃ、そういったいわゆる産業保健というものを支える新しい事業がスタートしたかと思えます。これまで、地域産業保健センター、産業保健推進センター、メンタルヘルス対策支援センターというものが統合されて、産業保健活動総合支援事業ということが行われておりますけれども、まだまだ取組が十分ではないのかなと思われ

ますが、政務官、いかがでしょうか。

○大臣政務官(高階恵美子君) 御紹介いただきましたが、地域の資料の三にあるものだと思いますが、地域産業保健センターは、ただいま御説明いただきましたとおり、労働者五十人未満の小規模事業所を対象にいたしまして、登録された産業医により健康診断結果に基づく保健指導を行うなど、健康管理に対する支援を実施してまいっております。

この度、平成二十六年からは、加えて、事業場の産業保健活動を支援するほかの二つの事業と一元化をいたしまして、各都道府県に設置された産業保健総合支援センターの地域窓口と位置付けてワンストップサービスを進めようということで、利便性を一層向上させていこうと働きかけをして

いるところでございます。

今後とも、産業保健総合支援センター及びその地域窓口である地域産業保健センターの積極的な活用が図られるように機能強化に努めてまいりますとともに、周知広報にも努め、小規模事業所の労働者の方々の健康を守る活動、産業保健活動に対する支援を行ってまいります。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。せっかくこの新しい事業がスタートいたしましたので、更なる充実というものをお願いしたいと思

います。さらに、健康経営のために大切なツールというものがござい

ます。健康会計は、二〇〇八年に経済産業省が提唱した企業の健康への取組というものを評価する考え方

でございます。企業が社員の健康増進に対して行う投資のコストとその効果を可視化していく、これは大切なことです。健康増進に積極的な企業が社会的に高く評価されるということ

を意図しているものですが、厚労省におきましてこのような健康会計について研究などを行っていら

っしゃいますでしょうか。大臣、お願いいたします。

○国務大臣(塩崎恭久君) 今、健康経営ということで厚労省は何をしているのかということですが、従業員

の健康会計ということでありますけれども、私どもの方でそれを研究しているということは、特に今のところはないということのようござい

ます。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。これ大切な概念でございます。ですから、企業

がどれだけ投資をしてどれだけその健康増進によって業績が上がったか、これを証明していか

なければ、なかなか企業側が投資を行っていただけないということになります。

今、少し一部答えていただきましたけれども、実はこの従業員の健康管理、健康づくりの推進ということ

は、単に医療費というもののだけの捉え方ではもう済みません。生産性の向上、従業員の創造性の向上、そして企業イメージの向上という

のも効果が図られるということです。企業におけるリスクマネジメントとしてもこれは重要だよねという認識が、最近、企業、もちろん産業保健の場面でも

言われていることとござい

ます。従業員

の健康管理は、経営者であるその指導力の下で発揮されるものなんですけれども、経営者の皆様方にもそれをしっかりと認知していただく必要があると思

います。

ここで面白いことがございまして、実は欧米諸国において日本というものが一番健康経営するの

にマッチしている国じゃないかと言われているん

です。日本は皆保険制度を取っておりますので、個別の保険でプライベートインシュアランスを掛けているよりも更にコントロールしやすい土

壌が既に準備をされている。

米国の商工会議所によれば、企業の従業員の健康管理コストにおいて、医療費と呼ばれているもの

は健康管理コストの重要な一部ではあるけれども、最大そのコストの要因というのは、出勤し

ていないけれども病気がけがによって生産性が落ちている状況だということ

が分かっています。ですから、医療費だけというものをターゲット

とはちょっと間違っているんじゃないかという

考え方なんです。医療費を適正化するというこ

とは単なる部分最適であって、企業経営全体の最適化には必ずしもなっていない。

これ、アメリカの統計でござい

ますけれども、企業にとつてのコスト、いわゆる狭義の医療費とい

うものについて見ると、一番目

が、肩凝り・腰痛、そして冠動脈性の心疾患、四番目が慢性疼痛、五番目が高コレステロールという順番で

すね。広義の、いわゆる病気休業や、出勤して

いるけれども病気がけがによって生産性が落ちている状態までを全て総コストとして見ると、肩凝り・腰痛、うつ、倦怠感、慢性疼痛、睡眠障害とい

う順なんです。

ですから、疾病の医療費ということだけではな

く、いかにこれを生産性につなげていくのかとい

う、ターゲットにする疾病までも変わってきてしま

うんです。

ですから、しっかりとこのメンタルケアも今回改正によつてチェックテストが入

りますけれども、医療費だけ見た場合と総コスト

で見えた場合は予防のターゲットがこれだけ異なっ

てくるという認識も日本も持ち始めていかなけれ

ばならない時期に入ってきていると思

います。

そのためには、せっかく厚労省がこの度、デー

タヘルス計画というところで保険者機能の強化とい

うもの

に、やっぱり企業という母体、組織においても健康に取り組む姿勢というものを打ち出していただ

かなければならない。いわゆるこれコラボヘルスと言

うんですけれども、このコラボヘルスというものを今後日本でも行

っていただくために、先ほど示しました資料の四、健康経営銘柄というものが経産省から発表がな

されました。いわゆる企業側に働きかけてもらう経産省と、それから保険者機能というところで強化を進めていく厚労省、こ

れは両輪としてしっかりとタッグを組んでいかなければならないと思

います。大臣、お考

え、ただでございますか。

○国務大臣(塩崎恭久君) 今回、ストレスチェ

ックがこの秋から入るとい

うことでありますが、恐

ろ

ろ

ろ

ろ

ろ

ろ

ろ

ろ

ろ

ろ

ろ

ろ

らく今先生がおっしゃったように、メンタルヘルスに現れる、その他のいろいろな物理的なストレスなんかも含めて、そういうところで判断をしてもらうことによって、また企業の生産性や収益率を上げていくということもあり得るんだらうなというふうに思いました。

健康保険組合などの被用者保険者がデータヘルスの実効性を高めるために企業や事業主と連携するのが極めて重要だということで、このため、厚労省が推進をしております。今、データヘルスと、経産省が推進をしております健康投資、健康経営、今先生のお配りになっていらっしゃる健康経営銘柄ということ、東京証券取引所も一緒になっているようにありますが、これが相乗効果を発揮するように、これまでもそれぞれの手引とかあるいはガイドブックに相互の取組を紹介をしたりしてきましたし、共通の説明会などを持っていました。

こういうことで両省が連携をすることによって、言ってみれば健康で足腰の強い企業というものをつくるということは、そこで働く人たちが健康で足腰が強いということになるんでしようから、厚労省、経産省、それぞれの観点からお互いの力を発揮して、働いている人たちの健康と企業の言ってみれば経営的な価値のアップというのを両方達成していくということが大事なのかなというふうに思います。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。

これ、少子高齢化において、もう日本でとても大切なことだと思うんですね。私たちが今まで目指してきたのは健康寿命の延伸というところで、厚労省ではどうしてもそういった視点で話が進んでまいりますけれども、やっぱり健康でいることによって生産性が上がるというのをやっぱり厚労省も学ばなきゃと思うんですね。

先ほど御答弁いただきましたように、まだまだ研究途中でもあるということでもございますし、いわゆる健康会計というものについても是非厚労

省におきましても研究開発をしていただきまして、しっかりと、どういう優先順位において疾病をコントロールしていけばこれは企業の経営にも役立つのか。企業の経営というものに役立たないとなかなか企業サイドは動いてくれません。と申しますのも、保険者というものに厚労省は働きかけることができても、企業の経営者の皆様方になかなか直接働きかけることができません。データヘルス計画というところで保険者の皆様方を動かすことはできても、一つの保険者にたくさんの方々がぶら下がっております。ということは、それぞれのやっぱり労務管理というところまで手を突っ込んでいかないと本当の健康経営というものはできません。

私も産業界というのは、その健康経営というような面におきまして、ですから労務管理のところまで手を突っ込める唯一の健康スタッフなんです。ですから、健康のサイドで安全配慮義務を行っていく、その安全配慮義務を行っていくことで、必要であれば組織改編などもお願いをすることとございますし、労務管理もお願いをすることがある、配置転換もお願いすることがある。

そういう意味において、もともとと産業界というもののについても少し研究開発というものが私は厚労省も必要なんではないかと考えております。ですから、企業経営と健康管理というものをいかにコラボしていくのか、大きなテーマだと少子高齢化の中で思っておりますので、是非、今後ともこの話題につきましまして私も研究をしながら質問を続けてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

今日はちょっと、済みません、母子保健の方、質問ができませんでしたので、次回に回していきたいと思います。

ありがとうございます。

○福島みずほ君 社民党の福島みずほです。今日は、ホワイトカラーエグゼンプションについてお聞きをいたします。この法律ができれば、年間五日間さえ有給休暇

を取らせれば、毎日十六時間勤務、三百六十日連続勤務も合法になるという理解でよろしいですか。

○政府参考人(岡崎淳一君) 高度プロフェッショナル制度につきましては、様々な要件の下で対象者を限定しながらやっているということでありまして、そういうような極端な働き方を前提にした制度ではないということでございます。

○福島みずほ君 極端じゃないですよ。合法か違法かを聞いているのです。これについて、衆議院の予算委員会、大臣はそれはできるというふう

に答えていますよ。

これは局長でも結構です、よく聞いてください。年間五日間さえ有給休暇を取らせれば、毎日十六時間勤務、三百六十日連続勤務も合法になる。つまり、これは私が説明することもないと思いますが、健康確保措置が三つありますが、一定の時間が八時間だとすると、仕事の終了から次の時間の始業時間まで八時間空ければいい、最大一日十六時間まで働かせることが可能。有給強制的五日間以外は三百六十日、十六時間勤務が合法。事

前のレクでは、はい、そうですということになっていますが、それでいいんですね。合法ですね。合法か違法かを聞いています。

○政府参考人(岡崎淳一君) 先ほども言いましたけれども、いろんな制度の前提がある中でそういう仕組みになっている。そして、労働者が自ら働き方を決めていくという前提の下での制度というところでありますので、そういう極端な働き方は想定していないということだろうというふうに思います。

○福島みずほ君 いや、極端な働き方が想定されているというところを聞いていません。労働基準監督署は違法でなければ入れないですよ。ですから、合法か違法かを聞いているんですよ。弁護士だって違法でなければ争えないですよ。違法かどうかを聞いているんですよ。それだけ答えてください。

年間五日間さえ有給休暇を取らせれば、毎日十

六時間勤務、三百六十日連続勤務も合法になるという理解でよろしいですか。

○政府参考人(岡崎淳一君) それはあくまで、そういう対象の方が自らそういう働き方をするといいことでありまして、企業の方がそういう働き方を強制するということではできないということでございます。

○福島みずほ君 はい、ちょっとよく分からない。最後何て言ったの。

○政府参考人(岡崎淳一君) あくまで制度の前提として、労働時間ではなくて成果で働くというような、その制度の趣旨の中で御本人が働き方を決めていくということでありまして、企業の方がそういう働き方をさせるということが考えられて

いるわけではないということでございます。

○福島みずほ君 質問に答えてください。私は合法か違法かと聞いています。

平成二十七年二月二十五日、衆議院の予算委員会、塩崎大臣の答弁、これでよろしいですね。今、十一時間のインターバルを入れた上で、なおかつ一日十三時間労働、そして、三百六十と言いましたが、我が国が聞いていたのは、一年間は三百六十五日ありますから、三百六十ですよ、そういうことができるということでありまして、けれども、それは理論的にはできる。

つまり、実際三百六十日働き続けるかどうかは別にして、理論的にこれはできるということでよろしいですね。議事録そうなっています。

○国務大臣(塩崎恭久君) 先生は極端なことをおっしゃるのですから、極端に答えているわけでありまして、そもそも制度を導入する際に、この仕組みでは、企業内の手続として、労使同数で構成をされます労使委員会というのがあって、そこで対象業務も対象労働者も、それから健康確保措置の中身も五分の四以上の多数で決議をいたします。そこで、今お話が出ました三つの健康管理時間を管理する中で、いずれかの措置を導入しなければならないという義務を法律で定めているのが、先生がおっしゃった三つの措置ですね、イ

ンターバル規制と、それから……

○福島みずほ君 大臣、済みません。それ全部分かっていきますので、結論だけ言ってください。

○国務大臣(塩崎恭久君) ええ。

この三つでありまして、それに加えて健康管理時間というのが、今申し上げた一定時間を労使委員会が決めたものを超えた場合、一か月当たりのですね、超えたものに対しては、医師による面接指導の実施義務が罰則付きで課せられるわけで、労働安全衛生法でこれは課されます、義務がですね、罰則付きで。

したがって、今のような働き方をした場合に、当然一か月当たりの労働時間が恐らく五分の四の合意で認められた労働条件をはるかに超えるでしょうから、その時点で必ず医師による面接指導をやらなければいけないというところに来るわけであって、先生のおっしゃるような極端なことがずっと続くようなことはあり得ない、やろうとしてもこれに引っかけたって、健康確保のために管理時間を設定してありますから、そういうことは起こり得ないんじゃないかなというふうに思っています。

○福島みずほ君 いや、私は合法と違法の間を聞いているんです。違法なのか合法なのか。

もちろん、途中で面接とかあるかもしれないけど、でも、その産業医が全然駄目だったら機能しないわけですよね。つまり、違法か合法か。つまり、どこまで違法なのか。これは合法なんです。これは合法だと、理論的にはあり得ると答えていますよ、こんな極端な働き方に近い働き方は起こり得るんですよ。

では、厚生労働省、お聞きします。じゃ、大臣、これ衆議院で理論的にはできると答えているけど、そのとおりでよろしいですね。参議院でもそうでしょう。

○国務大臣(塩崎恭久君) 理論的には可能です。それで、しかし、さっき言ったように、それを試みても必ずこういう安全弁がありますから、それに引っかけるといふことであります。

○福島みずほ君 理論的には可能なんです。一日十六時間労働で三百六十日働き続ける、これ可能なんです。こんなことが、これを可能にする法律、これも、違法ではないという意味でですが、極めて問題です。

労働者保護立法の中で、労働時間、休日、休憩、深夜労働に関する規制を設けている意義は何ですか。

○政府参考人(岡崎淳一君) 労働基準法につきましては、企業と労働者の関係の力関係その他を考慮した上で一定の最低基準を課すということでありまして、そういった趣旨におきまして、労働時間につきましては、原則としては一日八時間あるいは週四十時間という法定労働時間を義務付けているということでございます。

○福島みずほ君 そのとおりですよ。その趣旨から照らして立派理由がないというふうに考えます。

先ほども石橋委員の方から成果主義についての質問がありました。そのとおりですが、時間ではなく成果で評価される働き方を希望する働き方のニーズに応えるとしていますが、時間ではなく成果で評価するかどうかは専ら賃金制度の問題です。当否はさておきとして、今日、成果主義賃金は広く浸透しています。その中で、労働時間等の規制を外さなければならぬ理由は何でしょう。

○政府参考人(岡崎淳一君) もちろん、現行労働時間法制の下でも成果主義を取るといふことは可能であります。

しかしながら、よりそれを進めて、あらかじめ働く方、企業と働く方の間でどういう成果を出すかというところについてあらかじめ職務契約書等で明記して、それを前提に報酬を決めると。その場合には、働く労働時間等については労働者の自由と任せると、こういう仕組みをしっかりと取るためには現行の労働時間法制を適用除外するという方がよりその制度に即した働き方ができると、こういう考え方でございます。

○福島みずほ君 それならば、成果で評価することが新制度の導入要件になっていきますか。

○政府参考人(岡崎淳一君) そもそも対象業務につきまして、その性質上、従事した時間と従事して得た成果との関連性が通常高くないというような業務をそもそも対象業務として省令で定めるというようにいたしておりますし、それから、この制度において働く場合につきましては、職務記述書におきましてどういう成果を求めるかということをおあらかじめ定める、それに応じて賃金を定めるといふことが前提としてこの制度を考えているということでございます。

○福島みずほ君 要件ではないですよ。要件かどうかということでは、要件ではないですよ。要件が法律上の部分と、今後省令、指針等で定めていく部分等とがあります。法律上の考え方は、先ほど申しましたように、従事した時間と従事して得た成果との関連性が通常高くない、そういうものを前提としつつということではありますが、その対象となる方につきまして、職務記述書等について従事する職務の内容を明確にさせていただくというようにも前提として、それを本人が同意するということを考えておりますので、制度全体としてはそういうことを考えているということでございます。

○福島みずほ君 実際に仕事は長く掛かる人の残業代は出なくなりますが、成果に応じた賃金が支払われるという内容はこの法案に含まれておりません。この制度では残業代がなくなるだけで、成果に応じた賃金評価システムが導入されるわけではない。よろしいですね。

○政府参考人(岡崎淳一君) 先ほど大臣が言いました労働委員会等で制度の枠組みを決めていくというところでございますが、今申しましたように、職務記述書におきましてあらかじめ従事する職務の内容を決める、そして報酬も決めるということでありまして、そういった意味においては、その

の範囲では決まるということだろうというふうに考えております。

○福島みずほ君 全然その要件となっていないんですよ。要件ですらない。そればかりか、成果で評価すること自体が長時間労働に結び付くと考えないでいいですか。

例えば、営業ノルマを達成するために長時間労働を強いられる労働者は数知れず、成果で評価することは長時間労働に結びやすいと言えます。成果を上げて早く帰りたいという労働者がいるのではないかとおっしゃるかもしれませんが、成果を上げて早く帰りたい労働者に、ニーズに応えることは今も可能です。使用者が帰宅を認めればよいわけです。時間外労働規制を外して残業代をゼロにすることは無関係ですし、議論のすり替えです。

もし、早く仕事を終わらせた労働者がいて、労働時間規制なければ、使用者は、もつとやれ、もつとやれ、もつとやれ、もつと成果出せ、もつと仕事しろと言っただけじゃないですか。

○政府参考人(岡崎淳一君) この制度につきましては、そもそも従事した時間と従事して得た成果との関連性が高くない業務を前提としているというところでありますので、先生おっしゃったような営業とかはそもそも対象として考えていないというところでありますし、それから、今申しましたように、職務記述書等ですっきりと職務の内容を定めていくということにしているというところでありますので、この制度の適用を受けるかどうかという同意をする段階でそこがしっかりと決められているという前提でありますので、早く終わったからほかの仕事ということは、この制度として想定していません。

したがって、逆に言えば、そういう働かせ方をすればこの制度の対象者として認められないと、この制度を適切に運用していないということでありまして、それは、そういう観点において法律に違反しているということになるということでもあります。

○福島みずほ君 意味不明です。だって、労働者は使用者に命ぜられて仕事をせざるを得ないじゃないですか。

新制度では、労働者が始業、終業時刻、休日の取得を自由に決めることができるんでしょうか。

○政府参考人(岡崎淳一君) 基本的に、職務記述書等で従事する職務の内容を明確にする、そしてそれを前提として基本的にどのような働き方をするかにつきましては労働者に任せると、これが制度の基本的な考え方でありまして、それを前提として労働時間とか休日とか深夜業の規制を適用除外にすると、こういう考え方でございます。

○福島みずほ君 始業、終業、休日、これ全く自分で決められるんですか。

○政府参考人(岡崎淳一君) もちろん、その会社の例えば建物の管理とか、そういういろんな要素はあるかもしれませんが、少なくとも使用者が、今日は何時時間働けとか、今日は何時まで働けとか、そういうことは考えていないということでございます。

○福島みずほ君 これ、労使委員会で決めることになるんじゃないですか。労働者が始業、終業、休日時間を自分で勝手に決められないでしよう。私は今日夕方しか行かない、私は今日行かない、勝手にやれるんですか。三百六十五日、三百六十日、自宅で仕事します、ちょっとそれは極端ですが、でも、始業、終業、休日時間、労働者は勝手に決められるんですか。

○政府参考人(岡崎淳一君) 労使委員会で五分の四で決めるのはむしろ制度の枠組みであります。その枠組みの中で個々の労働者が日々どのような働き方をするかということにつきましては、これは個々の労働者に任せられているということでありまして。

もちろん、その会社の管理上、朝、例えば五時間に出てこれたら困るとか、そういう部分はあるかもしれないけれども、逆に、今日は何時時間働けとか、そういうことを使用者側が労働者に命ずるということはないという制度だということでは

あります。

○福島みずほ君 何時時間働けとは言わなくても、成果主義、一応、これは成果主義と関係ありませんが、もともと仕事を、もともとこれをやれとか、もともとこれをやれとあるわけじゃないですか。お医者さんだってそうでしょう、さつきありましたけれども、もともとやっぱり仕事をしなくちゃいけない。

だから、これは労働時間、休日、深夜等の規制が適用除外になるので、使用者がこの仕事は今日中に仕上げるようにと命ずることができるようになるんじゃないですか。しかも、そこに制限がない、残業時間のあれがない。どうですか。

○国務大臣(塩崎恭久君) 元々、一千万円以上で、多分一千七十五万ということになるわけですが、それ以上の年収がある方々というのは、やはりおまけにそれで高度の専門的な知識を持っている人ということになると、これは交渉力がやはり企業に対してある人たちであって、今のようない、あれもやれ、これもやれみたいなことではないです。というような話のタイプの仕事をされている方々を我々は想定しているわけじゃなくて、そもそも一千万円以上の人というのは全体で働いている人の四割しかなくて、うち一・五％は役員ですからこれは外れますので、そうすると、二・五％のうち、これは本人が希望しなきゃ駄目なんです。から、本人が希望されると更にぐっと狭くなるわけであって、そういうことでスタートを、こういう交渉力のある人を相手にやり、なおかつ、さっきおっしゃった労使委員会で働き方なんかは枠組みを決めるということ、これは労使の労のうちの半分以上が、過半数が賛成しない限りはこれは合意に至らない、五分の四の、過半数ですから、ということをやっていますし、職務記述書というのにちゃんと何をやるかというディスクリプションを書いて、それに従って成果もそこに書かれていくという、そういう制度でありますから、非常に弱い立場で、あれもやれ、これもやれという逃げられないような人はこの対象にはなりません。

し、そもそもそういうふうな、仮にです。余り賢くない経営者がそういうふうな追ったら、多分こういう人は辞めていくんですね。別な会社に移るだけの力があるからそういうことに、この道を選ぼうということをやっているわけでありまして、そういうような方々は先生が御心配されるようなことは私は起き得ないというふうに思っています。

○福島みずほ君 労働者は使用者の業務命令に従わなければならないので、実は出退社の自由なんかないんですよ。それから、今の大臣の発言は、いつも擦れ違っているんですが、現実では違いますよ。お聞きいたしますが、高収入は労働時間規制を除外する根拠と申すのでしょうか。今、交渉力があるとおっしゃいましたが、交渉力と年収は関係ないですよ。実際、高収入の労働者がリストラで路頭に迷うケースは枚挙にいとまがない。高収入イコール交渉力があるというのであれば、あるという構図自体、全くの虚構です。しかも、辞めて、その人たちは、じゃ、どこに行くのか。実際、ホームレスやいろんな派遣村にきた人たちが結構高収入の人にもいました。だって、今IT企業でどれだけリストラがあるか、どれだけ高収入であるのか。

お聞きします。収入と過労死、過労自殺の相関を調べたことがありますか。また、収入が高ければ過労死、過労自殺がないと言えるのでしょうか。収入と健康状態の相関がありますか。じゃ、なぜ医者はあんなにたくさん過労死しているんでしょうか。専門職で高収入ですよ。

○政府参考人(岡崎淳一君) 過労死の問題については、これはまた法律もできまして、しっかりと対応していかないといけないというふうに思っておりますが、現時点におきまして、収入と過労死との関係で分析したというものは無いというふうな理解しております。

○福島みずほ君 この法案を議論する前提がありません。大臣は、高収入であれば交渉能力が高いとおっしゃいますが、本当にそうかということでは

うじゃないんですよ。むしろ中間層というか、責任が重い人たちがうつつになったり過労死で亡くなっています。お医者さんだってよく自殺をされたり、これがもって超党派で全会一致で過労死防止推進法ができたんじゃないですか。

今局長は、収入と過労死、過労自殺の相関を調べたことはないというふうにお答えになられました。これ、調べる必要があるでしょう。でないと、交渉力があるなんて簡単に言えないと思います。局長、いかがですか。

○政府参考人(岡崎淳一君) 御指摘のように、過労死防止対策推進法ができました。今、その中でどういう調査研究が必要か、大綱で定めるところになっておりまして、過労死の家族会等、皆さん方にも入っていただきまして、そこは検討していくと。

したがって、過労死という観点につきましては私は私もしつかりと調査研究をして、何が対策として必要かということを考えていかなければいけないというふうな考えているところでございます。

○福島みずほ君 この法案の前提である大臣の、収入が高ければ交渉力があるというのは、それはあり得ないですよ。過労死を議論する上で必要ですが、この法案を議論する上で必要で収入と過労死、過労自殺の相関関係を調べ、収入が高ければ過労死、過労自殺がないと言えるのか、検証をすべきです。また、収入と健康状態の相関もありません。

医者は、医者というのか、ほかの専門職もありますが、専門職で比較的收入が高い、でも過労死の遺族の方もたくさんいらっしゃいますよね。これ、どう見ていらっしゃるんですか。

○政府参考人(岡崎淳一君) 今回の制度との関係でいけば、対象業務等々もあるということが前提であります。一方では、おっしゃるような、過労死等々の中でお医者さんとかそういった高収入の方々がいるという事実は私どもも十分承知しております。

ただ、どういう相関があるのかさういうこと
につきましては、先ほど申しましたように、過労
死対策防止推進法もできたわけでありますから、
ここはしっかりと議論をした上で必要な研究がで
きるようにしていかなきゃいけないというふうに
考えているところでございます。

○福島みずほ君 過労死防止推進法ができて、
ホワイトカラーエグゼンプションが成立したら過
労死促進法ですよ。きつとこの相関関係やこれ
調べないと、大臣が言う収入が高ければ交渉能力
があるなんといううてんきなことは私たちは
乗れないんですよ。これはきつと調べるべきだ
というふうに思います。

また、過労死の使用責任が問えなくなるとい
う、過労死の弁護士たちもそう言っています。私
も実は過労死の事件をやりました。立証そのもの
が本当に大変です。仮に新労働制度の対象労働者
が働き過ぎで過労死しても、労災認定されない可
能性が高いんじゃないか。さらに、使用者の過労
死に対する民事上の責任を問えないことになつて
しまう。

今回の法案には、過労死認定時間を超える労働
を禁止する措置は何もありません。まず、使用者
は個々の対象労働者の労働時間を管理、記録して
おく義務がなくなります。過労死した労働者が何
時間働いていたのか分からなくなる。新しく創設
する健康管理時間にしても、実労働時間ではない
ので過労死基準の労働時間を認定できません。い
かがですか。

○政府参考人(岡崎淳一君) 過労死の認定をする
場合に、労働時間、どのくらい働いていたかとい
うのが一つの重要な要素であります。これは、現
在でも管理監督者等、労働時間の適用除外になっ
ている方でも、労働基準監督署で認定審査が出て
くれば、その労働時間をしっかりと確認した上で
必要な方に認定している。

ですから、これは労働時間規制があるかないか
ではなくて、実態としてどういう働き方をしてい
たか、それが過労死に結び付いたか、これは労災

認定でありまして、これは事実関係でしっかりと
らせていただいているということでございます。
○福島みずほ君 労働時間規制が一切なくなる労
働者が誕生し、使用者は労働時間管理の責任を負
わないわけですか。健康管理時間は実労働時間では
ありません。

今だって過労死の認定は大変で、実際の事件
で、例えば本人が使っていたパソコンやいろんな
ものを会社は自宅にも行って全部取っていった。
だから、弁護士は、全部一つ一つ立証しなくちゃ
いけない。でも、今回この法案がもし成立すれ
ば、それに輪に輪に掛けて、健康管理時間という
ものがあっても労働時間規制はありませんから、
過労死は増えるし、立証はより困難になるんです
よ。だって、労働時間規制全くなっちゃうから、
会社側の使用者責任が問いにくくなる、問えなく
なるというふうに思います。

全労働省労働組合が行った労働基準監督官千三
百七十人への緊急アンケート集計結果によれば、
新労働時間制度が導入されたら職場にどうい
う影響があるか、長時間・過重労働が一層深刻化する
と答えた監督官は九百八十八人、七三・四％、長
時間労働が抑制され効率的な働き方ができると答
えた監督官は五十六人、四・二％にすぎません。
労働基準監督官が踏み込めなくなるんですよ。
サービス残業を摘発するとか、違法な残業だと
か、残業代不払は許さないと、労働時間規制に
反しているとか、休日労働に反しているとか言え
ないんですよ。

冒頭、極端な事例を言ったかもしれないが、
一日十六時間、三百六十日働いても理論上は合法
です。労働基準監督官も弁護士も違法でなければ
裁判の提訴できないし、労働基準監督官は違法で
なければ企業に踏み込めないですよ。だとした
ら、野放しになるんですよ、残業代払っていい
てもオーケーなんですから。

こういう労働時間の、というか、私は本心に
からこんな法案ができたらかしいと思っております
まし、そのことをまたこれからも追及してい

たいと思います。

以上で終わります。

○委員長(丸川珠代君) 本日の調査はこの程度に
とどめます。

○委員長(丸川珠代君) 勤務青少年福祉法等の一
部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。塩崎厚生
労働大臣。

○国務大臣(塩崎恭久君) ただいま議題となりま
した勤務青少年福祉法等の一部を改正する法律案
につきまして、その趣旨を御説明いたします。

少子化に伴い若年労働力人口が減少する中で、
次代を担うべき青少年が安定した雇用の中で経験
を積みながら職業能力を向上させ、働きがい
を持つて仕事に取り組んでいくことができる社会を
築くことが、我が国の経済社会の発展を図る観点
からも重要な課題となっております。

このような状況を踏まえ、青少年の雇用の促進
等を図り、その能力を有効に発揮できる環境を整
備するため、青少年の適職の選択並びに職業能力
の開発及び向上に関する措置等を総合的に講ずる
こととし、この法律案を提出いたしました。

以下、この法律案の内容につきまして、その概
要を御説明いたします。

第一に、勤務青少年福祉法の題名を青少年の雇
用の促進等に関する法律に改め、その内容を抜本
的に改正することとし、青少年の適職の選択を促
進するため、一定の労働関係法令違反の求人者か
らの求人の申込みを公共職業安定所において受理
しないことができるようにするとともに、新規学
校卒業者の募集を行う企業が青少年の適職の選択
に資する情報を提供する仕組みを設けることとし
、あわせて、青少年の職場への定着の促進に関
する取組等の実施状況が優良であることなどの基
準に適合する中小企業についての認定制度を創設
することとしています。また、国は、職業生活を
円滑に営む上での困難を有する、いわゆるニート
等の青少年に対して、自立を支援するための施設

の整備等の必要な措置を講ずるよう努めなければ
ならないこととしています。

第二に、青少年を始めとした働く方々の職業能
力の開発及び向上を促進するため、職業生活設計
の策定等を支援するキャリアコンサルタントの登
録制度を創設するとともに、国は職務経歴等を明
らかにするジョブ・カードの普及に努めることと
するほか、技能検定の実技試験の実施方法を見直
すこととしています。

最後に、この法律案の施行期日は、一部の規定
を除き、平成二十七年十月一日としております。

以上がこの法律案の趣旨でございます。

御審議の上、速やかに可決していただくことを
お願いいたします。

○委員長(丸川珠代君) 以上で趣旨説明の聴取は
終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日
はこれにて散会いたします。

午後五時三十分散会

四月十日日本委員会に左の案件が付託された。

一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
(第六八八号)(第六八九号)(第六九〇号)

一、新たな患者負担増をやめ、窓口負担を大幅
軽減することに関する請願(第六八六号)

一、パーキンソン病患者・家族に対する治療・
療養に関する対策の充実に関する請願(第六
八七号)

一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
(第六八八号)(第六八九号)(第六九一号)

第六八八号 平成二十七年三月二十七日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 広島県福山市 占部政道 外千六
百八名

紹介議員 柳田 稔君

この請願の趣旨は、第五六一号と同じである。

二八

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

第一条中「勤労青少年の福祉に関する原理を

発及び向上の支援を業として行う者（以下「職

職業紹介事業者等」と、第八条第一項中「厚生労働省令で定める職業紹介事業者等」とあるのは、「職業紹介事業者等」とする。

四項(同条第六項において準用する場合を含む。中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、「労働政策審議会」とあるのは「交通政策審議会」と、同条第五項(同条第六項において準用する場合を含む。中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第九条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局(運輸監理部を含む。次条及び第二十三条において同じ。)」と、第十條中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、第二十一條中「職業紹介事業者等」とあるのは「無料船員職業紹介事業者等」と、第二十二條中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、「職業紹介事業者等」とあるのは「無料船員職業紹介事業者等」と、第二十三條中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、第二十四條中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第二十五條第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)」と、前条に改め、同条を第二十七條とし、同条の前に次の二條を加える。

(権限の委任)

第二十五條 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

2 前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に委任することができる。

(厚生労働省令への委任)

第二十六條 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める。

第十九條第一項中「勤労青少年福祉対策基本方針」を「青少年雇用対策基本方針」に改め、同条を第二十四條とし、同条の前に次の二條を加える。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十二條 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、事業主及び職業紹介事業者等に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(相談及び援助)

第二十三條 公共職業安定所は、この法律に定める事項について、青少年の相談に応じ、及び必要な助言その他の援助を行うことができる。

第十八條の見出しを「(事業主等に対する援助)」に改め、同条中「勤労青少年」を「青少年」に、「を増進するための事業を推進するために」を「を増進を図るため、事業主、職業紹介事業者等その他の関係者に対して、」に、「行なう」を「行う」に改め、同条を第二十一條とし、第五章中同条の前に次の一條を加える。

(労働に関する法令に関する知識の付与)

第二十條 国は、学校と協力して、その学生又は生徒に対し、職業生活において必要な労働に関する法令に関する知識を付与するように努めなければならない。

第四章を削る。

第五章の章名を削る。

第十三條及び第十四條を削る。

第十二條の見出し中「勤労青少年」を「青少年」に改め、同条中「勤労青少年」を「青少年」に改め、「(昭和四十四年法律第六十四号)及び(昭和二十二年法律第二十六号)」を削り、同条を第十九條とし、同条の次に次の章名を付する。

第五章 雑則

第十一條の見出しを「(職業能力の開発及び向上に関する啓発活動等)」に改め、同条中「勤労青少年が職業に必要な技能(これに関する知識を含む。)」を習得するを「青少年がその職業能力の開発及び向上を図る」に、「勤労青少年その他」を「青少年その他」に、「職業訓練に関する啓もう宣伝」を「職業能力の開発及び向上に関する啓

啓発活動」に改め、同条を第十七條とし、同条の次に次の一條を加える。

(職業訓練等の措置)

第十八條 国は、青少年の職業能力の開発及び向上を図るため、地方公共団体その他の関係者と連携し、青少年に対して、職業訓練の推進、職業能力検定の活用、職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五條の四第一項に規定する職務経歴等記録書の普及の促進その他必要な措置を総合的かつ効果的に講ずるように努めなければならない。

第十條を削り、第九條中「職業安定機関」を「公共職業安定所」に、「勤労青少年」を「青少年」に、「行なうことができる」を「行うものとする」に改め、同条を第十條とし、同条の次に次の一節及び章名を加える。

(国と地方公共団体の連携)

第十一條 国及び地方公共団体は、青少年が希望する地域において適職を選択することを可能とするため、相互に連携を図りつつ、地域における青少年の希望を踏まえた求人に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第二節 基準に適合する事業主の認定

等

(基準に適合する事業主の認定)

第十二條 厚生労働大臣は、事業主(常時雇用する労働者の数が三百人以下のものに限る。)からの申請に基づき、当該事業主について、青少年の募集及び採用の方法の改善、職業能力の開発及び向上並びに職場への定着の促進に関する取組に関し、その実施状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(表示等)

第十三條 前条の認定を受けた事業主(次条及び第十五條において「認定事業主」という。)

は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十四條 厚生労働大臣は、認定事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二條の認定を取り消すことができる。

一 第十二條に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第十二條の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十五條 承認中小事業主団体の構成員である認定事業主が、当該承認中小事業主団体をして青少年の募集及び採用を担当する者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法第三十六條第一項及び第三項の規定は、当該構成員である認定事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で認定事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である認定事業主に対して青少年の募集及び採用を担当する者の募集についての相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令

で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八條の三、第四十八條の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第十五条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と

る」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者をいう。同項」とあるのは「青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第十五条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者をいう。次項」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対して、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十六条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

第四章 青少年の職業能力の開発及び向上に関する措置

第八条の前の見出しを削り、同条中「職業安定機関は、勤労青少年がその適性、能力、経験、技能の程度等にふさわしい職業を公共職業安定所は、青少年が適職に」、「促進する」を「可能とする」に、「勤労青少年その他を」を「青少年その他」に、「勤労青少年の特性に適應した職業指導を行なう等」を「職業経験がないこと、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（以下「学校」という。）を退学したこと、不安定な就業を繰り返していることその他青少年の状況に応じた職業指導及び職業紹介を行う等」に改め、同条を第九条とし、同条の前に見出しとして「（職業指導等）」を付し、第三章中同条の前に次の節名を付する。

第一節 公共職業安定所による職業指導等

第三章の章名を次のように改める。

第三章 青少年の適職の選択に関する措置

第七条を削る。

第六条の見出しを削り、同条第一項中「勤労青少年の福祉を」を「青少年の福祉の増進を図るため、適職の選択並びに職業能力の開発及び向上に関する措置等」に、「勤労青少年福祉対策基本方針」を「この条及び第二十四条において「青少年雇用対策基本方針」に改め、同条第二項中「勤労青少年福祉対策基本方針」を「青少年雇用対策基本方針」に改め、同項第一号中「勤労青少年」を「青少年」に改め、同項第二号中「勤労青少年の福祉の増進について」を「青少年について適職の選択を可能とする環境の整備並びに職業能力の開発及び向上を図るために」に改め、同項に次の一号を加える。

三 前二号に掲げるもののほか、青少年の福祉の増進を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項

第六条第三項中「勤労青少年福祉対策基本方針」を「青少年雇用対策基本方針」に、「勤労青少年」を「青少年」に改め、同条第四項中「勤労青少年福祉対策基本方針」を「青少年雇用対策基本方針」に、「当たつて」を「当たつて」に改め、同条第五項及び第六項中「勤労青少年福祉対策基本方針」を「青少年雇用対策基本方針」に改め、第二章中同条を第八条とする。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 青少年雇用対策基本方針

第一章中第五条の次に次の二条を加える。

（関係者相互の連携及び協力）

第六条 国、地方公共団体、事業主、職業紹介事業者等、教育機関その他の関係者は、第二条及び第三条の基本的理念にのっとり、青少年の福祉の増進を図るために必要な施策が効果的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めなければならない。

（指針）

第七条 厚生労働大臣は、第四条及び前条に定める事項についての必要な措置に関し、事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切

に対処するために必要な指針を定め、これを公表するものとする。

本則に次の一条及び一章を加える。
（適用除外）

第二十八条 第四条第一項、第六条、第七条、第十二条から第十六条まで、第十九条、第二十一条及び第二十二條の規定は、国家公務員及び地方公務員に関しては、適用しない。

第六章 罰則

第二十九条 第十五条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十五条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十五条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第二項の規定に違反した者

二 第十五条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十五条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法

人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十三条 第二十二條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下

基準に適合する事業主の認定等(第十二條―第十六條)を講ずべき措置(第十三條・第十四條)に、(第十七條―第十九條)を「第二

十條―第二十八條)を「第二十三條―第三十一條」に、「第二十九條―第三十三條)を「第三十二條―第三十六條)に改める。

第四條第一項中「改善」の下に、「職業の選択に資する情報の提供を加え、同條第二項中「職業紹介事業者をいう」の下に。第十四條において同じを、「募集受託者をいう」の下に。第十三條において同じを加える。

第八條第一項中「第二十四條)を「第二十七條)に改める。

第三十三條中「第二十二條)を「第二十五條)に改め、同條を第三十六條とする。

第三十二條を第三十五條とする。

第三十一條第一号中「第十三條第二項)を「第十六條第二項)に改め、同條第二号及び第三号中「第十五條第五項)を「第十八條第五項)に改め、同條を第三十四條とする。

第三十條第一号中「第十五條第四項)を「第十八條第四項)に改め、同條第二号及び第三号中「第十五條第五項)を「第十八條第五項)に改め、同條を第三十三條とする。

第二十九條中「第十五條第五項)を「第十八條第五項)に改め、同條を第三十二條とする。

第二十八條中「第十二條から第十六條まで、第十九條、第二十一條及び第二十二條)を「第十五條から第十九條まで、第二十二條、第二十四

下の過料に処する。

(青少年の雇用の促進等に関する法律の一部改正)

第二條 青少年の雇用の促進等に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第十一條)を「第十二條)に、「第二節

第三節 基準に適合する事業主の認定

第二節 労働者の募集を行う者等が講ずべき措置(第十三條・第十四條)に、(第十七條―第十九條)を「第二

条及び第二十五條)に改め、第五章中同條を第三十一條とする。

第二十七條中「次条及び第二十三條において」を「以下」に、「第二十一條)を「第十一條中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五條の五」とあるのは「船員職業安定法第十五條第一項」と、第十三條第一項中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、第十四條中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「職業紹介事業者」とあるのは「無料船員職業紹介事業者」と、第二十四條)を「第二十二條)を「第二十五條)に、「第二十三條中」を「第二十六條中」に、「第二十四條)を「第二十七條)に、「第二十五條第一項)を「第二十八條第一項)に改め、同條を第三十條とする。

第二十六條を第二十九條とし、第二十三條から第二十五條までを三條ずつ繰り下げる。

第二十二條中「及び職業紹介事業者等」を、「職業紹介事業者等、求人者及び労働者の募集を行う者」に改め、同條を第二十五條とする。

第二十一條を第二十四條とし、第二十條を第二十三條とする。

第四章中第十九條を第二十二條とし、第十八條を第二十一條とし、第十七條を第二十條とする。

第三章第二節中第十六條を第十九條とする。

第十五條の前の見出しを削り、同條第五項及び第六項中「第十五條第四項)を「第十八條第四項)に改め、同條を第十八條とし、同條の前に見出しとして「(委託募集の特例等)」を付する。

第十四條中「第十二條)を「第十五條)に改め、同條を第十七條とする。

第十三條第一項中「第十五條)を「第十八條)に改め、同條を第十六條とする。

第十二條を第十五條とする。

第三章第二節を第三節とし、第一節の次に次の一節を加える。

第二節 労働者の募集を行う者等が講ずべき措置

(青少年雇用情報の提供)

第十三條 労働者の募集を行う者及び募集受託者は、学校卒業見込者等であることを条件とした労働者の募集(次項において「学校卒業見込者等募集」という)を行うときは、学校卒業見込者等に対し、青少年の募集及び採用の状況、職業能力の開発及び向上並びに職場への定着の促進に関する取組の実施状況その他の青少年の適職の選択に資するものとして厚生労働省令で定める事項(同項及び次条において「青少年雇用情報」という)を提供するよう努めなければならない。

2 労働者の募集を行う者及び募集受託者は、学校卒業見込者等募集に当たり、当該学校卒業見込者等募集に応じ、又は応じようとする学校卒業見込者等の求めに応じ、青少年雇用情報を提供しなければならない。

第十四條 求人者は、学校卒業見込者等求人

申込みに当たり、その申込みに係る公共職業安定所又は職業紹介事業者に対し、青少年雇用情報を提供するように努めなければならない。

2 公共職業安定所又は職業紹介事業者に学校卒業見込者等求人者の申込みをした求人者は、その申込みをした公共職業安定所若しくは職業紹介事業者又はこれらの紹介を受け、若しくは受けようとする学校卒業見込者等の求めに応じ、青少年雇用情報を提供しなければならない。

第三章第一節中第十一條を第十二條とし、第十條の次に次の一節を加える。

(求人者の不受理)

第十一條 公共職業安定所は、求人者が学校(小学校及び幼稚園を除く)その他厚生労働省令で定める施設の学生又は生徒であつて卒業することが見込まれる者その他厚生労働省令で定める者(第十三條及び第十四條において「学校卒業見込者等」という)であることを条件とした求人(同条において「学校卒業見込者等求人」という)の申込みをする場合において、その求人者がした労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものの違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられたとき(厚生労働省令で定める場合に限る)は、職業安定法第五條の五の規定にかかわらず、その申込みを受理しないことができる。

第三條 青少年の雇用の促進等に関する法律の一部を次のように改正する。

「第五章 職業生活における自立促進のため

第六章 雑則(第二十六條―第三十四條)

第七章 罰則(第三十五條―第三十九條)

に改める。

「第五章 雑則(第二十三條―第三十一條)

第六章 罰則(第三十二條―第三十六條)

第七章 雑則(第二十六條―第三十四條)

第八章 罰則(第三十五條―第三十九條)

に改める。

「第五章 雑則(第二十三條―第三十一條)

第六章 罰則(第三十二條―第三十六條)

第七章 雑則(第二十六條―第三十四條)

第八章 罰則(第三十五條―第三十九條)

第八条第一項中「第二十七条」を「第三十条」に改める。

第二十一条中「昭和四十四年法律第六十四号」の下に「第三十条の三に規定するキャリアアコンサルタントによる相談の機会の付与、同法」を加える。

第三十六条中「第二十五条を「第二十八条」に改め、同条を第三十九条とする。

第三十五条を第三十八条とし、第三十二条から第三十四条までを三条ずつ繰り下げる。

第六章を第七章とする。

第三十一条中「第二十四条及び第二十五条」を「第二十七条及び第二十八条」に改め、第五章中同条を第三十四条とする。

第三十条中「第二十四条」を「第二十五条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、第二十七条に、「第二十五条」を「第二十八条」に、「第二十六条」を「第二十九条」に、「第二十七条」を「第三十条」に、「第二十八条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同条を第三十三条とする。

第二十九条を第三十二条とし、第二十三条から第二十八条までを三条ずつ繰り下げる。

第五章を第六章とし、第四章の次に次の一章を加える。

第五章 職業生活における自立促進のための措置

(職業生活における自立の促進)

第二十三条 国は、就業、修学及び職業訓練の受講のいずれもしていない青少年であつて、職業生活を円滑に営む上での困難を有するもの(次条及び第二十五条において「無業青少年」という。)に対し、その特性に応じた適職の選択その他の職業生活に関する相談の機会の提供、職業生活における自立を支援するた

めの施設の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第二十四条 地方公共団体は、前条の国の措置と相まって、地域の実情に応じ、無業青少年の職業生活における自立を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(求人者等に対する指導及び援助)

第二十五条 公共職業安定所は、無業青少年に就職を紹介するため必要があるときは、求人者に対して、職業経験その他の求人者の条件について指導するものとする。

2 公共職業安定所は、無業青少年を雇用し、又は雇用しようとする者に対して、配置その他の無業青少年の雇用に関する事項について、必要な助言その他の援助を行うことができる。

(職業安定法の一部改正)

第四条 職業安定法(昭和二十二年法律第四百一号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「卒業した」を「卒業し、又は退学した」に改め、同条第三項中「機会の下に」又は「職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第三十条の三に規定するキャリアアコンサルタントによる相談の機会」を加える。

第三十三条の二第一項第三号中「(昭和四十四年法律第六十四号)」を削り、「第十五条の六第一項各号」を「第十五条の七第一項各号」に改める。

(職業能力開発促進法の一部改正)

第五条 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十五条の五」を「第十五条の六」に、「第十五条の六」を「第十五条の七」に、「第七節

の二」第三十条の二)に、「第五章 技能検定(第四十四条―第五十一条)」を 第一節 第二節

業能力検定
技能検定(第四十四条―第五十一条)に改める。
補則(第五十条の二・第五十一条)

第二条に次の一項を加える。

5 この法律において「キャリアアコンサルティング」とは、労働者の職業の選択、職業生活設計又は職業能力の開発及び向上に関する相談に応じ、助言及び指導を行うことをいう。

第三条の二第五項中「職業能力検定」を「技能検定その他の職業能力検定」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第三条の三 労働者は、職業生活設計を行い、その職業生活設計に即して自発的な職業能力の開発及び向上に努めるものとする。

第九条及び第十条の二第二項第一号中「第十五条の六第三項」を「第十五条の七第三項」に改める。

第十条の三第一号中「相談」を「キャリアアコンサルティング」に改める。

第十五条の二第一項第一号中「相談」を「キャリアアコンサルティング」に改め、同項第八号及び第十五条の三中「第十五条の六第三項」を「第十五条の七第三項」に改める。

第十五条の七に次の一項を加える。

2 厚生労働大臣は、前項の計画を定めるに当たつては、あらかじめ、関係行政機関の長その他の関係者の意見を聴くものとする。

第十五条の七を第十五条の八とし、第十五条の六を第十五条の七とする。

第三章第二節中第十五条の五を第十五条の六とし、第十五条の四を第十五条の五とし、第十五条の三の次に次の一条を加える。

(職務経歴等記録書の普及)

第十五条の四 国は、労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上を促

進するため、労働者の職務の経歴、職業能力その他の労働者の職業能力の開発及び向上に関する事項を明らかにする書面(次項において「職務経歴等記録書」という。)の様式を定め、その普及に努めなければならない。

2 国は、職務経歴等記録書の様式を定めるに当たつては、青少年の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上が促進されるように、その特性にも配慮するものとする。

第十六条第四項中「独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構」を「独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構」に改める。

第二十三条に次の一項を加える。

4 公共職業能力開発施設の長は、公共職業訓練を受ける求職者が自ら職業能力の開発及び向上に関する目標を定めることを容易にするために、必要に応じ、キャリアアコンサルタントによる相談の機会の確保その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二十七条第五項中「第十五条の六第二項」を「第十五条の七第二項」に、「第二十三条第三項」を「第二十三条第三項及び第四項」に改める。

第三章に次の一節を加える。

第八節 キャリアアコンサルタント

(業務)
第三十条の三 キャリアアコンサルタントは、キャリアアコンサルタントの名称を用いて、キャリアアコンサルティングを行うことを業とする。

(キャリアアコンサルタント試験)
第三十条の四 キャリアアコンサルタント試験

職業訓練指導員等(第二十七条の二―第三十条の二)を 第七節 職業訓練指導員等(第二十七条 第八節 キャリアアコンサルタント(第三

は、厚生労働大臣が行う。

2 前項のキャリアコンサルタント試験(以下この節において「キャリアコンサルタント試験」という。)は、学科試験及び実技試験によつて行う。

3 次の各号のいずれかに該当する者でなければ、キャリアコンサルタント試験を受けることができない。

一 キャリアコンサルティングに必要な知識及び技能に関する講習で厚生労働省令で定めるものの課程を修了した者

二 厚生労働省令で定める実務の経験を有する者

三 前二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの

4 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定める資格を有する者に対し、第二項の学科試験又は実技試験の全部又は一部を免除することができる。

(登録試験機関の登録)

第三十条の五 厚生労働大臣は、厚生労働大臣の登録を受けた法人(以下「登録試験機関」という。)に、キャリアコンサルタント試験の実施に関する業務(以下「資格試験業務」という。)を行わせることができる。

2 前項の登録を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

二 資格試験業務を行う事業所の所在地

三 前二号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により登録試験機関に資格試験業務を行わせるときは、資格試験業務を行わないものとする。

(欠格条項)

第三十条の六 厚生労働大臣は、前条第二項の

規定により登録の申請を行う者(以下この条及び次条において「申請者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、登録をしてはならない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第三十条の十五の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 申請者の役員のうち第一号に該当する者がある者

四 申請者の役員のうち第三十条の十二第一項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者がある者

(登録の要件等)

第三十条の七 厚生労働大臣は、申請者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、厚生労働省令で定める。

一 次に掲げる科目について試験を行うこと。

イ この法律その他関係法令に関する科目
ロ キャリアコンサルティングの理論に関する科目

ハ キャリアコンサルティングの実務に関する科目

ニ その他厚生労働省令で定める科目

二 次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する試験委員が試験の問題の作成及び採点を行うこと。

イ 学校教育法による大学において心理学、社会学若しくは経営学に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者

ロ キャリアコンサルティングに五年以上

従事した経験を有する者

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

三 資格試験業務の信頼性の確保のための次に掲げる措置がとられていること。

イ 資格試験業務に関する規程(試験に関する秘密の保持に関することを含む。以下「試験業務規程」という。)に従い資格試験業務の管理を行う専任の部門を置くこと。

ロ イに掲げるもののほか、資格試験業務の信頼性を確保するための措置として厚生労働省令で定めるもの

四 債務超過の状態にないこと。

2 第三十条の五第一項の登録は、登録試験機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 第三十条の五第二項各号に掲げる事項(登録事項等の変更の届出)

第三十条の八 登録試験機関は、前条第二項第二号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

2 登録試験機関は、役員又は試験委員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(試験業務規程)

第三十条の九 登録試験機関は、試験業務規程を定め、資格試験業務の開始前に、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 試験業務規程には、資格試験業務の実施方法、試験に関する料金その他の厚生労働省令で定める事項を定めなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の認可をした試験業務規程が試験の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、登録試験機関に

対し、その試験業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(資格試験業務の休廃止)

第三十条の十 登録試験機関は、厚生労働大臣の許可を受けなければ、資格試験業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第三十条の十一 登録試験機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(これらの作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第百五条の二において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間、その事務所に備えて置かなければならない。

2 キャリアコンサルタント試験を受けようとする者その他の利害関係人は、登録試験機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録試験機関の定め

た費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものをいう。)により提供することの請求又は当該事

項を記載した書面の交付の請求

(解任命令)

第三十条の十二 厚生労働大臣は、登録試験機関の役員又は試験委員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは試験業務規程に違反する行為をしたとき、又は資格試験業務の実施に著しく不適当な行為をしたときは、登録試験機関に対し、当該役員又は試験委員の解任を命ずることができ、

2 前項の規定による命令により試験委員の職を解任され、解任の日から二年を経過しない者は、試験委員となることができない。

(秘密保持義務等)

第三十条の十三 登録試験機関の役員若しくは職員(試験委員を含む。次項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、資格試験業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 資格試験業務に従事する登録試験機関の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(適合命令等)

第三十条の十四 厚生労働大臣は、登録試験機関が第三十条の七第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該登録試験機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 厚生労働大臣は、前項に定めるもののほか、資格試験業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録試験機関に対し、資格試験業務に關し監督上必要な命令をすることができ、

(登録の取消し等)

第三十条の十五 厚生労働大臣は、登録試験機関が第三十条の六各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならない。

2 厚生労働大臣は、登録試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録試験機関に対し、その登録を取り消し、又は期間を定めて資格試験業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができ、

一 不正の手段により第三十条の五第一項の登録を受けたとき。
二 第三十条の九第一項の認可を受けた試験業務規程によらないで資格試験業務を行つたとき。

三 第三十条の九第三項、第三十条の十二第二項又は前条の規定による命令に違反したとき。
四 第三十条の十、第三十条の十一第一項又は次条の規定に違反したとき。

五 正当な理由がないのに第三十条の十一第二項の規定による請求を拒んだとき。

(帳簿の記載)

第三十条の十六 登録試験機関は、帳簿を備え、資格試験業務に關し厚生労働省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(報告等)

第三十条の十七 厚生労働大臣は、資格試験業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録試験機関に対して資格試験業務に關し必要な報告を求め、又はその職員に、登録試験機関の事務所に立ち入り、資格試験業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公示)

第三十条の十八 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

らない。

一 第三十条の五第一項の登録をしたとき。

二 第三十条の八第一項の規定による届出があつたとき。

三 第三十条の十の許可をしたとき。

四 第三十条の十五の規定により登録を取り消したとき。

五 第三十条の十五第二項の規定により資格試験業務の全部又は一部の停止の命令をしたとき。

(キャリアコンサルタントの登録)

第三十条の十九 キャリアコンサルタント試験に合格した者は、厚生労働省に備えるキャリアコンサルタント名簿に、氏名、事務所の所在地その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けて、キャリアコンサルタントとなることができる。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の登録を受けることができない。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

三 この法律及びこの法律に基づく命令以外の法令に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

四 第三十条の二十二第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

3 第一項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

4 前項の更新に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(キャリアコンサルタント登録証)

第三十条の二十 厚生労働大臣は、キャリアコ

ンサルタントの登録をしたときは、申請者に前条第一項に規定する事項を記載したキャリアコンサルタント登録証(次条第二項において「登録証」という。)を交付する。

(登録事項の変更の届出等)

第三十条の二十一 キャリアコンサルタントは、第三十条の十九第一項に規定する事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

2 キャリアコンサルタントは、前項の規定による届出をするときは、当該届出に登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

(登録の取消し等)

第三十条の二十二 厚生労働大臣は、キャリアコンサルタントが第三十条の十九第二項第一号から第三号までのいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならない。

2 厚生労働大臣は、キャリアコンサルタントが第三十条の二十七の規定に違反したときは、その登録を取り消し、又は期間を定めてキャリアコンサルタントの名称の使用の停止を命ずることができる。

(登録の消除)

第三十条の二十三 厚生労働大臣は、キャリアコンサルタントの登録がその効力を失つたときは、その登録を消除しなければならない。

(指定登録機関の指定)

第三十条の二十四 厚生労働大臣は、厚生労働大臣の指定する者(以下「指定登録機関」という。)に、キャリアコンサルタントの登録の実施に關する事務(以下「登録事務」という。)を行わせることができる。

2 前項の指定は、登録事務を行おうとする者の申請により行う。

3 指定登録機関が登録事務を行う場合における第三十条の十九第一項、第三十条の二十、第三十条の二十一第一項及び前条の規定の適

用については、第三十条の十九第一項中「厚生労働省に」とあるのは「指定登録機関に」と、第三十条の二十、第三十条の二十一第一項及び前条中「厚生労働大臣」とあるのは「指定登録機関」とする。

(指定の基準)

第三十条の二十五 厚生労働大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、前条第二項の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

一 職員、設備、登録事務の実施の方法その他の事項についての登録事務の実施に関する計画が、登録事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の登録事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 営利を目的としない法人であること。

(指定登録機関の指定等についての準用)

第三十条の二十六 第三十条の五第三項、第三十条の六、第三十条の八第二項、第三十条の九、第三十条の十、第三十条の十二第一項及び第三十条の十三から第三十条の十八まで(第三十条の十五第二項第五号及び第三十条の十八第二号を除く。)の規定は、第三十条の二十四第一項の指定、指定登録機関及び登録事務について準用する。この場合において、第三十条の五第三項中「第一項」とあるのは「第三十条の二十四第一項」と、第三十条の六中「前条第二項」とあるのは「第三十条の二十四第二項」と、第三十条の八第二項中「役員又は試験委員」とあるのは「役員」と、第三十条の九第一項中「試験業務規程」とあるのは「登録事務に関する規程(以下「登録事務規程」という。）」と、同条第二項中「試験業務規程」とあるのは「登録事務規程」と、「実施方法、試験に関する料金」とあるのは「実施方法」と、同条第三項中「試験業務規程」とあるのは「登録事務規程」と、「試験の」とあるのは「登録事務の」とする。

務の」と、第三十条の十二第一項中「役員又は試験委員」とあるのは「役員」と、「試験業務規程」とあるのは「登録事務規程」と、第三十条の十三第一項中「職員試験委員を含む。次項において同じ。）」とあるのは「職員」と、第三十条の十四第一項中「第三十条の七第一項各号」とあるのは「第三十条の二十五各号」と、第三十条の十五第二項第一号中「第三十条の五第一項」とあるのは「第三十条の二十四第一項」と、同項第二号中「試験業務規程」とあるのは「登録事務規程」と、同項第四号中「第三十条の十、第三十条の十一第一項」とあるのは「第三十条の十」と、第三十条の十八第一号中「第三十条の五第一項」とあるのは「第三十条の二十四第一項」と読み替えるものとする。

(義務)

第三十条の二十七 キャリアコンサルタントは、キャリアコンサルタントの信用を傷つけ、又はキャリアコンサルタント全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

2 キャリアコンサルタントは、その業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。キャリアコンサルタントでなくなつた後においても、同様とする。

(名称の使用制限)

第三十条の二十八 キャリアコンサルタントでない者は、キャリアコンサルタント又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

(厚生労働省令への委任)

第三十条の二十九 この節に定めるもののほか、キャリアコンサルタント試験、キャリアコンサルタントの登録その他この節の規定の施行に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第五章の章名を次のように改める。

第五章 職業能力検定

第四十四条第一項中「政令」を「厚生労働省令」に改め、同条に次の一項を加える。

4 実技試験の実施方法は、検定職種ごとに、厚生労働省令で定める。

第五章中第四十四条の前に次の節名を付する。

第一節 技能検定

第四十七条第一項中「試験業務」を「この条及び第九十六条の二において「技能検定試験業務」に改め、同項各号及び同条第二項中「試験業務」を「技能検定試験業務」に改め、同条第三項中「試験業務」を「技能検定試験業務」に改め、「明治四十年法律第四十五号」を削り、同条第四項中「試験業務」を「技能検定試験業務」に改める。

第五十条の次に次の節名及び一条を加える。

第二節 補則

(職業能力検定に関する基準の整備)

第五十条の二 厚生労働大臣は、職業能力検定(技能検定を除く。以下この条において同じ。)の振興を図るため、事業主その他の関係者が職業能力検定を適正に実施するために必要な事項に関する基準を定めるものとする。

第五十一条中「技能検定」を「職業能力検定」に改める。

第九十六条中「第十五条の六第一項ただし書」を「第十五条の七第一項ただし書」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(登録試験機関等がした処分等に係る審査請求)

第九十六条の二 登録試験機関が行う資格試験業務に係る処分若しくはその不作為、指定登録機関が行う登録事務に係る処分若しくはその不作為又は指定試験機関が行う技能検定試験業務に係る処分若しくはその不作為については、厚生労働大臣に対し、審査請求をすることができ、この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、登録試験機関、指定登録機関又は指定試験機関の上級行政庁とみなす。

第九十七条第一項中「第四十四条第一項」を「第三十条の四第一項のキャリアコンサルタント試験を受けようとする者、第三十条の十九第一項の登録を受けようとする者、第三十条の二十の登録証の再交付若しくは訂正を受けようとする者、第四十四条第一項」に改める。

第九十九条の二中「従事した者の下に」又は「第三十条の二十七第二項の規定に違反した者」を加える。

第一百条第四号中「第四十七条第二項」を「第三十条の十三第一項第三十条の二十六において準用する場合を含む。又は第四十七条第二項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第一百条の二 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした登録試験機関又は指定登録機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十条の十(第三十条の二十六において準用する場合を含む。)の許可を受けないで資格試験業務又は登録事務の全部を廃止したとき。

二 第三十条の十六(第三十条の二十六において準用する場合を含む。)の規定に違反して資格試験業務又は登録事務に関する帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三 第三十条の十七第一項(第三十条の二十六において準用する場合を含む。)以下この号において同じ。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第一百二条中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 第三十条の二十二第二項の規定によりキャリアコンサルタントの名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられ

た期間中に、キャリアアコンサルタントの名称を使用したもの

五 第三十条の二十八の規定に違反した者
第五十五条中「第四十七条第四項を」第三十条の十五第二項(第三十条の二十六において準用する場合を含む。)又は第四十七条第四項に改め、「違反行為をした」の下に「登録試験機関、指定登録機関又は」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第五十五条の二 第三十条の十一第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ場合には、その違反行為をした登録試験機関の役員又は職員は、二十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条、第四条及び第十九条の規定公布の日

二 第二条の規定 平成二十八年三月一日

三 第三条の規定、第四条中職業安定法第二十六條第三項の改正規定及び同法第三十三條の

二の改正規定(昭和四十四年法律第六十四号)を削る部分に限る。)、第五條の規定(職業能力開発促進法の目次の改正規定(第十五條の五)を第十五條の六に、「第十五條の六を」第十五條の七に改める部分に限る。)、同法第三條の二の次に一條を加える改正規定、同法第九條、第十條の二第二項第一号、第十五條の二第二項第八号及び第十五條の三の改正規定、同法第十五條の七に一項を加える改正規定、同法第十五條の七を同法第十五條の八とし、同法第十五條の六を同法第十五條の七とする改正規定、同法第三章第二

節第十五條の五を第十五條の六とし、第十五條の四を第十五條の五とする改正規定、同法第十五條の三の次に一條を加える改正規定、同法第十六條第四項の改正規定、同法第二十七條第五項の改正規定(第十五條の六第二項を「第十五條の七第二項」に改める部分に限る。)、並びに同法第九十六條の改正規定を除く。並びに附則第五條、第六條及び第九條の規定 平成二十八年四月一日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(準備行為)

第三条 第一条の規定による改正後の青少年の雇用の促進等に関する法律第十二條の認定を受けようとする者は、この法律の施行前においても、その申請を行うことができる。

第四条 第五條の規定による改正後の職業能力開発促進法(次項、次条及び附則第六條において「改正後能開法」という。第三十條の五第一項の登録を受けようとする者は、附則第一條第三号に掲げる規定の施行前においても、その申請を行うことができる。

2 改正後能開法第三十條の二十四第一項の指定を受けようとする者は、附則第一條第三号に掲げる規定の施行前においても、その申請を行うことができる。

(職業能力開発促進法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 附則第一條第三号に掲げる規定の施行の際現にキャリアアコンサルタント又はこれに紛らわしい名称を用いている者については、改正後能開法第三十條の二十八の規定は、同号に掲げる規定の施行後六月間は、適用しない。

(職業能力開発促進法の一部改正に伴う調整規定)

第六條 附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日が行政不服審査法平成二十六年法律第六十八号の施行の前日である場合には、同日の前日までの間における改正後能開法第九十六條の二の規定の適用については、同条中「審査請求」とあるのは、「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求」とし、同条後段の規定は、適用しない。

(職業能力開発促進法の一部改正に伴う調整規定)

第六條 附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日が行政不服審査法平成二十六年法律第六十八号の施行の前日である場合には、同日の前日までの間における改正後能開法第九十六條の二の規定の適用については、同条中「審査請求」とあるのは、「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求」とし、同条後段の規定は、適用しない。

(障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正)

第七條 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第二十五條第三項中「第十五條の六第三項を」第十五條の七第三項に改める。

(雇用対策法の一部改正)

第八條 雇用対策法昭和四十一年法律第三十二号の一部を次のように改正する。

第七條を次のように改める。

第七條 削除

第九條中「前二條」を「前條」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第九條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第三十二号(二)の次に次のように加える。

(職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第三十條の十九第一項(キャリアアコンサルタントの登録)のキャリアアコンサルタントの登録(更新の登録を除く。))

別表第一第八十一号の次に次のように加える。

八十一の二 キャリアアコンサルタントに係る登録試験機関の登録

職業能力開発促進法第三十條の五第一項(登録試験機関の登録)の登録	登録件数	一件につき九千円
別表第三の十三の項の第二欄中「(昭和四十四年法律第六十四号)」を削る。		

(社会保険労務士法の一部改正)

第十條 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の二十五の次に次の一号を加える。

二十の二十六 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十八号)

(雇用保険法の一部改正)

第十一條 雇用保険法(昭和四十九年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第六十三條第一項第二号中第十五條の六第一項ただし書を「第十五條の七第一項ただし

書」に改める。

(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法の一部改正)

第十二條 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法平成十四年法律第六十五号の一部を次のように改正する。

第十四條第一項第五号中「第十五條の六第一項第五号」を「第十五條の七第一項第五号」に改める。

第二十四條第一項中「第十五條の四、第十五條の六第二項」を「第十五條の五、第十五條の七第二項」に改める。

(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の一部改正)

第十三条 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第五条のうち社会保険労務士法別表第一の改正規定中「別表第一第二十号の二十五」を「別表第一第二十号の二十六」に、「二十の二十六」を「二十の二十七」に改める。

(外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部改正)

第十四条 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十七年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第二十四条中厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)第二十一条第一項の改正規定を削る。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第十五条 厚生労働省設置法の一部を次のように改正する。

第九条第一項第四号中「勤労青少年福祉法」を「青少年の雇用の促進等に関する法律」に改める。

第二十一条第一項中「第六十二号まで、第六十五号(職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十三年法律第四十七号)第四条第二項に規定する認定職業訓練に係るものに限る。)、第六十六号から」を削る。

(厚生労働省設置法の一部改正に伴う調整規定)

第十六条 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の施行の日がこの法律の施行の日以前となる場合には、前条のうち厚生労働省設置法第二十一条の改正規定中「第六十五号(職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十三年法律第四十七号)第四条第二項に規定する認定職業訓練に係るものに限る。)、第六十六号」とあるのは、「第六十五号」とし、附則第十四条の規定は、適用しない。

(国土交通省設置法の一部改正)

第十七条 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第三号中「勤労青少年福祉法」を「青少年の雇用の促進等に関する法律」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第十八条 この法律(附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十九条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第百八十六回国会厚生労働委員会会議録第十八号中正誤

ページ 段 行 誤 正

一 三 五 四 五 思います。 行います。

平成二十七年四月二十八日印刷

平成二十七年四月三十日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

C